

# 高等教育の修学支援新制度 授業料等減免事務処理要領

## (第5版)

### まえがき

本要領は、「大学等における修学の支援に関する法律」に基づき、授業料及び入学金（以下「授業料等」という。）の減免に関する事務処理の標準的な手順、内容等についてまとめたものです。

各大学（短期大学を含む。）、高等専門学校、及び専門学校並びに都道府県及び指定都市の御担当におかれましては、高等教育修学支援新制度による授業料等の減免により、真に支援が必要な低所得世帯の学生等の修学に係る経済的負担の軽減を図ることが、我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを改めて御認識いただき、円滑な制度の実施のため、本要領に沿って実施していただくよう、お願いします。

文部科学省高等教育局学生支援課高等教育修学支援室

第1版	令和2年3月
第2版	令和3年3月
第3版	令和4年3月
第3版（一部改訂）	令和4年7月
第4版	令和5年3月
第5版	令和6年3月

## 目次

用語の解説	5
支援措置の対象となる学生等の認定及び減免費用の交付手続の流れ（参考）	6
第1章 授業料等減免に関する大学等での標準的な事務	8
第1節 授業料等減免の認定等に関する事務	9
(1) 学生等からの申請に関する事	9
1) 認定申請書（A様式1）による申請手続	9
2) スカラネットによる申請手続	11
(2) 対象者の認定要件に関する事	12
(3) 減免の実施に関する事	20
1) 実施のスケジュール	20
2) 選考、認定に関する事	20
3) 減免額の算出	22
5) 入学金、授業料の徴収猶予、還付	29
(4) 認定結果の通知に関する事	30
(5) 減免実施後の授業料等の徴収	30
第2節 支援の継続に関する事務	31
(1) 継続願に関する事（令和6年度より取扱い変更）	31
(2) 適格認定に関する事	31
1) 学業成績の判定	31
2) 収入額・資産額等の判定（施行規則第13条関係）	39
(3) 大学等ごとの支援状況の公表に関する事	40
第3節 減免費用の申請、交付に関する事務（年度当初の申請、交付）	41
(1) 交付申請に関する事	41
1) 交付申請の申請先（支弁者）と費用負担者	41
2) 交付申請の対象となる学生等の考え方	42
3) 交付申請の方法	42
4) 提出書類	48
5) 申請期限	48
(2) 交付決定に関する事	48
(3) 請求・支払に関する事	48
第4節 減免費用の変更申請、変更交付に関する事務	49
(1) 変更交付申請に関する事	49
(2) 変更交付決定に関する事	52
(3) 請求、支払に関する事	52
第5節 減免費用の実績報告、額の確定に関する事務	53
(1) 実績報告に関する事	53
(2) 額の確定に関する事	54
第6節 学籍または支援を受ける資格の異動等に伴う事務（休学・懲戒処分等）	57
(1) 休学による認定の効力の停止	57
(2) 懲戒処分による認定の取消し及び効力の停止	58
(3) 早期卒業、除籍、自主退学・死亡等	61

(4) 国籍・在留資格の変更	62
(5) 転籍（転学部・転学科）	63
(6) 支援対象者からの申出による停止	63
(7) 支援対象者の留学	64
第7節 転学・編入学等に伴う事務	65
(1) 転学・編入学等の場合の支援対象者と支援期間	65
(2) 同一の大学等において、学部等の相互の間で異動する場合の手続き	66
(3) 異なる大学等の中で、転学・編入学等する場合の手続き	67
第8節 家計が急変した学生等への支援に関する事務	69
(1) 概要（ポイント）	69
(※) 進学前（制度開始前）の急変については、取扱いが異なる点がある（後述「(3) 学生等からの申請に関すること」）	69
(2) 対象者に関すること	69
(3) 学生等からの申請に関すること	72
(4) 選考・認定に関すること	73
(5) 認定結果の通知に関すること	74
(6) 継続願に関すること（令和6年度より取扱い変更）	74
(7) 適格認定に関すること	74
(8) 減免の実施に関すること	76
(9) 交付申請に関すること	77
第9節 授業料減免のみ申し込む者の扱いについて	78
(1) 学生等が授業料減免のみ申込を希望する場合（給付型奨学金への申込を希望しない場合）	78
(2) 学生等からの申請に関すること	78
(3) 選考、認定に関すること	80
(4) 認定結果の通知に関すること	81
(5) 交付申請に関すること	82
(6) 交付決定に関すること	83
(7) 請求・支払に関すること	83
(8) 継続願に関すること（令和6年度より取扱い変更）	83
(9) 適格認定に関すること	84
(10) 転学・編入学等に伴う事務手続きに関すること	84
(11) 家計急変の対応に関すること	85
(12) 機構の無利子奨学金を申込・利用している学生等について	87
第10節 不正への対応	88
(1) 学生等による虚偽申告その他不正に関すること	88
(2) 大学等による不正に関すること	89
第11節 確認大学等でなくなった場合の取扱い	91
第2章 授業料等減免に関する費用支弁者（国（私学事業団を含む）、都道府県・市町村）での標準的な事務	93
第1節 交付決定に関する事務	95
(1) 交付申請書の受理	95
(2) 交付申請書の確認	95

(3) 交付決定 .....	100
(4) 交付金の支払 .....	100
第2節 変更交付決定に関する事務 .....	101
(1) 変更交付申請書の受理 .....	101
(2) 変更交付申請書の確認 .....	101
(3) 変更交付決定 .....	103
(4) 交付金の支払 .....	103
第3節 減免費用の実績報告、額の確定に関する事務 .....	104
(1) 実績報告書の受理 .....	104
(2) 実績報告書の確認 .....	104
(3) 額の確定に関すること .....	105

## 巻末資料

- 参考資料 1 大学等に進学するまでの期間に関する要件
- 参考資料 2 生計維持者に係る Q & A
- 参考資料 3 入学前に学生が利用可能な支援制度
- 参考資料 4 家計急変時の支援に関する学生への案内
- 参考資料 5 高等教育段階の教育費負担軽減に関する新たな制度の実施における市町村  
民税情報の提供の円滑化に関する協力依頼について（事務連絡）
- 参考資料 6 減免額算定基準額の算定における海外居住者の扱いについて
- 参考資料 7 減免額算定基準額の算定における、家計が急変した学生等の扱いについて
- 参考資料 8 減免額算定基準額の算定における、進学のために本人が離職した場合の扱  
いについて
- 参考資料 9 遡及取消に係る Q & A
- 参考資料 10 専修学校の専門課程（専門学校）に関する留意点

## 各種様式

## その他

- 減免額算定基準額 算定用ツール

## 用語の解説

- 「機構」とは、独立行政法人日本学生支援機構をいう。
- 「大学等」とは、大学、短期大学（認定専攻科を含む）、高等専門学校（認定専攻科を含む）及び専門学校（専修学校（専門課程））をいう。
- 「学生等」とは、大学、短期大学（認定専攻科を含む）、高等専門学校（第4学年・第5学年及び認定専攻科に限る）の学生、専門学校の生徒をいう。
- 「認定専攻科」とは、学位規則（昭和28年文部科学省令第9号）第6条第1項に規定する独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たす短期大学及び高等専門学校の専攻科をいう。
- 「休学」とは、大学等が定める正規の手続きを経て認められた期間を休学するものをいう。
- 「修得単位数」には、専修学校設置基準第20条第1項に基づく単位制によらない専門学校において履修した科目の単位時間数を含み、「標準単位数」には、同様に単位時間数に基づき算定した標準時間数を含む。
- 「予約採用」「在学採用」とは、それぞれ下表に示す通り、機構の給付型奨学金の採用パターンをいう。
- 「進学届」とは、それぞれ下表に示す通り、給付型奨学金制度における届出のことをいう。

※ 授業料等減免の事務は、給付型奨学金に係る事務と連動して実施することとなる。給付型奨学金の採用事務（申請から対象者認定まで）は、下表の通り、2つのパターン別々に実施しており、それぞれ手続きの内容や時期が異なるため、授業料等減免の事務においても留意が必要となる。

### ◇給付型奨学金の採用事務（申請～対象者認定）

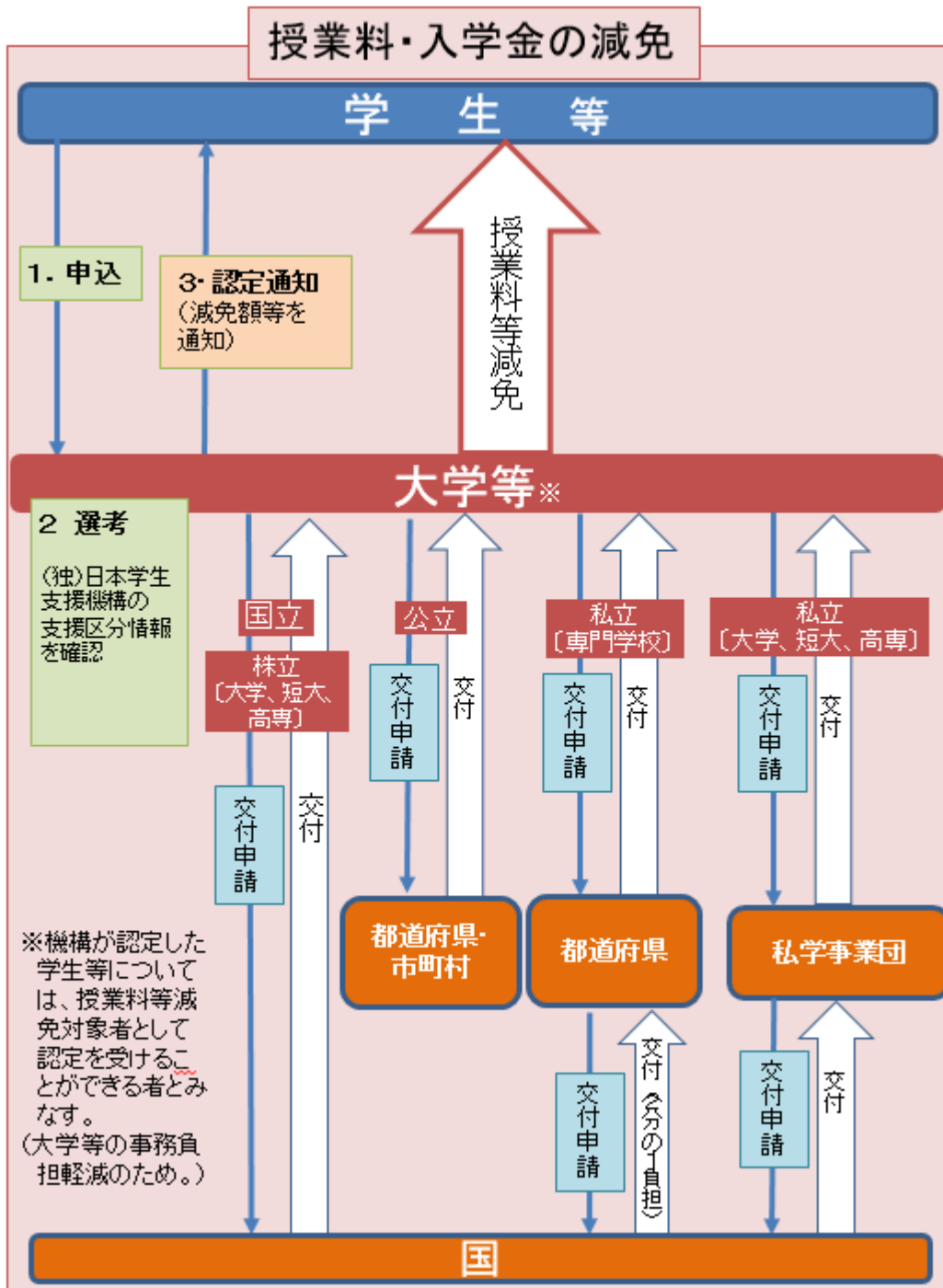
	予約採用	在学採用
募集時期	2023年4月～ (※2023年10月 進路変更者等やむを得ない事情のある者に向けた予備回を実施) (高校等を通じて実施)	2024年4月～（一次採用） 9月～（二次採用）
対象者	2024年度進学予定者	2024年度在学者
採用決定時期	2023年10月以降、予約採用候補者を決定(※予備回申請者は2023年1月以降) 2024年4月～、「進学届」提出後に採用決定	2024年6月頃～（一次採用） 11月頃～（二次採用）

- 本要領において、主な関係法令については、下表の略称を用いる。

略称	法令名
修学支援法	大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）
施行令	大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第四十九号）
施行規則	大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第六号）
機構法	独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）
機構政令	独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）
機構省令	独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成十六年文部科学省令第二十三号）

※ 本要領で示す各種様式のうち、減免費用の申請及び交付に関する様式については、交付要綱において示すものが正式なものとなる。このため、本要領で示す様式についても、交付要綱に沿って変更することがあり得るものである。

支援措置の対象となる学生等の認定及び減免費用の交付手続の流れ（参考）



※ ここでいう「大学等」とは、修学支援法第7条第2項の確認要件（機関要件）を満たすことについて確認を受けた大学等である。

## 授業料等減免実施のスケジュール概要（予定）

2023 年度		
9月上旬	対象大学等の公表（文部科学省） 理工農系支援の対象機関の公表（文部科学省）	
	<b>予約採用</b>	<b>在学採用（注1）</b>
（進学・ 進級時）	認定申請書提出 （予約採用候補の新入生→大学等） ※入学手続き等の際に申請書を提出する よう案内。進学届提出時に併せて申請手 続きを行う場合は提出不要。	
2024 年度		
4月 ～6月頃	進学届提出（学生等→機構）	申請手続き（認定申請書の提出又はスカ ラネットでの申請） （在学採用希望の新入生／在学生→大学 等）
	支援区分の確認・減免の認定（大学等） 減免認定通知書の送付（大学等→学生等）	
6月頃～		支援区分の確認・減免の認定（大学等） 減免認定通知書の送付（大学等→学生等）
7月頃	減免費用の交付申請書の提出（大学等→各支弁者）（注2）	
8月	交付決定通知の送付（各支弁者→大学等）	
	概算払いの請求（国立大学、私立大学、短大、高専→各支弁者）（注2）	
9月頃	初回申請分概算払い（各支弁者→大学等）（注2）	
10月	新たな支援区分の確認（大学等）	
	適格認定結果の通知（大学等→学生等）	
1月	減免費用の変更交付申請書（追加分）の提出（大学等→各支弁者） ※減免費用が不足する場合のみ	
2月	変更交付決定通知（追加分）の送付（各支弁者→大学等）	
	概算払い（追加分）の請求（国立大学、私立大学、短大、高専→各支弁者）（注2）	
3月頃	適格認定の実施（大学等）	
	概算払い（追加分）（各支弁者→大学等）	
2025 年度		
4月	実績報告（大学等→各支弁者） 額の確定（各支弁者→大学等）	

注1：新入生（予約採用ができなかった者）と在校生のいずれも申込みの対象となる。

授業料等減免についても給付型奨学金の在学採用と同様、年2回、4月及び10月を支援の始期とすることを標準とする。なお、4月より前に支援始期を4月とする授業料等減免の申請を開始した場合は、当該申請時点では給付型奨学金の申請開始前であるため、当該申請者については4月になってから給付型奨学金が申し込まれていることを併せて確認すること。

注2：公立の大学等が行う授業料等減免に要する経費は、都道府県・市町村が全額負担することから、公立の大学等と都道府県・市町村との間における減免経費の申請・交付の方法やスケジュール等支弁に係ることは、各都道府県・市町村の定めるところによる。したがって、ここで示す大学等と支弁者の事務が、公立の大学等において必ずしも求められる内容であるとは限らない。

私立の専門学校は、その授業料等減免に要する経費を国と都道府県で1/2ずつ負担するが、公立大学等と同様、私立専門学校と都道府県との間における減免経費の申請・交付の方法やスケジュール等支弁に係ることも、各都道府県の定めるところによる。

## 第1章 授業料等減免に関する大学等での標準的な事務

- 修学支援法に基づき、機関要件の確認を受けた大学等は、大学等の定める日までに、支援の要件を満たす新生（編入学生を含む）及び在学学生から授業料等減免の申請があった場合、選考を行ったうえ認定を行い、その結果を申請者に通知する。  
( 学生等からの申請 → 選考 → 認定 → 通知 )
- 選考の結果、授業料等減免の対象となった後、引き続き支援を受けるために学生等は学業成績等や家計の経済状況に関する要件確認（適格認定）を受け、要件を満たすことが必要である。
- 大学等で実施した授業料等の減免に要する費用は、支弁者にその交付を申請する。大学等は支弁者による確認、交付決定を経て、減免費用の交付を受ける。二次採用・支援区分の見直し等により年間の減免所要見込額が既に交付された金額を超える場合には、変更交付の申請を行い、追加で不足分の額の交付を受ける。年度終了後には実績報告とともに額の確定を行い、不用額の返納を行う。
- 新制度における授業料等減免及び給付型奨学金による支援は、4月又は10月のいずれかを支援期間の始期とする。（ただし、入学月が4月または10月でない場合や家計が急変した学生等への支援の場合は、この限りではない。）
- 授業料の減免は、学年を前期と後期に分けて、2回実施することを基本とする。授業料の徴収や減免の時期、期間、方法など、各大学等の定めるところにより実施することは妨げないが、減免対象者の認定に係る事務、減免費用の交付申請に係る事務手続きについては、この要領による。
- 支援期間中に学生等が要件を満たさなくなった場合や学生等に学籍異動等があった場合の、支援の打ち切り、停止、再開等に係る事務手続きについてもこの要領による。



## 第1節 授業料等減免の認定等に関する事務

### (1) 学生等からの申請に関すること

申請手続きについては1)又は2)のいずれかの手続きで行うこと。

#### (留意点)

- ア 学生等が同時に2つ以上の確認大学等に在学する(例えば、A大学に在籍しつつB大学の通信課程にも在籍する)ときは、いずれか1つの確認大学等(大学設置基準第43条に規定する共同教育課程に在籍する場合は本籍を置く大学)に申請を行うよう指導すること(支援法施行規則第11条第1項)。なお、給付型奨学金の手続きも、同一の大学等において行うこととなる。
- イ 給付型奨学金に未申請の者については、次のように案内(指導)することが考えられる。
  - ①授業料等減免の認定申請を行う時点で給付型奨学金の申込受付期間中であれば、あわせて給付型奨学金の申込を行い、認定申請書の「機構の給付型奨学金に関する情報」欄を記入して提出
  - ②授業料等減免の認定申請を行う時点で給付型奨学金の申込受付期間でなければ、いったん認定申請書を提出しつつ、給付型奨学金については直近の申込期間に申込を行い、認定申請書の「機構の給付型奨学金に関する情報」欄を追って記入
- ウ 申請者が機構の給付型奨学金の予約採用候補者である場合、機構からの採用候補者決定通知のコピーを申請書に添付させる等、予約採用候補者であることを把握できるようにすること。
- エ 申請者が機構の給付型奨学金の予約採用候補者である場合、入学後すぐに機構の「進学届」の手続きをするよう指示すること。「進学届」の手続きが遅くなれば、進学先の大学等において、機構の奨学金業務システム(以下、機構システム)による当該学生等の情報が確認できるようになる時期が遅くなるため、その減免費用の申請に影響を及ぼすことに留意すること。

### 1) 認定申請書(A様式1)による申請手続き

#### ①申請書

各大学等において、授業料等減免の認定申請書を雛形(A様式1)に基づき定め、希望者に配布すること。

各大学等で様式を作成する際は、雛形に記載されている記入項目を全て含めることとし、項目の削除は行わないこと。なお、各大学等で項目を増やすことは可能とする。

#### (留意点)

- ア 認定申請書は、入学予定者に入学手続で求める各種書類を配布する際に加えておこなうなど、入学後速やかにかつ円滑に減免の手続きが進められるよう、できるだけ早期に新入生に配布すること。
- イ 在学生に認定申請書を配布するにあたって、速やかにかつ円滑に減免の手続きが進められるよう、できるだけ早期に配布すること。
- ウ 例えば、各大学等のホームページから認定申請書をダウンロードできるようにする・WEB申請できるようにするなど、申請者の利便性に配慮すること。
- エ 認定申請書には機構の給付型奨学金の申込みについて確認する項目を設けること。(認定申請書のA様式1「機構の給付型奨学金に関する情報」欄を参照)

授業料等減免と給付型奨学金の対象者の要件は一致しており、機構の給付型奨学金の認定を受けた者は授業料等減免対象者としての認定を行うべき者とみなすことができるため、必ず機構の給付型奨学金の申込みを行っていることを確認すること。（給付型奨学金の申込みを行わない場合には、認定のための要件の確認を機構が行うことができないため、大学等が全て行うこととなる。この場合の事務処理については本章第9節を参照。）

## ②申請の時期と期限

申請時期と支援始期との関係は下表の通りとなる。

	申請時期	支援の始期
i	入学前、又は入学後3か月までの間で、各大学等が設定した提出期限	入学月分から減免
ii	(入学後3か月を経過した後) 7月から12月までの間で各大学等が設定した提出期限	10月分から減免
iii	(入学後3か月を経過した後) 1月から6月までの間で、各大学等が設定した提出期限	4月分から減免

※家計が急変した学生等については、上表の限りではない。詳細は本章第8節を参照。

各大学等においては、学年を前期と後期に分けて4月頃（上表i及びiiに留意）と10月頃（上表iiiに留意）の年2回、減免を実施することを基本としつつ、各大学等の定めるところにより減免を行うものとするが、認定申請書の受付時期と提出期限を必ず設定すること。その際、少なくともそれぞれ1か月間は申請期間を設けること。なお、入学月が4月でない場合は、上表iの通り、入学月頃に申請を受け、入学月分から減免を行うこと。

受付時期の設定にあたっては、例えば機構が実施する奨学金の採用手続きと同時期に実施するなど、学生等の利便性に配慮しつつ、後述する減免費用の交付申請の期限を考慮し、適切な設定とすること。

提出期限については、認定申請書の配布とあわせて案内するとともに、大学等のHPにも掲載するなど、学生等に対して十分な周知を行うこと。

なお、真にやむを得ない理由により期限までに申請書を提出できなかった学生等については、やむを得ない理由がやんだ後15日以内に申請書を提出したときは、やむを得ない理由により申請書を提出することができなかったときに申請書を提出したものとみなすこと。ここにいう「やむを得ない理由」とは、災害、傷病その他の期限までの提出が困難なことにつき本人の責めに帰すべき事情がないような場合が想定される。

また、入学金、授業料等を納付したことをもって、申請を辞退したとみなす取り扱いは不適切であり、学生等の申請機会の確保に努めること。

## ③申請書の受領

申請者から申請書の提出があった場合、記入漏れ等がないか確認するとともに、給付型奨学金の申込み及び予約採用による採用者にあっては「進学届」の手続きの状況について確認すること。

### (留意点)

ア 下記の者については、その理由を確認すること。

- ・減免を申請しているが、給付を申し込んでいない者（申請書の受領時の確認）
- ・給付を申し込んでいるが、減免を申請していない者（申請書の受領後の確認  
本節（3）2）②参照）

イ 2つ以上の大学等で授業料等減免の申請を行っていないことについて、申請書の自己申告欄を確認すること。仮に、別の大学等で既に授業料等減免の申請を行っていることが判明した場合には、申請書を受理できない。

## 2) スカラネットによる申請手続き

### ①学生等のスカラネットを通じた申請

学生等は従来、給付型奨学金の申請に当たって、別途、機構のスカラネットを通じた手続きを行っている。

このスカラネットによる給付型奨学金の申請手続きにおいて、授業料等減免の希望有無の設問を新たに設定する。この設問に対して学生等が「希望する」を選択した場合、授業料等減免の実施主体である学校は、認定申請書（A様式1）の提出に代えて、学生等から授業料等減免の申請が行われたものとして手続することができる（留意点イ及び②の通り、学校は機構のシステムを通じて学生等の申請状況を確認する必要）。

なお、このスカラネットを通じた授業料等減免の申請は、

- ・在学採用に申請する者
- ・給付型奨学金の予約採用候補者であり機構へ「進学届」を行う者

のいずれにおいても令和6年4月より手続きが可能となる。

### ◆日本学生支援機構の奨学金業務システムの画面イメージ ①

The screenshot displays the JASSO Scholar Net - Scholarship application system interface. At the top, the JASSO logo and name are on the left, and the title 'Scholar Net - Scholarship application スカラネット - 奨学金申込' is on the right. A progress bar below the title shows steps from STEP1 to STEP12, with STEP3 '奨学金申込情報' (Scholarship Application Information) highlighted in green. The main content area is titled 'STEP3 奨学金申込情報' and contains a yellow header '② - 奨学金申込情報'. The first question asks if the user wants to apply for a grant scholarship (給付奨学金の新規申込みを希望しますか). There are two radio buttons: '希望します' (checked) and '希望しません'. Below this, a red-bordered box highlights a new question: '高等教育の修学支援新制度における「授業料等減免」の申請を希望しますか。?' (Do you want to apply for tuition fee exemption under the new higher education support system?). There are two radio buttons: '希望します' and '希望しません'. A note below explains that grant scholarships are for those who apply for tuition or entrance fee exemptions at their university. The second question asks if the user wants to apply for a loan scholarship (貸与奨学金の新規申込みを希望しますか). There are two radio buttons: '希望します' (checked) and '希望しません'. A note below asks the user to select one loan scholarship they want. A final note asks the user to select one of the two scholarship types (grant or loan) they want to apply for.

(留意点)

- ア 授業料等減免のみ申請する学生については、スカラネットにて申請手続きを行えないため、1) の通り、申請書 (A様式1) 等を用いて申請手続きを行うこと。
- イ 授業料等減免申請の希望有無に係る設問に対する回答内容については機構から大学等へデータ提供を行う。学生等のスカラネットでの入力作業により自動的に授業料等減免の手続が完了するものではなく、大学等がこのデータを確認することで減免の申請を受け付けるという点について留意されたい。
- ウ 授業料等減免を希望する学生等よりスカラネットによる申請手続きの際に誤って「希望しない」を選択して手続を完了した旨の申し出があった際には、各大学等にて機構のシステムにて推薦手続きを行う際に授業料等減免の希望有無の変更を行うか、雛形 (A様式1) を提出するよう案内すること。

### ◆日本学生支援機構の奨学金業務システムの画面イメージ ②

申込データ

申込受付番号 10899001-204-00001 校舎区分 01 申込日付 2024/04/01 申込時刻 16:01:17 更新 閉じる

基本情報 家族情報 口座情報 履歴情報 特例情報 返還誓約書情報

推薦外 [ ] 給付家計急変 [N] 書類提出確認 [ ]

貸与申込区分 4 給付申込区分 1 第一種月額 1 (最高月額利用不可時) 自宅外月額認定 [ ]

授業料減免希望 1 第二種月額 1 第二種増額貸与 0

学部・学科 4001 第一種貸与始期 [ ] 第二種貸与始期 2024/04

廃止基準

- (1) 修業年限で卒業又は修了できないことが確定 (休学など学業成績を問わない事由による場合は除く) [ ]
- (2) 修得単位数の合計数が標準単位数の5割以下 [ ]
- (3) 出席率が5割以下など、学修意欲が著しく低い状況にあると大学等が判定 [ ]

#### ②申請状況の確認

スカラネットを通じて授業料等減免を申請した学生の情報については、機構のシステムを通じて提供されるデータで確認が可能なる。また、当該データは学校にて申請書 (A様式1) の形でプリントアウトも可能 (令和6年12月より運用開始)。

学生等のスカラネットでの入力作業により自動的に授業料等減免の手続が完了するものではなく、大学等がこのデータを確認することで授業料等減免の申請を受け付けるというものであるため、減免の認定にあたり、学生等の申請状況をシステムを通じて確認しておくこと。

また、減免実施の記録として、上述のシステムを通じてプリントアウトした申請書 (A様式1) 又は機構からの提供データの電磁的記録を、減免を実施した日の属する年度の終了後5年間保存しておくこと。

## (2) 対象者の認定要件に関すること

授業料等減免の支援対象者の認定要件は、機構の給付型奨学金のそれと同一であるため、給付型奨学金制度における認定を受けた者は授業料等減免対象者としての認定を行うべき者とみなすことができる。(機構の給付型奨学金制度における認定は、申込から一定程度の審査期間を要することに留意すること。)

なお、給付型奨学金に申し込んだうえで認定を受けることができなかった者は、同じ期間、授

業料減免対象者としても認定を受けることができない。

給付型奨学金の申込みを行わず、授業料減免のみ申請を希望する者については、給付型奨学金にも申し込んだうえで、その認定後に支援の「停止」を申し出るよう案内するが、それでもなお、何らかの事情により、学生等が給付型奨学金の申込みを行わない場合は、下記の要件を満たすことを、各大学等において確認しなければならない（本章第9節参照）。

#### ① 国籍・在留資格等に関する要件（施行規則第9条第3項関係）

次のいずれかに該当するかを確認すること。

ア 日本国籍を有する者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者として本邦に在留する者

ウ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第二の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者

エ 出入国管理及び難民認定法別表第二の定住者の在留資格をもって本邦に在留する者であって、将来永住する意思があると学校の長が認めた者

オ 出入国管理及び難民認定法別表第一の家族滞在の在留資格をもって本邦に在留する者であって、下記のいずれにも該当する者

・国内で出生又は12歳に達した日の属する学年の末日までに初めて入国した者

・日本の小学校等から高校等までを卒業・修了した者

・大学等の卒業・修了後も日本で就労して定着する意思があると学校の長が認めた者

カ 本邦における在留期間その他の事情を総合的に勘案してオに掲げる者に準ずると学校の長が認めた者

#### ② 大学等に進学するまでの期間等に関する要件（施行規則第10条第1項関係）

大学、短期大学（認定専攻科を含む。）、高等専門学校（第4学年、第5学年及び認定専攻科に限る。）又は専門学校（専門課程を置く専修学校をいい、専門課程に限る。）に在学しており、次のいずれかに該当すること。なお、これらに該当する者であっても、過去に本制度による支援対象者としての認定を受けたことのある者（転学・編入学等をする者を除く。）や認定取消を受けたことがある者は、選考の対象とはならないことに留意すること。（詳細は巻末の参考資料1を参照）

ア 高等学校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、大学等に入学した日までの期間が2年を経過していない者※

[対象となる者の例]

・2020年3月に高等学校等を卒業 → 2022年度末までに大学等へ入学した人

・2019年3月に高等学校等を卒業 → 2021年度末までに大学等へ入学した人

・2018年3月に高等学校等を卒業 → 2020年度末までに大学等へ入学した人

・2018年3月に高等学校等を卒業 → 2020年度末までにA短期大学へ入学し、  
A短期大学を卒業後1年を経過しない  
間にB大学へ編入学した人

※ なお、この場合において、高等学校等を卒業してから大学等へ入学するまでの期間については、他の大学等において本制度の支援対象者としての認定を受けていなければ、その間の状況（進学準備、他の学校への在学、就労等）によって資格が失われるもの

ではないことに留意すること。

- イ 高等学校卒業程度認定試験合格者等については、当該試験受験資格取得年度の初日から認定試験合格の日までの期間が5年を経過していない者（5年を経過した後も毎年度認定試験を受験していた者も含む。）であって、合格した年度の翌年度の末日から大学等に入学した日までの期間が2年を経過していない者

〔対象となる者の例〕

- ・16歳となる2017年度から5年を経過していない2019年度に認定試験に合格し、2022年度末までに大学等へ入学した者
- ・16歳となる2012年度から5年以上経過した2019年度に認定試験に合格し、2022年度末までに大学等へ入学した者（5年経過後の2017年度、2018年度に認定試験を受験していることが必要）

- ウ 「個別の入学資格審査」を経て大学等への入学を認められた者については、20歳に達した年度の翌年度の末日までに大学等へ入学した者

〔対象となる者の例〕

- ・17歳となる2018年度に専修学校高等課程（2年間）を修了後、准看護師として3年間勤務（2021年度）した後に、個別の入学資格審査によって、21歳となる2022年度末までに専修学校専門課程（3年課程）へ入学した人

【専修学校（専門課程）に関する留意点】（令和元年12月6日付事務連絡も参照）

専修学校（専門課程）に関しては、特に次の点に留意すること。

- ア 専修学校にあっては、対象になる課程は専門課程のみであり、高等課程、一般課程及び附帯教育の生徒は支援の対象とはならないこと。したがって、高校生、生徒、保護者などの関係者に対して、本来、支援対象者ではない高等課程、一般課程及び附帯教育の生徒が、新制度の支援対象者になり得るかのように誤認されることのないよう、入学案内、ホームページ等による広報に際しては、十分に留意すること。

- イ 専修学校の専門課程については、複数の学科での履修を通じて体系的な学びを提供するカリキュラム設定も考えられ、基礎となる専門課程を修了した上で上級に相当するとされる専門課程での学びを推奨するようなケース（「上級学科」や「専攻科」などと称される。）も見られるが、その場合の取扱いの基本的な考え方は、次のとおりであること。

（参考資料10参照）

- A 一度、認定された生徒が支援を受けられる期間は、基本的に当該学科における修業年限までの間（修了まで）であること。

- B ただし、専門課程である学科から別の学科に異動した場合であって、次に該当するときには支援の対象となること。

- 修業年限を終える前に、同一学校種の間で転学をした場合（前の学校の修業年限を終え（修了し）、他の学校に入学した場合には「転学」とはならないことに留意。）

- 修業年限を終える前に、同一の専修学校（専門課程）において、学科等の相互の間で転籍したもの（修了後に異なる学科等に入学した場合には、ここで言う「相互の間」の「転籍」にはならないことに留意。）

- C 「上級学科」や「専攻科」と称される2番目以降の専門課程に在籍する生徒については、以前に在籍していた学科で支援を受けておらず、かつ、高校卒業後、2番目以降の学科に入学するまでの期間に関する要件（高等学校等を卒業した年度の翌年度

の末日から2年以内)を満たせば、支援の対象となり得ること。

③ 学業成績等に関する基準（施行規則第10条第2項第1号・第2号関係）

当該学生等が在学している年数等に応じて、次の各条件に該当すること。

なお、学修の意欲や目的、将来の人生設計等を確認する「学修計画書」により、条件に該当するか否かを判定する場合には、別途、文部科学省から示している「大学等への修学支援の措置に係る学修意欲等の確認の手引き（大学等向け）」を踏まえた上で行うものとする。

ア 入学後1年を経過していない者（転学・編入学等の場合を除く）

次のAからDのいずれかに該当すること

- A 高校等の評定平均値が3.5以上であること
- B 入学試験の成績が上位2分の1以上であること
- C 高校卒業程度認定試験の合格者であること
- D 学修計画書を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

イ 入学後1年以上を経過した者（転学・編入学等の場合を含む）

次のA又はBのいずれかに該当すること

- A 在学する大学等における学業成績について、GPA（平均成績）等が上位2分の1以上であること。
- B 次のa)及びb)のいずれにも該当すること  
ただし、災害、傷病その他やむを得ない事由によりa)に該当しない場合には、b)に該当することで足りる。
  - a) 累積修得単位数が標準単位数以上であること

※ 標準単位数は、次の算式により算定（端数が生じた場合には切り上げる。）する単位数、又は履修科目として登録できる単位数の上限として大学等が定める単位数（大学設置基準第27条の2第1項、短期大学設置基準第13条の2第1項、専門職大学院設置基準第23条第1項、専修学校設置基準第24条）のいずれか少ない数とすること。

$$\frac{\text{卒業又は修了の要件として確認大学等が定める単位数} \\ (\text{単位制によらない専門学校にあっては単位時間数}) \times \text{対象者の在学年数}^{※2}}{\text{修業年限}^{※1}}$$

- ※1 長期履修（大学設置基準第30条の2、短期大学設置基準第16条の2、専門職大学設置基準第27条、専修学校設置基準第25条）が認められた学生等については、その認められた履修期間
- ※2 対象者の在学期間に休学期間が含まれる場合には、その休学期間を控除する。また、休学期間が1年未満である場合には、その月数を12で除した数を控除する。

例) 全課程の修了の要件として1,700単位時間の履修を求めている2年制の専門学校の生徒が2年次から支援を受けようとする場合、通常、「標準単位時間数」は、1,700単位時間/2年（修業年限）×1年（在籍年数）=850単位時間となる。しかし、当該専門学校のカリキュラムの設定上、1年次は800単位時間、2年次は900単位時間の授業の設定をしている場合には、上記により算出した単位時間数（850時間）が、1年次に取得できる単位時間800時間を上回っているため、2年次から支援を希望する者が満たすべき標準単位時間数は、1年次に取得すべき単位時間数である800単位時間となる。

b) 学修計画書の提出を求め、学修意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること。  
なお、在学中の学業成績等が、下表の「廃止」の区分に該当する場合には、支援の対象とはならな

い。ただし、令和5年9月以前の適格認定にて「警告」の連続により「廃止」となった者のうち、2度目の「警告」が、GPA等が学部等における下位4分の1に属することのみによる場合には、翌期の学業成績等が「継続」相当であれば再度支援を受けることを可能とする。

区分	学業成績の基準
廃止	次の1～4のいずれかに該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事由（本章第2節（2）1）③に詳述）があると認められないとき 1 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。 2 累積修得単位数（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数。次に示す「警告」の区分において同じ。）が標準単位数の5割以下であること。 3 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。 4 次に示す警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること。（※）
停止	下記に示す「警告」の区分に該当する学業成績の基準に連続して該当すること（2回目の警告が「警告」の区分の2に掲げる基準のみに該当することによる場合に限る。ただし、連続して3回該当する場合は除く）。
警告	次の1～3のいずれかに該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事由（本章第2節（2）1）③に詳述）があると認められないとき 1 累積修得単位数が標準単位数の6割以下であること。（前項第2号に掲げる基準に該当するものを除く。） 2 GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること。（次のア、イに該当する場合（本章第2節（2）1）③に詳述）を除く） ア 確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等に十分に合格できる水準にある場合 イ 社会的養護を必要とする者で、確認大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合 3 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること。（前の「廃止」区分の3に掲げる基準に該当するものを除く。）

※授業料等減免の支援を受ける前の「警告」相当については、選考時（認定時）及び適格認定時において算入しない。

なお、入学後2年目に申請があった者が、入学1年目に大学等から認められた正規の手続により「休学」した期間があることにより入学1年目の成績判定がなされなかった場合には、その期間を差し引いた上で標準単位数を算出し、学業成績等に関する基準を確認すること。

#### ④ 家計の経済状況に関する基準（施行規則第10条第2項第3号及び第4項関係）

次のア及びイに掲げる、収入及び資産の基準を満たすこと。

##### ア 収入に関する基準（施行規則第10条第2項第3号イ関係）

学生等及びその生計維持者のそれぞれについて以下の算式により算出された額を合算した額（減免額算定基準額）が下表のいずれかの区分に該当すること。

【算式】市町村民税の所得割の課税標準額×6%－（調整控除の額＋税額調整額）

※ 政令指定都市に市民税を納税している場合は、（調整控除の額＋税額調整額）に3/4を乗じた額となる。

区分	減免額算定基準額	減免額
第Ⅰ区分	100円未満	満額（上限の範囲内）
第Ⅱ区分	100円以上～25,600円未満	第Ⅰ区分の減免額の2/3
第Ⅲ区分	25,600円以上～51,300円未満	第Ⅰ区分の減免額の1/3



第Ⅳ区分 (多子世帯又は理工農系に限る。)	51,300円以上～154,500円未満	多子世帯は第Ⅰ区分の減免額の1/4、理工農系は学校種に応じて減免額の1/3又は1/4
--------------------------	----------------------	--

※地方税法第295条第1項各号に規定する者又は同法附則第3条の3第4項の規定により同項の市町村民税の所得割を課することができない者については、算式に基づき算定された額は零とする。

なお、施行規則第十九条第2項各号に定める「…額に準ずるものとして適切と認められるもの」(課税標準額等に準ずるもの)の考え方については、巻末資料6, 7, 8を参照すること

また、基準は給付型奨学金のそれと同一のものであり、収入に関する基準については、機構が提供している「進学資金シミュレーター」で、個別の世帯の年収等をもとに、当該学生等が支援対象となり得るか、大まかに調べることが可能であるため、学生等からの質問に対しては、これを案内すること。

(※) 進学資金シミュレーター

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>

#### イ 資産に関する基準(施行規則第10条第2項第3号口関係)

学生等及び生計維持者の保有する資産の合計額が、以下の基準額に該当すること。

[基準額]

生計維持者が2人の場合 : 2,000万円未満

生計維持者が1人の場合 : 1,250万円未満

なお、ここで言う資産とは、次のものであることに留意すること。

資産	資産の内容
現金	金融機関に預入していない現金の蓄え (仮想通貨、電子マネー、郵便切手、収入印紙、小切手等を含む)
預貯金	普通預金、定期預金等 ※ 貯蓄型の生命保険や学資保険等は含まない。(ただし、財形貯蓄や、満期・解約等により生じた満期保険金や解約返戻金等は資産として計上する。)
有価証券	株式、国債、社債、地方債等
投資信託	—
貴金属等	投資用資産として保有する金・銀等(延べ棒) ※ 宝石(指輪等)は含まない。

資産の確認については、申請者の自己申告によるものとする。

#### ウ 「生計を維持する者」の定義(施行規則第10条第4項関係)

学生等の「生計を維持する者」に該当する者については、次の整理により判断すること。

詳細については、巻末の参考資料2「生計維持者に係るQ&A」を確認すること。

i) 父母がいる場合 ……父母が生計維持者となる。(収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親(2名)が、ひとり親の場合は父又は母のみが、生計維持者となる。)

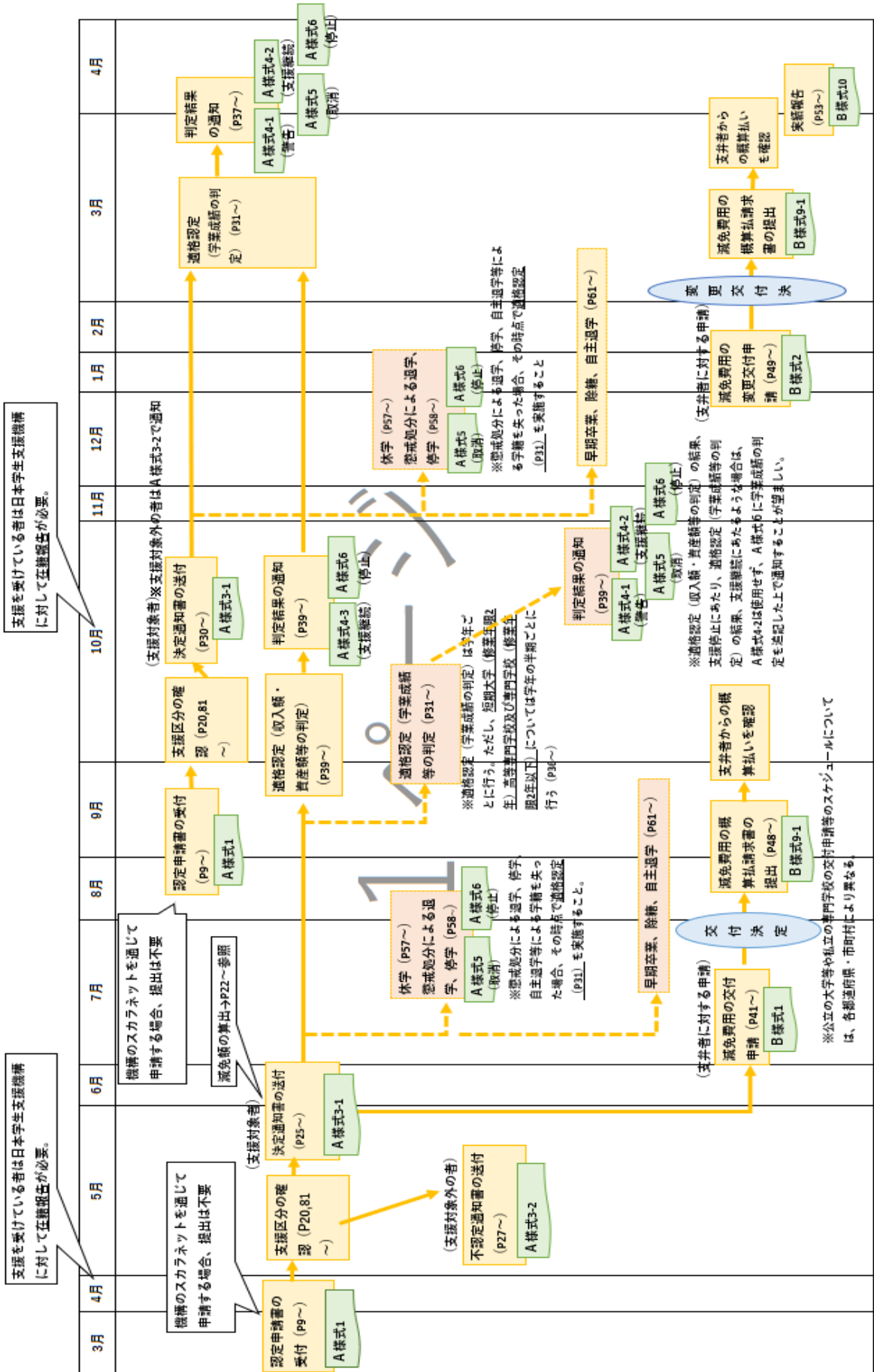
ii) 父母がいない場合 ……父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者が生計維持者となる(例えば、父母を亡くした後、叔父が

学生等の学費や生活費を支援している場合は、その叔父が生計維持者となる)。該当者がいない場合(独立生計の場合)は、学生等本人が生計維持者となる。

- iii) 社会的養護を必要とする者(児童養護施設等に入所していた者等)の場合  
・・・父母の有無を問わず、独立生計と見なす。

標準的な事務フロー

以下、各学校における標準的な授業料等減免事務処理を示すものである。詳細な事務手続きについては「授業料等減免事務処理要領」を十分に確認の上、手続きを行うこと。



### (3) 減免の実施に関すること

#### 1) 実施のスケジュール

#### 2) 選考、認定に関すること

##### ①認定申請者の支援区分の確認による授業料等減免の実施

機構の給付型奨学金の対象となった学生等の支援区分の情報は、本人同意のもと、機構システム(スカラAC)を通じて大学等と連携する仕組みとなり、大学等は機構システムから支援区分等の情報を確認することが可能となる。

大学等は申請のあった学生等ごとに支援区分(第I区分～第IV区分(多子世帯又は理工農系に限る))を確認し、これが確認できた学生等を減免対象者として認定する。

##### ②機構システムについて

機構システムから授業料等減免に必要な情報を確認するには、機構のシステム(スカラAC)から大学等ごとに附与されるID、パスワードを用いてアクセスすること。

減免対象者を抽出するには、機構システム画面で抽出条件を指定して情報をダウンロードすること。

##### (留意点)

ア 条件の抽出にあたっては、次の情報を参照すること。

(i) 入学年月

(ii) 採用年月…機構システムに情報が登録された年月

※2024年4月入学であっても、進学届が遅れた場合等で採用年月が5月以降になることがある

(iii) 給付始期・給付終期

(iv) 支援区分

※区分の見直しは年に1回(9月頃)となる。

各申請時における抽出条件の指定方法については、本章第3節及び第4節を参照すること。

イ 機構システムから各学生等の支援区分等の情報を確認できる時期(目安)は次のとおりである。なお、機構システム上で情報を確認した時期により、指定した条件の下での学生等の抽出結果が異なるため、どの月時点における抽出学生等であるかに留意すること。また、過去の月ごとの状況を、あとから遡って確認することはできないことから、毎月データを確認の上、支援を受けている者の一覧等をダウンロードしておくことが効果的であることにも留意すること。

##### 【給付型奨学金の予約採用候補者】

学生等が機構に対し、「進学届」の提出(オンライン)を完了することで給付型奨学金の支援対象者として認定され、機構システムにおいて奨学生として採用処理後に、データ確認が可能となる。

● 4月下旬までに進学届を提出…5月連休以降にデータ確認可能となる予定。

(4月下旬以降に進学届を提出…6月以降にデータ確認可能となる予定)

##### 【給付型奨学金の在学採用申込者】

学生等が申込みを完了した約2～3か月後にデータ確認が可能となる。

※ 機構システムに学生等の情報が登録されるスケジュール、支援区分等が反映される月ごとのスケジュールは、別途、機構から大学等に連絡する予定。

ウ 大学等独自の特待生制度等の対象であるなどの理由により、支払うべき授業料が発生しない場合を除き、機構システムで給付型奨学金の対象となっている学生等は授業料等減免の認定申請書を提出しなければならない。そのため、機構システムの給付型奨学金受給者の一覧を確認し、対象者でありながら授業料等減免の認定申請がなされていない学生等がいれば、必ず申請を促すこと。

◆日本学生支援機構の奨学金業務システムの画面イメージ ③

**日本学生支援機構**

**奨学生一覧**  
現在校の奨学生の一覧を表示します。

抽出条件

左の「検索」ボタンを押して、奨学生の検索を行います。  
入力内容をクリアする場合は、右の「条件クリア」ボタンを押してください。

学校区分 01

姓名字母 04

学部学科 すべて

学籍番号

奨学金種別 すべて

申込方式 すべて

一学期高月額 すべて

入学年月 From ~ To

採用年月 From ~ To

学籍状態

奨学金申込中  保留中

休・停止中  修了まで申込済

廃分取済  申出による終了

採用取消  終了 集袋済

終了 給付(返還済)  終了 給付(返還中)

返還予定

奨学金状態については、こちらをご参照ください。

スカラー すべて ○ユーザ ○非ユーザ  
ユーザ区分 (スカラーユーザは5199ユーザです。)

検索 条件クリア

検索結果は100件です。1/19ページを表示しています。  
検索結果をダウンロードするときは、下の「検索結果ダウンロード」ボタンをクリックください。

次のページ 検索結果ダウンロード 支援区分適用履歴ダウンロード

奨学番号	奨学生番号	氏名	学部学科	学籍番号	奨学金種別	学籍状態	入学年月	採用年月	貸付・給付 開始期	貸付・給付 終了期	支援区分	詳細 情報	申込 方式	一 期 高 月 額	スカラー ユーザ
1	S004006730	機構 一部	文学部	GAH1001	給付	奨学生申込中	2006/04	2006/04	2006/04	2006/03	IV(少子)	詳細	-	-	○
2	S004004674	機構 二部	総合経済学部	GAH1002	貸付(第二種)	奨学生申込中	2006/04	2006/04	2006/04	2006/03	-	詳細	-	-	-
3	S004002877	機構 三部	教育学部	GAH3001	貸付(第一種)	奨学生申込中	2006/04	2006/04	2006/04	2006/03	-	詳細	1	1	○
4	S004002892	機構 四部	教育学部	GAH3021	給付	奨学生申込中	2006/04	2006/04	2006/04	2006/03	I	詳細	-	-	○
5	S004002875	機構 五部	教育学部	GAH3021	貸付(第一種)	奨学生申込中	2006/04	2006/04	2006/04	2006/03	II	詳細	4	0	○
6	S004002804	機構 六部	教育学部	GAH3021	貸付(第二種)	奨学生申込中	2006/04	2006/04	2006/04	2006/03	-	詳細	-	-	○
7	S004000001	機構 七部	工学部	GAH4001	給付	奨学生申込中	2006/04	2006/04	2006/04	2006/03	IV(理工農)	詳細	-	-	○
8	S004002893	機構 八部	工学部	GAH4020	給付	奨学生申込中	2006/04	2006/04	2006/04	2006/03	II	詳細	5	-	-
9	S004002895	機構 九部	工学部	GAH4002	貸付(第二種)	奨学生申込中	2006/04	2006/04	2006/04	2006/03	-	詳細	-	-	-
10	S004000678	機構 十部	工学部	GAH4017	給付	奨学生申込中	2006/04	2006/04	2006/04	2006/03	I	詳細	-	-	-

/ニュー画面に戻る場合は、下の「戻る」ボタンを押してください。

戻る

※ 「詳細情報」欄の「詳細」をクリックすると次ページの学生等個人の奨学詳細情報の画面イメージが表示される。

資産条件の適否については上記の画面には表示されませんので奨学詳細情報の「学籍状態」、及び「支援区分適用履歴」より確認されたい。

※支援区分判断の際には「各種データダウンロード」ページ内にあります「【給付】支援区分履歴データ」からダウンロードしたデータを使用することも可能。

※令和6年度より追加となる第IV区分の表示は、多子世帯、理工農系の確認ができた者から順次反映予定。



◆日本学生支援機構の奨学金業務システムの画面イメージ ④

奨学生詳細情報画面（抽出結果一覧内の詳細ボタンを押したときに遷移する画面）

### 日本学生支援機構

#### 奨学詳細情報

奨学生の最新詳細情報を表示します。

奨学生番号	5004000678	特別奨励	-	その他種別	-
併用番号	-	一種短期留学	-	二種短期留学	-
給付奨学生番号	-				
氏名	櫻井 太郎	性別	男		
	キコウ タロウ	生年月日	2000年9月20日		
学籍状態	奨学金返還中	保証区分	-	貸与利率区分	-
採用種別	一次	採用区分	-	採用年月	2000年4月
				奨学金種別	給付

学校名称	10990-01 学生支援大学				
学部学科	4001 工学部	学籍番号	GAH48017		
学類	種分なし	入学年月	2000年4月	専攻科入学	-
全定通	全日制	通学別	自宅外	卒業年限	40
授業料免除	-				

給付始期	2000年4月	給付終期	2000年3月	給付月額	44,500
前倒振込年月	2000年12月	支援区分	I	給付総額	400,500
				一種最高月額貸与	-
銀行-店舗	-	口座番号	-	ゆうちょ記号-番号	12340-087654321
	ゆうちょ銀行				

異動事由	異動なし	返還方式	-
第一種再貸与	-	地方創生特	-
社会的養護	対象外	業績免除内定制度	-

<支援区分適用履歴>

順番	適用開始年月	適用終了年月	支援区分	資産超過	処理年月日
1	2000/04	2000/09	I		2000/04/10
2	2000/10	2000/09	II	-	2000/09/01
3	2000/10	2000/09	III	-	2000/09/01
4	2000/10	2000/09	N(対象外)	-	2000/09/01
5	2000/04	2000/09	N(多子)	-	2000/08/01
6	2000/10	2000/08	N(理工農)	-	2000/09/01
7	2000/04	2000/09	II	有	2000/09/01

注1 適格認定(改訂)では、収入基準及び資産基準の両方を満たしている(「支援区分」が第I区分～第N区分に該当し、かつ資産基準を超過していない)場合に、「支援区分」に基づく支給月額が適用されます。

注2 資産超過額については、「2021/10」を含む支援区分適用履歴から資産情報を反映しています。資産超過額が空欄の場合は資産情報が反映されていないので、ご注意ください。

奨学生一覧画面に戻る場合は、下の「戻る」ボタンを押してください。

戻る

### 3) 減免額の算出

#### ①減免の対象となる授業料、入学金

減免の対象範囲は、各大学等が学則により設定している「授業料」、「入学金」であり、施設整備費や実習費として、「授業料」「入学金」とは別に徴収されているもの（「在籍料」等）は含まれない。（これらの費用は私立学校の給付型奨学金の給付額の設定にあたって考慮されている。）

(留意点)

- ア 授業料及び入学金は、学校教育法施行規則第 4 条に規定する学則記載事項であること。
- イ 大学等や自治体、民間団体等により実施されている各種支援事業について、新制度での授業料等減免や給付型奨学金と併せて利用することについては、国において一律に制限するものではないこと。
- ウ 機関要件の確認を受けた大学等には、在籍する学生等の申請に基づき、当該学生等が要件を満たせば、当該学生等に発生している入学金及び授業料の額を上限の範囲内で減免する義務が生じることから、まずは修学支援法に基づく授業料等減免を実施し、その上で、大学等において独自の支援事業を実施する場合は上乘せ支援することになる。これらはあくまで追加的な支援であり、修学支援法に基づく支援措置に換えて実施することにはならないこと。
- エ 特定の入試区分での入学や入学時等の採用選考により授業料等の全額や半額が免除される特約があり、年度当初において既に授業料等の特別額が適用されるなど、減額後の授業料等しか発生しえない場合、その減額後の授業料等が授業料等減免の対象となること。  
例えば、授業料全額免除の特待生として入学する学生等については、もとよりその授業料は無償であり、減免すべき授業料が発生していないことから、新制度における減免額は 0 円となる。また、特待生入試により、通常 80 万円の授業料が半額の 40 万円に減免されて入学する場合、当該学生等が支払うべき授業料は 40 万円であるため、その 40 万円に対して新制度の授業料減免を実施すること。
- オ 授業料等について、質の向上を伴わない値上げなど、低所得者世帯の学生等の教育費負担の軽減を図るといふ法律の趣旨に反するような合理的な理由のない値上げを行うことは適切ではないことから、授業料等を値上げせざるを得ない場合であっても、合理的な範囲での値上げであることについての説明責任を尽くすとともに、対象となる低所得者世帯の学生等の負担について配慮に努めること。

②住民税非課税世帯（第 I 区分）の学生等に対する減免額（上限）

授業料等減免の額は、授業料等減免の対象となる学生等の在学する学校の種類、設置者等の別に応じた一定額（住民税非課税世帯については下の表の額）を上限として、当該学生等に係る授業料及び入学金の額とする。（住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生等に対しては、非課税世帯の学生等に対する減免額の 3 分の 2、3 分の 1 又は 4 分の 1 の額を減免する。後述③参照）

学則に定める授業料等の額が減免の上限額を上回る場合には上限額まで、下回る場合にはその全額をそれぞれ減免する。

◇授業料等減免の上限額（年額）（住民税非課税世帯の学生等）

<昼間部>

学校種	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	282,000 円	535,800 円	260,000 円	700,000 円
短期大学	169,200 円	390,000 円	250,000 円	620,000 円
高等専門学校	84,600 円	234,600 円	130,000 円	700,000 円

専門学校	70,000 円	166,800 円	160,000 円	590,000 円
------	----------	-----------	-----------	-----------

<夜間部>

学校種	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	141,000 円	267,900 円	140,000 円	360,000 円
短期大学	84,600 円	195,000 円	170,000 円	360,000 円
高等専門学校	※現在開講されていない			
専門学校	35,000 円	83,400 円	140,000 円	390,000 円

※昼夜開講制については、昼間部の上限額を適用させる。(短期大学第3部も同様とする)

※独立行政法人、地方独立行政法人が設置する学校は、国公立に含む。

<通信課程>

私立の大学、短大、専門学校の通信課程における授業料等減免上限額等は次のとおり。

- ・ 授業料減免上限額 (年額) ……………130,000 円
- ・ 入学金減免上限額 (一回限り減免) …… 30,000 円

(高等専門学校及び国公立の大学、短大、専門学校においては、通信課程は現在開講されていない。)

③住民税非課税世帯に準ずる世帯 (第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分) の学生等に対する減免額

住民税非課税世帯に準ずる世帯 (以下、「準ずる世帯」という。) の学生等に対しては、第Ⅱ区分又は第Ⅲ区分に該当する場合、当該大学等における住民税非課税世帯の学生等に対する減免額の3分の2の額 (第Ⅱ区分) 又は3分の1の額 (第Ⅲ区分) を減免し、第Ⅳ区分に該当する場合、多子世帯支援は4分の1の額を、理工農系支援については大学及び高等専門学校は3分の1を、短期大学と専門学校については4分の1を減額する。する。もとの授業料等が減免上限額未満である場合は、上記の表にある減免上限額に対する2/3、1/3、1/4の額とはならないことに留意すること。

例えば、私立大学の授業料減免の上限額は70万円であるところ、A私立大学の授業料が60万円であった場合、第Ⅱ区分の者の減免額は40万円 (=60万円×2/3)、第Ⅲ区分の者の減免額は20万円 (=60万円×1/3)、第Ⅳ区分の者の減免額は多子世帯支援の場合は15万円 (=60万円×1/4)、理工農系支援の場合は20万円 (=60万円×1/3) になる。

④端数処理

準ずる世帯の減免額や月割りの減免額を算出する際、10の位以下の数字は切り上げ、100円単位とすること。

この端数処理は減免額算出 (授業料と入学金のそれぞれの計算) の際の最後の計算にのみ1度だけ行うものとし、計算途中において複数回に亘り行うことがないように留意すること。

例えば、ある私立学校において授業料が年額700,000円の場合、その2/3の額は466,666.666…円となり、端数処理後は466,700円となる。当該学生の月割りの減免額は、466,666.666…円を



12 で除して 38,888.888…円（端数処理後の 466,700 円を 12 で除すわけではないことに留意）となり、端数処理は最後の 38,888.888…円を 10 の位を切り上げ、38,900 円となる。

### ⑤月割の減免額

休学等による支援の停止等によって、支援の対象とならない月が発生する場合には、給付型奨学金の支援と同様、月単位で支援を受けることとなる。この場合、前記の表にある減免上限額（年額）を 12 月で除して、支援を受ける期間の月数を乗ずることで、当該年分の減免上限額を算出する。この上限額の範囲内で、授業料（年額）を 12 月で除して支援を受ける期間の月数を乗ずることにより算出した、当該年の授業料の額を減免とする。

例えば、減免上限額（年額）は 70 万円だが、6 か月間の休学により、当該年の 6 か月分のみ減免対象となった場合、当該年の授業料の減免上限額は、 $700,000 \div 12 \text{ か月} \times 6 \text{ か月} = 350,000$  円となり、上限額は第 I 区分（満額支援）が 350,000 円、第 II 区分（2/3 支援）が 233,400 円（ $=350,000 \times 2/3$ ）、1/3 が 116,700 円（ $=350,000 \times 1/3$ ）、第 IV 区分（多子世帯で 1/4 支援）が 87,500 円（ $=350,000 \times 1/4$ ）となる。このとき、授業料（年額）が 60 万円である学生 A については、 $60 \text{ 万円} \div 12 \text{ か月} \times 6 \text{ か月} = 30 \text{ 万円}$  となり、上限額は第 I 区分（満額支援）が 30 万円、第 II 区分（2/3 支援）が 20 万円（ $=30 \text{ 万円} \times 2/3$ ）、第 III 区分（1/3 支援）が 10 万円（ $=30 \text{ 万円} \times 1/3$ ）、第 IV 区分（多子世帯で 1/4 支援）が 75,000 円（ $=300,000 \times 1/4$ ）となる。

原則、給付型奨学金の受給期間と授業料減免の支援期間は一致すべきものとする。

### ⑥支援区分の変更と減免額

本制度では、年度の途中に支援対象者や支援区分の変更が起こり得るために、対象学生等の減免額（年額）もそれに応じて変わる可能性がある。これは、収入額・資産額等に関する適格認定が毎年夏頃に行われ、その結果が 10 月分からの授業料等減免に反映されるためである。

#### （留意点）

ア 授業料を年額により 1 回のみ徴収する大学等においては、10 月から支援対象者や支援区分が変更になる可能性があること、その際、減免額の変更により徴収済みの年間授業料に追加徴収や還付が発生する可能性があることを、あらかじめ支援対象学生等に周知しておくこと。

イ 本節（1）②に記載のとおり、支援の始期は原則 4 月と 10 月であることから、上記のように、授業料の徴収を前期と後期の年 2 回としない方法をとる大学等であっても、学生等が授業料を納付する時期に限らず、学生等からの認定申請の時期を支援の始期にあわせて設ける必要があること。

ウ 支援区分が変更になるケース（家計急変採用者の場合を含む）の減免額の算出方法は、前記③～⑤から、次のとおりとなること。

$$\begin{aligned} & \text{年間授業料} / 12 \times 3/3 \times \text{第 I 区分の支援月数} \\ & + \text{年間授業料} / 12 \times 2/3 \times \text{第 II 区分の支援月数} \\ & + \text{年間授業料} / 12 \times 1/3 \times \text{第 III 区分の支援月数} \\ & + \text{年間授業料} / 12 \times 1/4 \text{ (又は } 1/3 \text{)} \times \text{第 IV 区分の支援月数} \\ & \text{(合算後に 100 円未満を切り上げ)} \end{aligned}$$

エ 授業料額が前期・後期で異なる場合であっても、減免額の算出にあたっては、授業料の年額から考える必要があること。授業料の額を前期・後期に分割して考えてしまうと、10 月以降、支援対象者や支援区分が変更した場合に減免額に不公平が起きてしまう場合があるためである。

オ 授業料の納付時期や方法は、各大学等によって異なり、半期ごとの納付、毎年の納付、3学期制の学期毎の納付等、様々なケースがあるため各学期にかかる減免額については、各学校等で調整すること。

(例) 授業料が「前期授業料 24 万円、後期授業料 35 万円」(年額 59 万円)の私立専門学校生(減免上限額 59 万円)で、支援区分が前期:第Ⅰ区分、後期:第Ⅲ区分の場合

(正)「年間授業料 59 万円」として

$$\text{年間減免額} : 590,000/12 \times 3/3 \times 6 + 590,000/12 \times 1/3 \times 6 = 393,333 \rightarrow \underline{393,400 \text{ 円}}$$

(誤)「前期授業料 24 万円、後期授業料 35 万円」から前期・後期をそれぞれに考え、

$$\text{前期減免額} : 240,000/6 \times 3/3 \times 6 = 240,000 \rightarrow 240,000$$

$$+ \text{後期減免額} : 350,000/6 \times 1/3 \times 6 = 116,666 \rightarrow 116,700$$

$$= \text{年間減免額} : \underline{356,700 \text{ 円}}$$

### ⑦減免額の計算方法(まとめ)

授業料減免額(年額)は次のように算出することとなる。なお、年間授業料の考え方については、下記の(留意点)を確認すること。

$$\begin{aligned} & \text{年間授業料}/12 \times 3/3 \times \text{第Ⅰ区分の支援月数} \\ + & \text{年間授業料}/12 \times 2/3 \times \text{第Ⅱ区分の支援月数} \\ + & \text{年間授業料}/12 \times 1/3 \times \text{第Ⅲ区分の支援月数} \\ + & \text{年間授業料}/12 \times 1/4 \text{ (又は } 1/3) \times \text{第Ⅳ区分の支援月数} \\ & \text{(合算後に 100 円未満を切り上げ)} \end{aligned}$$

#### (留意点)

ア 年間授業料とは、次の A・B の少ない額(いずれも 100 円未満切り捨て)のこと。

A : 学則で定める授業料年額(年度当初に減額が確定している場合は当該減額後の額)(前記①)

B : 国の定める年間上限額(前記②)

イ 中途退学等に伴い実際に発生した授業料額(C)(100 円未満切り捨て)が上記「A B のうち少ない額」よりも少額となる場合は次のとおりとなる。

・ C (実際に発生した授業料額)  $\geq$  「A B のうち少ない額  $\times$  減免対象月数/12」の場合  
→ 「A B のうち少ない額」を年間授業料とし、上記のとおり授業料減免額を算出する。

・ C (実際に発生した授業料額)  $<$  「A B のうち少ない額  $\times$  減免対象月数/12」の場合  
→ C (実際に発生した授業料額)を第Ⅰ区分の場合の授業料減免額(年額)とする。  
この場合の計算方法は次のとおり。

$$\begin{aligned} & C/\text{支援対象月数} \times 3/3 \times \text{第Ⅰ区分の支援月数} \\ + & C/\text{支援対象月数} \times 2/3 \times \text{第Ⅱ区分の支援月数} \\ + & C/\text{支援対象月数} \times 1/3 \times \text{第Ⅲ区分の支援月数} \\ + & C/\text{支援対象月数} \times 1/4 \text{ (又は } 1/3) \times \text{第Ⅳ区分の支援月数} \\ & \text{(合算後に 100 円未満を切り上げ)} \end{aligned}$$

ウ 計算例

(円)

	学校種	授業料 (A)	上限額 (B)	発生額 (C)	支援区分											
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
例 1	国立大学	535,800	535,800	435,800	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3
例 2	公立短大	390,000	390,000	390,000	2/3	2/3	2/3	2/3	2/3	2/3	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3
例 3	私立専修	590,000	590,000	590,000	2/3	1/3	1/3	1/3	2/3	2/3	2/3	3/3	3/3	3/3	1/3	退学
例 4	私立高専	800,000	700,000	550,000	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	2/3	2/3	2/3	2/3	退学	退学
例 5	国立専修	161,960	166,800	161,960	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3
例 6	国立大学	535,800	535,800	44,650	停止	停止	停止	停止	停止	停止	停止	停止	停止	停止	停止	3/3
例 7	国立大学	535,800	535,800	535,800	停止	停止	停止	停止	停止	停止	停止	停止	停止	3/3	3/3	3/3
例 8	私立大学	700,000	700,000	600,000	多子	多子	多子	多子	多子	多子	多子	多子	多子	多子	多子	多子
例 9	私立大学	600,000	700,000	600,000	多子	多子	多子	多子	多子	多子	理工農系	理工農系	理工農系	理工農系	理工農系	理工農系

例 1 : 特待制度により年度当初に学則で定める授業料から 10 万円減額されたケース

$$\begin{aligned} \text{授業料減免額} &= 435,800/12 \times 3/3 \times 12 \\ &= \underline{435,800 \text{ 円}} \end{aligned}$$

例 2 : 後期から支援区分が変更となったケース

$$\begin{aligned} \text{授業料減免額} &= 390,000/12 \times 3/3 \times 6 + 390,000/12 \times 2/3 \times 6 \\ &= 324,999 \rightarrow \underline{325,000 \text{ 円}} \end{aligned}$$

例 3 : 前年度 11 月から支援開始した家計急変採用者が翌年 3 月に退学したケース

$$\begin{aligned} \text{授業料減免額} &= 590,000/12 \times 3/3 \times 3 + 590,000/12 \times 2/3 \times 4 + 590,000/12 \times 1/3 \times 4 \\ &= 344,166 \rightarrow \underline{344,200 \text{ 円}} \end{aligned}$$

例 4 : 学則により、1 月末日退学に伴い授業料が 250,000 円免除されたケース

実際に発生した授業料額 (C) が「A B のうち少ない額 × 減免対象月数 / 12」より少ない (1 月末日に退学したため支援対象月数 10 か月)

$$(550,000 < 700,000 \times 10/12 = 583,333) \text{ ため、}$$

$$\begin{aligned} \text{授業料減免額} &= 550,000/10 \times 2/3 \times 4 + 550,000/10 \times 1/3 \times 6 \\ &= 256,666 \rightarrow \underline{256,700 \text{ 円}} \end{aligned}$$

例 5 : 年間授業料が 161,960 円であり第 I 区分で 1 年間減免を受けた場合、学則で定める年間の上限額 (A) が国の定める年間上限額 (B) より少ない。161,960 円は 100 円未満切り捨て 161,900 円 (161,900 円 < 166,800 円)

$$\text{授業料減免額} = 161,900/12 \times 3/3 \times 12 = 161,900 \text{ 円}$$

例 6 : 休学等に伴い年間授業料 (535,800 円) の 1 か月分 (44,650 円) 授業料が発生したケース  
44,650 円 → 44,600 円 (100 円未満切り捨て)

$$44,600 \text{ 円} \times 3/3 = 44,600 \text{ 円}$$

例7：年間授業料が535,800円であり、4月から12月まで支援が停止しており、1月から第I区分として支援が再開したケース

$$\text{授業料減免額} = 535,800 / 12 \times 3/3 \times 3 = 133,950 \rightarrow 134,000 \text{円}$$

例8：特待制度により年度当初に学則で定める授業料から10万円減額されたケース

$$\text{授業料減免額} = 600,000 \text{円} / 12 \times 1/4 \times 12$$

$$= 150,000 \text{円}$$

例9：前期は多子世帯支援であり、後期に多子世帯ではなくなったものの理工農系支援となったケース

$$\text{授業料減免額} = 600,000 / 12 \times 1/4 \times 6 + 600,000 / 12 \times 1/3 \times 6$$

$$= 120,000 \text{円}$$

#### 4) 入学金減免の取扱い

入学金減免の事務処理にあたっては以下のことに留意すること。

##### (留意点)

- ア 進学先の大学等の入学金のみが減免の対象であること。入学試験に合格したが入学しなかった大学等の入学金は減免の対象とはならない。
- イ 編入学や短大・高専の認定専攻科に入学する際の入学金も含め、本制度の対象となる大学等の入学金はすべて対象となり得ること。ただし、高等専門学校（本科）については、入学金減免の対象となるのは、4年次編入を受け入れる場合等の入学金に限られる。
- ウ 入学金の減免を受けられるのは1回限りとすること。編入学先の大学等で入学金が生じる場合、編入学前の大学等に入学する際に本制度による入学金減免を受けていれば、編入学先の入学金は減免されないことに留意すること。（授業料等減免の認定申請書において、過去に入学金減免の支援を受けたことがあるか確認を求めるほか、特に編入学の場合には、編入学前の大学等に確認をとるなど、遺漏のないよう対応すること。）
- エ 入学金減免は、入学前又は入学後速やかに申請を行い支援対象と認定された者を対象として行うこと。入学年の途中から又は2年目以降に減免を受け始めた場合に、本制度においては、遡って入学時に徴収した入学金を減免することはできない。  
例えば、4月入学者の場合、4月分から減免を受ける者は入学金減免の対象となるが、10月分から減免を受ける者はその対象とならない。2年次以降に減免を受け始める者についても、入学時に徴収した入学金を減免することはできない。
- オ 給付型奨学金の「予約採用」申込者だけでなく、入学後すぐに申請する「在学採用」申込者も、認定されれば入学月から支援を受けられることから、入学金の減免対象となる。
- カ 減免費用の申請にあたっては、当該年度に入学する学生等の入学金が対象となること。  
例えば、2021年度入学者に係る入学金は、AO入試等で2020年度中に徴収した場合でも、2021年度交付申請において手続きをすること。
- キ 入学金減免は、入学月の支援区分により算定した額によること。（支援区分の変更があっても、入学金減免額は変わらない。）

#### 5) 入学金、授業料の徴収猶予、還付

##### ①納付期限の猶予

経済的に困難な状況にある学生等の入学金や授業料などについては、納付時期の猶予など弾力的な取扱いをするよう、これまででも文部科学省から大学等に対して依頼している通り、今回の新制度の趣旨を踏まえ、給付型奨学金の予約採用手続において採用候補者となっているなど、減免対象となる可能性のある学生等については、納付期限等のきめ細かな配慮を行っていただくことが望ましいこと。

なお、入学前の時点であわせて受けられる支援について、巻末の参考資料3に記載の各種制度を活用することが可能であることから、大学等においても、学生等に対して周知すること。

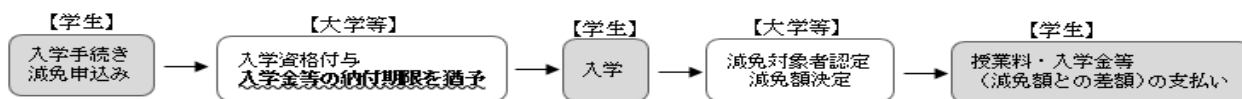
##### ②還付

①により難しく、大学等において入学金、授業料を一旦徴収する取扱いとした場合は、入学後に減免が確定した者について、各大学等が定める方法により、速やかに学生等に対して減免相当額を還付すること。

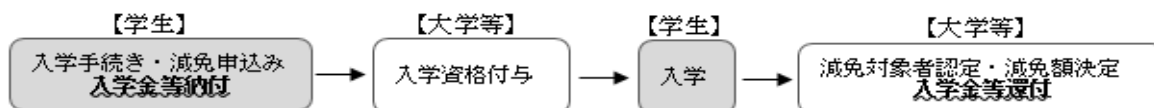
なお、金融機関の口座への振込により還付する場合は、認定申請書に振込先口座の記入欄を設けることが考えられる。

#### ◇参考フロー：給付型奨学金採用候補者の入学金の取扱い

i) 低所得世帯の入学金等に係る納付期限の猶予等（柔軟な取り扱い）



ii) 入学金等に係る納付期限の猶予等により難しい場合



### (4) 認定結果の通知に関すること

大学等は機構システムで支援区分を確認し、減免対象者として認定したときは認定した結果を、認定対象でないと判定したときはその旨を、速やかに認定申請者に通知すること。（認定通知書の雛形（A様式3-1、3-2）

#### （留意点）

ア 減免の始期は次の通り。

	申請時期	支援の始期
i	入学前又は入学後3か月までの間で各大学等が設定した提出期限	入学月分から減免
ii	(入学後3か月を経過した後) 7月から12月までの間で各大学等が設定した提出期限	10月分から減免
iii	(入学後3か月を経過した後) 1月から6月までの間で各大学等が設定した提出期限	4月分から減免

ただし、家計急変による申請者についてはこの限りではない。本章第8節参照

イ 減免対象者には、支援区分、減免額、減免後に納付すべき授業料等がある場合はその額、納入期限等を通知する。

ウ 選考の結果、減免対象者として認定されなかった者に対しては、認定されなかった旨及びその理由を通知する。（A様式3-2）（認定されない理由のうち、「給付型奨学金の申請を行い、認定対象でないと判定されている。」の選択肢のほかは、給付型奨学金を申込まない者からの申請があった場合に該当する。）

※ 対象者について、給付型奨学金に係る「認定結果通知」が機構から大学等へ送付されるので、同時に通知することが望ましい。

エ 認定結果の通知は、大学等における減免実施の根拠資料となり、支弁者や検査院等による調査の際に必要となるため、(1)の認定申請書と併せて、減免を実施した日の属する年度の終了後5年間保存すること。

### (5) 減免実施後の授業料等の徴収

減免実施後、学生等に納付すべき授業料等がある場合には、認定通知書に記載の内容に基づき、各大学等が定める方法により学生等から授業料等を徴収すること。

## 第2節 支援の継続に関する事務

### (1) 継続願に関すること（令和6年度より取扱い変更）

授業料減免の対象者が在学中に継続して減免の支援を受けようとするときは、各大学等の定める日までに、減免に係る継続願を提出させる取扱いとしていたが、別途年2回の在籍報告（4月・10月）を行っていることを踏まえ、令和6年4月より継続願の提出を不要とする。なお、取扱い変更となる令和6年度より前に本来提出すべきであった継続願が提出されていない場合であっても、「停止」の取扱いとはせず、支援の継続を認める。

### (2) 適格認定に関すること

授業料減免の認定を受けた全ての者（既に取消となった者を除く。）について、次に記載する、

#### 1) 学業成績の判定及び2) 収入額・資産額等の判定を実施すること。

支援停止中の者（休学中の場合を含む）についても適格認定を実施し、認定取消等に該当する者については所要の措置を行うこと。

なお、認定の効果（支援の開始、中断、終了等）は、原則、機構の給付型奨学金と連動し、適格認定の結果により変更される。

#### 1) 学業成績の判定

##### ①適格認定の基準

大学等は授業料等減免対象者の学業成績等について、学年ごと（「④適格認定の時期等」に示す時期）に下表の「廃止」、「停止」又は「警告」のいずれの区分の各基準に該当するかを判定すること。

##### ◇適格認定における学業成績の基準

区分	学業成績の基準
廃止	次の1～4のいずれかに該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事由（本章第2節（2）1）③に詳述）があると認められないとき 1 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。 2 累積修得単位数※ <sub>1</sub> が標準単位数※ <sub>2</sub> の5割以下であること。 3 履修科目への授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲※ <sub>4</sub> が著しく低い状況にあると認められること。 4 「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当すること
停止	下記に示す「警告」の区分に該当する学業成績の基準に連続して該当すること（2回目の警告が「警告」の区分の2に掲げる基準のみに該当することによる場合に限る。ただし、連続して3回該当する場合は除く）。
警告	次の1～3のいずれかに該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事由（本章第2節（2）1）③に詳述）があると認められないとき 1 累積修得単位数※ <sub>1</sub> が標準単位数※ <sub>2</sub> の6割以下であること。（廃止の区分に該当するものを除く。） 2 GPA等が学部等※ <sub>3</sub> における下位4分の1の範囲に属すること（次のア、イに該当する場合（本章第2節（2）1）③に詳述）を除く ア 確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等に十分に合格できる水準にある場合 イ 社会的養護を必要とする者で、確認大学等における学修に対する意欲

	<p style="text-align: center;">や態度が優れていると認められる場合</p> <p>3 履修科目への授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲※4が低い状況にあると認められること（廃止の区分に該当するものを除く。）</p>
--	---

- ※1 専修学校設置基準第20条第1項に基づく単位制によらない専門学校にあっては、履修した科目の単位時間数の累積で判定すること。
- ※2 標準単位数は、次の算式により算定（端数が生じた場合には切り上げる。）する単位数、又は履修科目として登録できる単位数の上限として大学等が定める単位数（大学設置基準第27条の2第1項、短期大学設置基準第13条の2第1項、専門職大学院設置基準第23条第1項、専修学校設置基準第24条）のいずれか少ない数とすること。

$$\frac{\text{卒業又は修了の要件として確認大学等が定める単位数} \\ (\text{単位制によらない専門学校にあっては単位時間数})}{\text{修業年限※1}} \times \text{対象者の在学年数※2}$$

※1 長期履修（大学設置基準第30条の2、短期大学設置基準第16条の2、専門職大学設置基準第27条、専修学校設置基準第25条）が認められた学生等については、その認められた履修期間

※2 対象者の在学期間に休学期間が含まれる場合には、その休学期間を控除する。また、休学期間が1年未満である場合には、その月数を12で除した数を控除する。

- ※3 「学部等」とは、学部、学科又はこれらに準ずるものであって、学生等の学業成績について、GPA等を用いて相対的に比較することが公正かつ適正であると大学等が認める組織等をいう。
- ※4 学修意欲の状況については、履修科目の授業への出席率、もしくは授業時間外の学修の状況や授業において作成を求められる論文、報告書等の提出状況等を勘案して判定すること。「出席率が5割以下」（又は8割以下）というのは、学修意欲を欠き、公費による支援をするのにふさわしくない水準として、あくまで一例として示したものであることに留意すること。したがって、出席率のみにより判定するのであれば5割（又は8割）が基準となるが、例えば、報告書（レポート）の提出状況や授業外での学修（いわゆる予習・復習）状況などを勘案して判定する場合においても、5割（又は8割）しか出席していないと同程度に学修意欲が低いと考えられる場合には、「廃止」（又は「警告」）の判定を行うこと。
- ※5 年度の途中で、懲戒処分、退学等の事由により、学籍の異動が生じた場合には、その時点でも当該年度の適格認定における学業成績の判定を実施する（本章第6節（2）（3））。なお、退学者に対する学業成績の判定について、退学したことのみをもって廃止基準の一つである「修学年限で卒業又は修了できないことが確定したこと」として処理することは適当ではなく、あくまでも退学時点で判明している成績をもって学業成績の判定を行うことに留意すること。
- ※6 「停止」となった次の適格認定において、学業成績等が「継続」相当で、ほかの停止事由に該当していない場合、「停止」を解除のうえ支援を再開（復活）させる。一方、学業成績等が「継続」相当以外の場合は、「廃止」の取扱いとなる。



なお、令和5年9月適格認定以前の「警告」の連続により「廃止」となった者のうち、2回目の「警告」がGPA基準のみであり、「廃止」の判定の適格認定（学業）の次の学年（2年以下の過程・高専の場合は半期）の学業成績等が、給付奨学金及び授業料等減免の適格認定基準における「継続」相当であった者については、令和5年4月以降の在学採用から再申込を可能とする。（再申込可能な時期は、廃止後の学業成績が「継続」相当であった学年の次の学年中（2年以下の過程・高専の場合は廃止後の学業成績等が「継続」相当であった学年の半期の次の半期中）となる（例えば、4年制大学において、令和3年度末にGPA基準のみで2回目の「警告」により「廃止」となり、令和4年度の学業成績等が適格認定基準における「継続」相当であった者の場合、令和5年4月に再申込が可能）。

## ②遡及取消の基準

上記①の判定において、学業成績が「廃止」の区分に該当する者については、(i)学業成績等が著しく不良であると認められるのか、(ii)災害、傷病、その他のやむを得ない事由があると認められるのか、を確認すること。（(i)に該当し、(ii)に該当しない場合は、支援対象者としての認定の遡及取消となる。）

### (i) 学業成績等が著しく不良

学修の実態が認められない状況、具体的には下記のいずれかに該当する場合をいう。

- ・ 修得単位数の合計（累積）が標準単位数の1割以下である場合
- ・ 出席率が1割以下など、学修意欲があるとは認められない場合

### (ii) 災害、傷病、その他やむを得ない事由

本人及び家族の病気等の療養・介護や、災害や事故・事件の被害者となったことによる傷病（心身問わず）等、学業不振について学生等本人に帰責性がない場合をいう。個別の事案の判断にあたってはQ&Aの4-15-2も参照されたい。

## ③斟酌すべきやむを得ない事由がある場合の特例措置

### ア) 資格等を十分に取得できる水準にある場合

次の(i)から(iii)の全てに該当すると認められる場合には、「GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること」に該当する場合であっても、「警告」の区分に該当しない。

- (i) 資格又は検定（以下、「資格等」）と学生等の所属する学部等の教育課程が密接に関連し、かつ、当該資格等が高等教育機関における学修成果としてふさわしいものであること
- (ii) 当該資格等が、職業に結び付くものであること
- (iii) 卒業生等の資格等の取得実績と成績との関係を踏まえ、当該学生等が十分に取得又は合格できる水準にあること

#### (留意点)

- ・ 資格等と教育課程とが密接に関連しているか否かの判断は、当該教育課程が、当該資格の取得または当該検定への合格（以下、「資格の取得等」）を目的としてカリキュラムが組まれたものであるかによって判断することになる。この場合、必ずしもすべての個別の履修科目等が資格の取得等のために設定されている必要はなく、入学から卒業までの間のカリキュラムを総合的に見て判断する。

ただし、資格の取得または検定への合格を目的としていることが分かるようにその

旨をカリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシー、学校案内パンフレットや募集要項等により一般に公開している必要があることに留意すること

- ・ 資格の取得等を目的としてカリキュラムを編成するに当たっては、各大学等のディプロマ・ポリシーなどを適切に踏まえて資格・検定を設定する必要があるが、当該資格・検定が高等教育機関における学修成果としてふさわしいかどうかは、その点を踏まえて各大学等において判断すること。
- ・ 該当する資格等は、高等教育機関における学修成果としてふさわしく、かつ、職業に結び付く資格等であることが必要であることから、一般的に高等学校卒業程度で取得可能な資格や、一般教養と考えられる検定は、仮に当該大学等の教育課程と関連があったとしても対象外であると考えられる。また、高等教育機関における学修成果としてふさわしく、職業に結び付く資格等であったとしても、当該学生等が所属する学部等の教育課程と関連がないものであれば、対象外となることに留意すること。
- ・ 民間企業などが認定等をする資格等であっても、公的な資格等に準じて同等以上の社会的評価を有する資格等として評価できるものについては対象となり得ること。
- ・ 「資格等を十分に取得できる水準にある」か否かについては、例えば、GPA等が一定の水準（評価基準の「到達目標を達成している」に該当する場合等）にある者や、各科目の点数の平均値が一定の点数以上にある者について、過去の卒業生の実績と照らし合わせたとき、十分に資格等に合格できる水準にあると判断できる場合には、合格水準にあると判定することが考えられること。また、その設定の考え方等については、学生等へ明示するとともに、インターネット等の広く周知を図ることができる方法により公表することが望ましいこと。

#### イ) 社会的養護を必要とする者の場合

社会的養護を必要とする者で、大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合には、「GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること」に該当する場合であっても、「警告」の区分に該当しない。

##### (i) 「社会的養護を必要とする者」であるかの確認

本取扱いにおける「社会的養護を必要とする者」とは、満18歳となる日の前日（又は高校卒業時点）において次の表の区分に掲げる施設に入所していた者（事業にあつては委託されていた者、里親にあつては養育されていた者）を指す。

これらの者については、給付型奨学金の申込時にその旨を申告していることから、適格認定の際には機構システムによりこれに該当するか否かを確認すること。

なお、確認にあたっては、支援対象者の認定を受けた者であれば、当該適格認定の時点で児童養護施設への入所等をしている必要はなく、「社会的養護を必要とする者」として本取扱いの対象となることに留意すること。

区 分	児童福祉法上の根拠	概 要
児童養護施設	第 41 条	<u>保護者のない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を必要とする児童の養護を行う。</u>
児童自立支援施設	第 44 条	<u>不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童の養護を行う。</u>
児童心理治療施設（(旧)情緒障害児短期治療施設）	第 43 条の 2	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により <u>社会生活への適応が困難となった児童の養護を行う。</u>
児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者に委託されていた者	第 6 条の 3 第 1 項	義務教育を終了した児童であって、 <u>児童養護施設を退所した児童等の養護を行う。</u>
小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者に委託されていた者	第 6 条の 3 第 8 項	要保護児童（ <u>保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童</u> ）に対しこれらの者が共同生活を営むべき住居における相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援等を行う。
里親	第 6 条の 4	児童相談所が要保護児童（ <u>保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童</u> ）の養育を定められた要件を満たした里親へ委託。

(ii) 学修に対する意欲や態度が優れているかの確認

適格認定の際に「社会的養護を必要とする者」の学修成績が、G P A（平均成績）等が下位 4 分の 1 の範囲に属する場合には、レポートの徴取や面談等を実施し、これが社会で自立し、及び活躍することができる人材を育成するという制度の趣旨を踏まえ、十分に学修に対する意欲や態度が優れていると認められるか否かを確認すること。

ウ) 傷病・災害その他やむを得ない事由があると認められる場合

「廃止」又は「警告」の区分に掲げる学業成績等（修得単位数、G P A、出席率等）に該当する場合であっても、そのことにつき、傷病・災害等により追試験等を含め成績判定が不可能であった等のやむを得ない事由があると認められる場合には、「廃止」又は「警告」の区分に該当しない。

(留意点)

- ・ 本取扱いは、「警告」の基準の 1 つである G P A（平均成績）等に関する基準だけでなく、「廃止」及び「警告」の全ての「学業成績等の基準」に適用するものであること（修業年限での卒業、単位の取得状況、学修意欲（出席率等））。
- ・ 認められる事由は、傷病・災害等の不慮の事由等によるものであり、例えば、単に「アルバイトに追われている」ことや「課外活動への注力」などは、「やむを得ない事由」としては認められない。個別の事案の判断にあたっては Q & A の 4-15-2 も参照されたい。

- ・ カリキュラムの設定（成績の判定時期）等により適格認定の時期に成績判定ができない場合にも、この取扱いの対象となること。

#### ④適格認定の時期等

学業成績等に関する適格認定における成績の判定は、学年ごとに行い、その結果は、次の年次の授業料の減免に反映させること。

4月入学者の場合、学業成績等に関する成績の判定は毎年度末に実施すること。なお、4月以外の月に入学した者（例えば秋入学者）については、当該学生等の各学年時における成績が確定する時期（例えば、10月1日に入学した者であって、在籍中の各学年の成績が翌年度以降、毎年9月に確定する場合には、毎年9月末まで）に学業成績等に関する適格認定を実施すること。

##### （留意点）

学年の途中で半期の休学等により卒業予定月が当初の卒業予定月から変わる場合において、大学等の定めにおいて当該学生等の学年の成績確定月も変更になる場合はその変更となった月に学業成績等に関する適格認定を実施すること。

例) 4月入学者が2年次の前期に休学し、卒業が9月になった場合

- ・ 当該学生等の成績確定月が9月に変更となる場合→復学後からは9月に実施
- ・ 当該学生等の成績確定月は変わらず、最終学年において早期卒業を認めている場合→復学後も3月に実施

ただし、短期大学（修業年限が2年のもの。認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のもの）については、学年の半期ごとに判定を行い、半期ごとの授業料等の減免に反映させること。この場合、前期の適格認定による判定結果は、当該年度の10月以降の支援内容に反映させることから、それまでに確定し判定できる学業成績をもって判定すること。

##### （留意点）

前期の適格認定において、成績が確定していない成績がある場合、判定基準（修業年限での卒業、単位の取得状況、学修意欲（出席率等）のうち、公正かつ適正に判定できる基準で実施すること。例えば、通年と学期ごととの履修科目が混在している場合、履修科目の登録状況について、学生等により通年と学期ごととの登録の割合に違いが生じているケースにおいては、前期の段階で成績が出ている科目が一部あったとしても、公正に判定できない状況であれば、単位の取得状況（修得単位数及びGPA）での判定は実施せず、その他の基準で実施することに留意すること。

#### ⑤適格認定において留意すべきケース

##### ア) 休学中等の適格認定

支援対象者の休学等により認定の効力を停止した場合には、当該休学期間の属する年度に、判定すべき学業成績等があれば、当該学業成績について適格認定を実施し、判定すべき学業成績等がない場合には、当該期間について適格認定を実施することは要さない。

例えば、ある学年1年間を休学する場合、当該休学期間は、通常、判定すべき学業成績等がないため、当該年度に係る学業成績等に係る適格認定は実施しない。

他方で、例えば、ある年度の後期のみを休学する場合は、前期の学業成績等をもって当該年度の適格認定を実施する。この場合、学業成績等の判定基準の一つである「標準単位

数」を算出する際の「対象者の在学年数」における当該年度の在籍年数から、休学した月数を控除して算出する（例えば、大学3年次に6か月間、休学した場合は、在学年数は2.5年となり、3年次の適格認定における標準単位数は77.5単位（=124単位÷4年×2.5年）となる）。

#### イ) 長期履修学生の適格認定

次に示す規定に基づき修業年限を越えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することが認められた者（以下「長期履修学生」）についても、前述のとおり学業成績等に関する適格認定を実施する。

ただし、適格認定を行う際の「標準単位数」の算定に当たっては、「修業年限」に代えて、同条により大学等から認められた長期履修期間により算定すること。

例えば、修業年限が4年（卒業に必要な単位数124単位）の大学生について、5年間の長期履修学生である場合、1年次の標準単位数は24.8単位（=124単位÷5年×1年）となる。

なお、長期履修学生であっても、支援を受けられる期間は修業年限までであり、修業年限を超えた期間は、支援を受けられないことに留意すること。

##### 【長期履修に関する各種規定】

###### ○ 大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）

（長期にわたる教育課程の履修）

**第三十条の二** 大学は、大学の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

###### ○ 短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）

（長期にわたる教育課程の履修）

**第十六条の二** 短期大学は、短期大学の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

###### ○ 専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）

（長期にわたる教育課程の履修）

**第二十七条** 専門職大学は、専門職大学の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

###### ○ 専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）

（長期にわたる教育課程の履修）

**第二十五条** 単位制による学科を置く専修学校は、専修学校の定めるところにより、生徒が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に当該単位制による学科の教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

#### ⑥適格認定における学業成績等の判定結果の通知

適格認定における学業成績等の判定結果が「廃止」の区分に該当する場合は、支援対象者としての認定を取り消すものとし、A様式5により当該学生等に対して、その旨を通知すること。

また、同様に「警告」の区分に該当する場合には、A様式4-1により当該学生等に対して、学業不振である旨の通知を行うとともに、次回の適格認定において連続して「警告」に該当した場合には認定が取り消される旨を通知し、より一層学修へ励むよう指導すること。

廃止の区分及び警告の区分のいずれにも該当しない場合は、A様式4-2により当該学生等に対して、その旨を通知すること。

なお、当該適格認定の結果については、支援対象者に通知するとともに、機構の指定する方法により機構に報告すること。(機構省令第23条の6第2項)

ア 学業成績等の判定結果をもって認定の取消しとなり減免を行う事由が消滅するのは、原則、3月又は9月の末日となり、当該月で減免は終了する。「廃止」区分に該当する者のうち、上述②の遡及取消に該当する者については、学年の初日(短期大学(修業年限が2年のもの)に限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。 )及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。)(以下この項において短期大学等という。 )にあつては、学年の半期の初日)に遡って、支援対象者としての認定の効力が失われ、減免を行う事由が遡って消滅する(この場合、当該者について当該学年分(短期大学等においては、当該学年の半期分)の授業料減免の費用は支弁対象とならない)。

なお、入学金については、入学自体の取消とならない限り、遡及取消の対象とならない(入学金減免の費用は支弁対象となる)こと。なお、税の更正によって区分が変更となった場合は、入学金減免額も変更となる。

イ 適格認定結果の通知は、大学等における減免実施の根拠資料となり、支弁者や検査院等による調査の際に必要となるため、減免を実施した日の属する年度の終了後5年間保存すること。

ウ 学業成績の判定の結果、支援対象者としての認定の取消しを行った場合、取り消された者の人数を、機関要件確認者に届出ること(修学支援法第12条第2項、施行規則第17条)。(機関要件更新確認申請書(様式第2号の4-①別紙、様式第2号の4-②別紙))

エ 遡及取消となった期間の授業料については各大学等が当該学生等から徴収し、遡及取消に係る交付金は支弁者に返還することを原則とする。なお、再三にわたる督促にも関わらず、支弁者への精算時まで当該学生等から授業料の徴収ができない場合は、支弁者の判断によって、精算時に支弁者へ返還する額を各大学等が学生等から徴収できた分のみとすることができる。この際、遡及取消が発生した年度における変更交付申請(前期実績)及び実績報告(年間実績)においては、遡及取消ではなく単に廃止となったものとして報告し、遡及取消となった翌年度以降の実績報告時に併せて徴収の状況を報告すること(提出期限は別途通知)。

なお、遡及取消となった者に係る未収分の授業料は、遡及取消となった後5年間管理を行い、各大学等の規程に基づく督促頻度又は年1回のいずれか高い頻度の督促を行うこと。

オ 学業成績の判定の結果、支援対象者としての認定の取消しを行った場合において、当該認定取消を受けた学生等より当該認定取消について、事実上の不服の申し立てがあった場合は、

①速やかに機構に対して連絡を行うとともに、

②大学等において当該学生等からの意見陳述(認定取消の原因となった学業成績の判定や懲戒処分等に対する意見陳述を含む。)の機会を設け、多角的な視点から(可能な限り客観的な事実等に基づき、)当該事案に係る再検討を行うことが望ましいこと

カ 2回目の警告に該当したときの警告の基準が「GPA等が学部等における下位1/4の範囲に属する場合」のみに該当する場合は停止の取扱いとなり、翌期の学業成績が「継続」相当であれば再度支援を受けることが可能となる。なお、停止となる当該学生に対してA様式6をもって通知を行うこと。

## 2) 収入額・資産額等の判定（施行規則第13条関係）

※家計急変に係る申請に基づき認定した者については、下記によらず、第8節（6）を参照すること。

### ①適格認定の基準

本章第1節（2）④に記載の通り。

### ②適格認定の時期

適格認定における収入額・資産額等の判定は、毎年夏頃に行う。給付型奨学金の受給者については、機構で判定を行い、その判定結果は本人同意に基づき大学等に連携される（多子世帯に係る申告は機構の在籍報告の手続にて行い、理工農系に係る申告は機構に対して随時行う）。当該者については、大学等が収入額・資産額等の判定を行った者とみなすことができる。機構の判定結果（新たな支援区分情報）の確認については、以下の通り行う。

#### <機構の判定結果の確認>

大学等が確認する機構システムの奨学生一覧画面（本章第1節（3）2）において、「支援区分」欄に新たな支援区分情報が表示される。また、奨学生の奨学詳細情報画面（本章第1節（3）2）でも、各学生等の支援区分適用履歴が追加表示される。

仮に、収入及び資産に関する適格認定においていずれも基準外となった場合には、いずれの画面においても「支援区分」欄が空欄となり「学種状態」欄に『休・停止中』と表示される。

なお、仮に収入に関する適格認定の結果が第Ⅲ区分となった者が、資産に関する適格認定の結果は資産超過による基準外となった場合、いずれの画面においても「支援区分」欄に「Ⅲ（1/3）」、「学種状態」欄に『休・停止中』と表示され、

奨学生の奨学詳細情報画面の「異動事由」欄に「支援区分外」、支援区分適用履歴欄の「資産超過」欄に「有」と表示される。

令和6年度より新たに追加された第Ⅳ区分に関しては、以下のように表示される。

多子世帯：Ⅳ（多子） 理工農系：Ⅳ（理工農） 多子・理工農以外：Ⅳ（対象外）

仮に収入に関する適格認定の結果が第Ⅳ区分となった者が、多子世帯、理工農系に該当しない場合は、Ⅳ（対象外）と表示され、「学種状態」欄に「休・停止中」と表示される。

※新たな支援区分について、機構システム上は毎年9月頃に確認可能となる予定。判定の結果に基づき、該当者は支援区分や減免額の変更若しくは支援の停止を行うものとし、当該変更は10月分からの授業料等の減免の実施に反映させること。（支援区分が変更となった者については、本章第1節（3）3）と同様に、新たな減免額の算出を行うこと。）

### ③適格認定結果の通知

判定の結果、第Ⅰ区分から第Ⅳ区分（多子世帯・理工農系）に該当しない（支援停止となる）ことが確認された場合は、10月分から支援を停止することとし、A様式6によりその旨を速やかに通知すること。（当該者についても、翌年の適格認定において、基準に該当することとなった場合には、支援を再開する。）

支援区分が変更となった場合はA様式4-3により、新たな支援区分、減免額、減免期間、減免後に納付すべき授業料等がある場合はその額、納入期限等を速やかに該当者に通知すること。なお、支援区分が変更とならなかった場合も、対象となる減免期間に係る通知を行っていない場合はA様式4-3により通知することが必要となる。

※次の方法のいずれかが標準的な通知となる。

・A様式3-1の認定通知の内容を半年間としておき、10月からの適格認定結果を（支

- 援区分が変更とならなかった者を含み) 対象者全員に通知する(以降、半年ごとに通知)
- ・ A様式3-1の認定通知の内容を1年間としておき、10月からの適格認定結果を支援区分が変更となった者にのみ通知する。

**(留意点)**

- ア 判定結果に応じた減免額等の変更により、減免費用の申請内容に生じた変更については、変更申請、実績報告や額の確定において、適切に処理すること(本章第4節及び第5節参照)。
- イ 適格認定結果の通知は、大学等における減免実施の根拠資料となり、支弁者や検査院等による調査の際に必要となるため、減免を実施した日の属する年度の終了後5年間保存すること。

(参考) 適格認定と対応

適格認定実施時期	夏(～9月)		学年末
審査事項	収入及び資産	学業成績(2年制以下の学生等のみ)	学業成績
審査方法	JASSOが確認。本人同意のもと、大学等と情報連携。	対象者の成績を大学等で確認。JASSOへ通知。	対象者の成績を大学等で確認。JASSOへ通知。
認定効力、支援内容の変更	所得の状況に応じ、継続、支援区分の変更(減免額の変更)又は効力の停止。	学業成績に応じ、取消・停止又は警告。成績が著しく不良である場合などは、学年の始期に遡及して取消。	学業成績に応じ、取消・停止又は警告。成績が著しく不良である場合などは、学年の始期に遡及して取消。
適格認定結果の反映	10月分から新減免額を反映。	10月分から反映。遡及取消に該当する場合は、(4月入学者の場合)半年分の減免額を徴収。	4月分から反映。遡及取消に該当する場合は、(4月入学者の場合)1年分の減免額を徴収。

### (3) 大学等ごとの支援状況の公表に関すること

前年度に支援措置の対象となった学生等の人数とあわせて、認定の取消し、認定効力の停止、学業成績が不振である旨の警告等に該当する学生等の人数を、これらに該当することとなった事由(適格認定における学業成績の判定による場合は、さらに、施行規則別表第二及び機構省令別表に定める基準)ごとに、施行規則第五条第三項に定める更新確認申請書において記載することにより公表すること。

**(留意点)**

- ア 更新確認申請書の作成及び提出・公表については、「機関要件の確認事務に関する指針(2023年度版)」によること。
- イ 更新確認申請書の作成は、本取扱いが制度の運用の適正性を確保するためのものであることを十分に踏まえた上で作成すること。



### 第3節 減免費用の申請、交付に関する事務（年度当初の申請、交付）

#### ◆注意

公立の大学等が行う授業料等減免に要する経費は、都道府県・市町村が全額負担することから、公立の大学等と都道府県・市町村との間における減免経費の申請・交付の方法やスケジュール等支弁に係ることは、各都道府県・市町村の定めるところによる。

したがって、ここで示す大学等と支弁者の事務が、公立の大学等において必ずしも求められる内容であるとは限らない。

私立の専門学校は、その授業料等減免に要する経費を国と都道府県で1/2ずつ負担するが、公立の大学等と同様、私立専門学校と都道府県との間における減免経費の申請・交付の方法やスケジュール等支弁に係ることも、各都道府県の定めるところによる。

大学等は学内の減免に要した費用をとりまとめ、年度当初の交付申請において、年間の所要見込額を支弁者に申請する。支弁者は申請内容を確認し、交付を決定した後、概算によりその決定額を支払う。

所要見込額の算出は、授業料と入学金でそれぞれ次のような考え方とする。

#### 【授業料減免】

新制度の認定対象者で7月時点において機構システムに登録され、授業料の減免を受けた者が1年間（4月～3月）減免を受ける場合に必要な概算の減免額を申請する。

#### 【入学金減免】

当該年度に入学した者のうち、7月までに機構システムに新規登録された者が、入学金の減免を受けたその実績の減免額を申請する。（入学月から認定を受けていることが条件。）

#### ◇参考

翌年1月に、年間の所要見込額を再び算出し、その額が当初の交付申請額を超える場合は変更交付申請を行い、その不足額を申請する。（本章第4節参照）

## （1）交付申請に関すること

### 1）交付申請の申請先（支弁者）と費用負担者

減免費用の申請先と費用の負担割合は次のとおり。

設置者の区分・学校の種類		支弁者 (減免費用の申請先)	費用負担割合
国立	大学・高専・専門学校	国（設置者）	国が全額
私立	大学・短大・高専	国 ※私学事業団を通じて交付	国が全額
公立	大学・短大・高専・専門学校	都道府県・市町村（設置者）	都道府県・市町村が全額
私立	専門学校	都道府県(所轄庁)	国 1/2、都道府県 1/2

※ 放送大学、株式会社立の大学には、私学事業団を通じず国から直接交付する。

## 2) 交付申請の対象となる学生等の考え方

前年度からの継続者及び機構システムに7月までに登録され、支援区分の確認ができる者が、年度当初の交付申請の対象となる。（本章第1節（3）2）①を参照）

※ 機構システムに学生等の情報が登録されるスケジュール、支援区分等が反映される月ごとのスケジュールは、別途、機構から大学等に連絡がある予定。

### ア 給付型奨学金の『予約採用者』

学生等が進学後に「進学届」の手続き（オンライン）を完了することで給付型奨学金の支援対象者として認定され、機構システムにおいて奨学生として採用処理後に、大学等が機構システムを通じて本人データを確認することができる。授業料減免の認定申請書の提出があっても、「進学届」の手続きが遅くなれば、機構システムでの確認ができず、年度当初の交付申請に含めることはできない。

- 4月下旬までに進学届の手続きを完了  
→機構システムの「5月データ」に登録（5月連休以降からデータ確認が可能となる予定）
- 4月下旬以降に進学届の手続きを完了  
→機構システムの「5月データ」への登録に間に合わない。  
（6月以降にデータ確認が可能となる予定）

### イ 給付型奨学金の『在学採用者』

給付型奨学金の申込手続きを行い、在学する大学等が推薦手続きを完了した学生等について、機構の審査により給付型奨学金の支援対象者として認定され、大学等が機構システムを通じて本人データを確認することができる。

4月からの在学採用を申し込んだ場合、データ確認が可能となるのは6月以降の予定であるため、7月までに採用された者は年度当初の交付申請に含めることができる。

## 3) 交付申請の方法

### ①交付申請の考え方

#### 【授業料減免】

年度当初の交付申請は、前年度からの継続者及び機構システムに7月までに登録された者を対象者とするが、7月の登録に間に合わせるためにも、「進学届」は進学後すみやかに提出するよう学生等に指導すること。

7月までにデータで確認できた学生等について、1年間（4月～3月）を通じてその支援

区分のまま授業料減免を受けると見込み、年間的人数分の減免費用を年度当初に交付申請する。

◇参考

7月までにシステムに登録されず、交付申請の対象とならない者については、変更交付申請に計上することとなる。(本章第4節参照)

【入学金減免】

入学金減免の対象は、入学月から支援対象となった者となる(ただし、家計が急変した学生等については、一部例外があるため、本章第8節を参照)。

このうち、年度当初の交付申請の対象となるのは、機構システムに7月までに登録された者のうち、「奨学生一覧」画面で「入学年月」が当該年度となっている者となる。

当該者について、「入学年月」と「給付始期」の年月が一致していることを確認すること。(不一致の者は入学金減免の対象とならない。ただし、家計が急変した学生等については、一部例外あり。)

※ 編入学生の入学金の減免

他大学等からの編入学生で、編入元の大学等から引き続き支援を受ける学生等に入学金減免を行った場合(過去に本制度による入学金の減免を受けたことがない場合に限る)は上記の限りではないため、交付申請にあたって漏れがないよう十分注意するとともに、「申請学科一覧」の入学金減免の備考欄に必ず『編入学生』と記載し、その旨を明確にすること。

②交付申請の対象となる学生等の抽出について

授業料等減免を受ける学生等の減免の実施状況は、毎月の在籍状況とともに適切に管理していくことが必要となる。

各大学等において管理簿等を作成し、それにより交付申請の対象者のリストアップや学生等の異動を把握することが望ましいが、交付申請にあたっては、機構システムで抽出条件を指定することで対象学生等をリストアップすることができる。(本章第1節(3)2)②参照)

なお、機構システム上で情報を確認した時期により、指定した条件の下での学生等の抽出結果が異なるため、どの月時点における抽出学生等であるかに留意すること。

※「各種データダウンロード」ページ内にある「【給付】支援区分履歴データ」からダウンロードしたデータを使用することもできる。

◆日本学生支援機構の奨学金業務システムの画面イメージ ⑤

**日本学生支援機構**

**奨学生一覧**

現在校の奨学生の一覧を表示します。

**抽出条件**

右の「検索」ボタンをクリックして、奨学生の検索を行います。  
入力の内容をクリアする場合は、右の「条件クリア」ボタンをクリックしてください。

学校校舎区分

姓字番号

学部学科

学籍番号

奨学金種別

申込方式

一律最高月額

入学年月 From  ~ To

採用年月 From  ~ To

(※採用年月→後欄にて新規に奨学生として登録された年月)

学種状態

奨学金申込中

保留中

休学・停止中

修業中で「申込済」

身分取得済

申込による終了

採用取消済

終了・無成立

終了・給付(返還済)

終了・給付(返還中)

返還予定

奨学金返還については、こちらをご参照ください。

スカラー区分 すべて  ユーザ  非ユーザ  
ユーザ区分 (スカラーユーザは5166ユーザです。)

検索結果は100件です。1/19ページを表示しています。

検索結果をダウンロードするときは、下の「検索結果ダウンロード」ボタンをクリックしてください。

奨学 番号	奨学生番号	氏名	学部学科	学籍番号	奨学金種別	学種状態	入学 年月	採用 年月	貸与・給付 始期	貸与・給付 終期	支援区分	詳細 情報	返済 方式	一律 最高 月額	スカー ルユー ザ
1	20004020730	機構 一部	文学部	GAH41001	給付	奨学金申込中	2000/04	2000/04	2000/04	2000/03	IV(多子)	詳細	-	-	○
2	20004004674	機構 二部	政治経済学部	GAH41003	返付(第二種)	奨学金申込中	2000/04	2000/04	2000/04	2000/03	-	詳細	-	-	-
3	20004002877	機構 三部	教育学部	GAH43001	貸与(第一種)	奨学金申込中	2000/04	2000/04	2000/04	2000/03	-	詳細	1	1	○
4	20004002890	機構 四部	教育学部	GAH43021	給付	奨学金申込中	2000/04	2000/04	2000/04	2000/03	I	詳細	-	-	○
5	20004002870	機構 五部	教育学部	GAH43021	返付(第一種)	奨学金申込中	2000/04	2000/04	2000/04	2000/03	I	詳細	4	0	○
6	20004002804	機構 六部	教育学部	GAH43021	貸与(第二種)	奨学金申込中	2000/04	2000/04	2000/04	2000/03	-	詳細	-	-	○
7	20004000001	機構 七部	工学部	GAH44001	給付	奨学金申込中	2000/04	2000/04	2000/04	2000/03	IV(理工産)	詳細	-	-	○
8	20004002803	機構 八部	工学部	GAH44003	給付	奨学金申込中	2000/04	2000/04	2000/04	2000/03	II	詳細	5	-	-
9	20004002895	機構 九部	工学部	GAH48005	貸与(第二種)	奨学金申込中	2000/04	2000/04	2000/04	2000/03	-	詳細	-	-	-
10	20004000878	機構 十部	工学部	GAH48017	給付	奨学金申込中	2000/04	2000/04	2000/04	2000/03	I	詳細	-	-	-

メニュー画面に戻る場合は、下の「戻る」ボタンをクリックしてください。

※ 「詳細情報」欄の「詳細」をクリックすると次ページの学生等個人の奨学詳細情報の画面イメージが表示される。また、「支援区分適用履歴ダウンロード」ボタンより、奨学詳細情報の「支援区分適用履歴」の一覧を取得することが可能。

44

◆日本学生支援機構の奨学金業務システムの画面イメージ ⑥

奨学生詳細情報画面（抽出結果一覧内の詳細ボタンを押したときに遷移する画面）

### 日本学生支援機構

#### 奨学詳細情報

奨学生の最新詳細情報を表示します。

奨学生番号	5004000678	特別奨励	-	その他学種	-
併用番号	-	一種短期留学	-	二種短期留学	-
給付奨学生番号	-				
氏名	櫻橋 太郎	性別	男		
	キコウ タロウ	生年月日	2000年9月20日		
学籍状態	奨学金返還中	保証区分	-		
採用種別	一次	採用区分	-	採用年月	2000年4月
奨学金種別	給付				

学校名称	10990-01 学生支援大学				
学部学科	4001 工学部	学籍番号	GAH48017		
学籍	種別なし	入学年月	2000年4月	専攻科入学	-
全定通	全日制	通学別	自宅外	修業年限	40
授業料免除	-				

給付始期	2000年4月	給付終期	2000年3月	給付月額	44,500
前納返込年月	2000年12月	支援区分	I	給付総額	400,500
銀行-店舗	-	口座番号	-	ゆうちょ記号-番号	12340-087654321
	ゆうちょ銀行				

異動事由	異動なし	返還方式	-		
第一種再貸与	-	地方創生特	-	業績免除内定制度	-
社会的養護	対象外				

<支援区分適用履歴>

項番	適用開始年月	適用終了年月	支援区分	資産超過	処理年月日
1	2000/04	2000/09	I		2000/04/10
2	2000/10	2000/09	II	-	2000/09/01
3	2000/10	2000/09	III	-	2000/09/01
4	2000/10	2000/09	IV(対象外)	-	2000/09/01
5	2000/04	2000/09	IV(多子)	-	2000/08/01
6	2000/10	2000/08	IV(理工農)	-	2000/09/01
7	2000/04	2000/09	II	有	2000/09/01

注1 適格認定(改訂)では、収入基準及び資産基準の両方を満たしている(「支援区分」が第I区分～第IV区分に該当し、かつ資産基準を超過していない)場合に、「支援区分」に基づく支給月額が適用されます。

注2 資産超過額については、「2021/10」を含む支援区分適用履歴から資産情報を反映しています。資産超過額が空欄の場合は資産情報が反映されていないので、ご注意ください。

奨学生一覧画面に戻る場合は、下の「戻る」ボタンを押してください。

戻る

③減免対象者の管理簿等

授業料等減免の対象学生等には、在籍中、家計の経済状況や休学等により支援の停止や再開、支援区分の変更等が起こるため、各大学等において、支援の状況を学籍とともに適切に管理することが必要となる。

そのための管理簿等としては、次の例を参考とされたい。







## 4) 提出書類

<大学等が作成する資料>

① 交付申請書	(B 様式 1 - 1)
② 交付申請書内訳	(B 様式 1 - 2)
③ 交付申請内訳	
④ 申請学科一覧	
[提出方法] 電子媒体により提出。	

交付申請にあたっては、①「交付申請書」及び②「交付申請書内訳」を電子媒体にて支弁者に提出すること。

減免費用の支弁者や交付者が定める方法にて電子媒体によりエクセルファイル(①～④の全様式がシートに含まれている。)を支弁者に提出すること。各様式は1つのエクセルファイルにまとめられており、④「申請学科一覧」を作成すれば、③「交付申請内訳」及び②「交付申請書内訳」が自動入力される。

なお、各学科等の授業料と入学金について額を確認できるよう、学則や学生募集要項等の写しを添付すること。(特待生制度等により特別な額を適用している場合も規程や金額が確認できるものを添付する。)

※ ②交付申請内訳(授業料・入学金別)、③交付申請書内訳、④申請学科一覧の各シートは、いずれも交付申請時だけでなく、変更交付申請及び実績報告の際も作成し、提出すべきシートとなる。交付申請で作成したファイルはその後も続けて使用することから、同ファイルは各大学等において必ず保存しておくこと。

## 5) 申請期限

7月下旬までに、支弁者(交付申請先)に提出すること。(具体的な期限は別途事務連絡にてお知らせします。)

### (2) 交付決定に関すること

大学等から交付申請書を受けた支弁者は、機構システムから大学等のデータを確認し、支援区分ごとの対象学生数など申請内容の確認を行う。

支弁者は大学等から必要に応じてその内容について聴取するなど、申請内容の確認を終えれば、大学等宛に交付決定通知を送付する。(8月中旬頃の予定)

### (3) 請求・支払に関すること

大学等は交付決定通知に基づき、「概算払請求書」(B様式9-1)を減免費用の支弁者に提出すること。

国から交付金を支払うにあたっては、関係機関との協議が必要であることから、一定の時間を要することが見込まれる。(9月下旬頃の予定)



## 第4節 減免費用の変更申請、変更交付に関する事務

### ◆注意

公立の大学等が行う授業料等減免に要する経費は、都道府県・市町村が全額負担することから、公立の大学等と都道府県・市町村との間における減免経費の申請・交付の方法やスケジュール等支弁に係ることは、各都道府県・市町村の定めるところによる。

したがって、ここで示す大学等と支弁者の事務が、公立の大学等において必ずしも求められる内容であるとは限らない。

私立の専門学校は、その授業料等減免に要する経費を国と都道府県で1/2ずつ負担するが、公立の大学等と同様、私立専門学校と都道府県との間における減免経費の申請・交付の方法やスケジュール等支弁に係ることも、各都道府県の定めるところによる。

### (1) 変更交付申請に関すること

大学等において、後期の授業料減免等の結果を踏まえ、年間の減免所要見込額を再度算出し、その額が既に交付済みの減免費用の額（年度当初の交付申請にて請求した減免額）を超え、不足する場合は変更交付申請を行い、不足額を請求する。

したがって、すべての大学等が変更交付を申請するとは限らないが、支弁者において大学等の減免状況を確認するため、一律、全校から必要な入力したデータの提出を求めている。

変更交付申請にあたり、所要見込額の算出は、授業料と入学金でそれぞれ次のような考え方とする。

#### 【授業料減免】

申請時点で機構システムに登録されている者及び申請後機構による審査結果が出る前の者につき見込みの所要額を算出

上記を合計した年間所要額を、変更交付申請における授業料減免所要見込額とする。

#### 【入学金減免】

減免した実績分のみを申請対象と考えるため、機構システムに新規登録される減免実施時期により、次のように申請を分けること。

○7月までに機構システムに新規登録された減免対象者

→ 年度当初の交付申請にて減免費用を申請

○8月以降に機構システムに新規登録された減免対象者

→ 変更交付申請にて減免費用を申請

※授業料減免対象期間に申請して機構の審査結果が出る前の者がいれば、上記の概算払いに含める。

#### 1) 変更交付申請の申請先（支弁者）と費用負担者

減免費用の申請先と費用の負担割合は交付申請と同じ。（本章第3節（1）1）参照）

#### 2) 変更交付申請の方法

## ①変更交付申請の考え方

### 【授業料減免】

交付申請時は7月時点の状況に基づき授業料減免見込額を算出したが、変更交付申請時には1月時点の状況に基づき授業料減免見込額を算出する。

その際、収入及び資産に関する適格認定の結果に基づき機構システムにて最新の支援区分が確認でき、減免を受けた学生等を対象として、当該学生等が後半6か月間（10月～翌年3月）を通じて確認できた最新の支援区分による授業料減免を受けるものと見込み、所要額を算出する。

なお、年度前半の実績は、各大学等が管理簿等により把握する月毎の減免実施状況を基に入力することが考えられるが、機構システムにおいては、毎月、大学等が当該月の登録データを確認できる時期にアクセスし、学生等を抽出することにより、各月に機構の給付型奨学金を受けている学生等を一覧で確認できることから、大学等での減免実績の管理にあっても機構システムを活用することは効果的である。

※ 機構システムに学生等の情報が登録されるスケジュール、支援区分等が反映される月ごとのスケジュールは、別途、機構から大学等に連絡される予定。

### 【入学金減免】

入学金減免の対象は、入学月から支援対象となった者となるので、変更交付申請時においても漏れのないように入力すること。（ただし、家計が急変した学生等については、一部例外があるため、本章第8節を参照）

※ 授業料減免費用の申請は、ある一定の時点における減免対象者の人数を基に、年間の減免額を概算により請求するものであり、その時点では学生等一人ひとりの年度途中の異動等は勘案していない。

減免費用の申請は、あくまで学校単位として年間に要する減免費用を見込みにより算出し、それに必要な減免額を措置するという考え方であり、最終的に年度終了後に算出した学校全体の実績値を確定するなかで、入学金の減免実施額も含め、不用額を返納することとなる。

したがって、年度途中に支援対象者に異動等があったため、年間の支援期間が12か月に満たなくなった者に係る超過分の交付額を、年度の途中に支弁者に返還することは要しない。

## ②変更交付申請の対象となる学生等の抽出について

交付申請の対象学生等の抽出と同様に、機構システムで抽出条件を指定することにより後期（10月～3月）の見込みの対象学生等をリストアップすることができる。（本章第1節（3）2）②参照

なお、機構システム上で情報を確認した時期により、指定した条件の下での学生等の抽出結果が異なるため、どの月時点における抽出学生等であるかに留意すること。

なお、秋の在学採用（二次採用）での申込者や家計急変採用への申込者等で書類不備等により採否の結果が出ていない者及び支援区分の見直しについて書類不備等により判定結果が出ていない期間については、それぞれ満額支援となるものと見込み、考えられる最長の期間を変更交付申請に含めること。（実績報告において、変更交付申請による交付決定額を超えた報告となることが判明した場合等はただちに支弁者に相談する必要があることに留意すること。）

◆日本学生支援機構の奨学金業務システムの画面イメージ ⑦

**日本学生支援機構**

**奨学生一覧**  
現在の奨学生の一覧を表示します。

抽出条件

左の「検索」ボタンを押して、奨学生の検索を行います。  
入力の内容をクリアする場合は、右の「条件クリア」ボタンを押してください。

学校校区分

姓字番号

学部学科

学籍番号

奨学金種別

返済方式

一律最高月額

入学年月 From  ~ To

採用年月 From  ~ To

(※採用年月一律にて新規に奨学生として登録された年月)

学種状態

奨学金申込中  保留中

休・中止中  終期まで申込済

身分取得済  申込による終了

採用取消済  終了 無貸与

終了 給付(返還済)  終了 給付(返還済)

返還予定

奨学金状態については、こちらをご参照ください。

スカラー区分 未すべて  ユーザ  非ユーザ  
(スカラーIDユーザは5160ユーザです。)

検索 条件クリア

検索結果は100件です。1/19ページを表示しています。

検索結果をダウンロードするときは、下の「検索結果ダウンロード」ボタンをクリックしてください。

次のページ 検索結果ダウンロード 変更区分適用結果ダウンロード

登録番号	奨学生番号	氏名	学部学科	学籍番号	奨学金種別	学種状態	入学年月	採用年月	貸与・返済 開始	貸与・返済 終了	変更区分	詳細 情報	返済 方式	一律 最高 月額	スカー パー ユーザ
1	20004020730	機構 一部	文学部	GAH41001	給付	奨学金申込中	2000/04	2000/04	2000/04	2000/03	IV(多子)	詳細	-	-	○
2	20004004674	機構 二部	政治経済学部	GAH41000	貸与(第二種)	奨学金申込中	2000/04	2000/04	2000/04	2000/03	-	詳細	-	-	○
3	20004002877	機構 三部	教育学部	GAH43001	貸与(第一種)	奨学金申込中	2000/04	2000/04	2000/04	2000/03	-	詳細	1	1	○
4	20004000890	機構 四部	教育学部	GAH43001	給付	奨学金申込中	2000/04	2000/04	2000/04	2000/03	I	詳細	-	-	○
5	20004000870	機構 五部	教育学部	GAH43001	貸与(第一種)	奨学金申込中	2000/04	2000/04	2000/04	2000/03	II	詳細	4	0	○
6	20004002904	機構 六部	教育学部	GAH43001	貸与(第二種)	奨学金申込中	2000/04	2000/04	2000/04	2000/03	-	詳細	-	-	○
7	20004000001	機構 七部	工学部	GAH44001	給付	奨学金申込中	2000/04	2000/04	2000/04	2000/03	IV(理工産)	詳細	-	-	○
8	20004000800	機構 八部	工学部	GAH44000	給付	奨学金申込中	2000/04	2000/04	2000/04	2000/03	II	詳細	5	-	-
9	20004002895	機構 九部	工学部	GAH48000	貸与(第二種)	奨学金申込中	2000/04	2000/04	2000/04	2000/03	-	詳細	-	-	-
10	20004000878	機構 十部	工学部	GAH48017	給付	奨学金申込中	2000/04	2000/04	2000/04	2000/03	I	詳細	-	-	-

/メニュー画面に戻る場合は、下の「戻る」ボタンをクリックしてください。

戻る

3) 提出書類

<大学等が作成する資料>

- ①変更交付申請書 (B様式2-1)
  - ②変更交付申請書内訳 (B様式2-2)
  - ③変更交付申請内訳
  - ④申請学科一覧
- [提出方法] 電子媒体により提出。

変更交付申請にあたっては、①「変更交付申請書」及び②「変更交付申請書内訳」を電子媒体にて支弁者に提出すること。

減費用の支弁者や交付者が定める方法にて電子媒体によりファイル(①～④の全様式がシートに含まれている。)を支弁者に提出すること。各様式は1つのエクセルファイルにまとめられており、④「申請学科一覧」を作成すれば、③「変更交付申請内訳」及び②「変更交付申請書内訳」が自動入力される。

#### 4) 申請期限

1月下旬までに、支弁者（交付申請先）に提出すること。（具体的な期限は事務連絡にてお知らせします。）

### （2）変更交付決定に関すること

大学等は減免経費の支弁者に変更交付申請書を提出する。支弁者においては、各大学等の支援区分ごとの対象学生数を、機構システムから確認できる同学生数と照合するなど、申請内容の確認を行い、各大学等宛に変更交付決定通知を送付する。（2月中旬頃の予定）

### （3）請求、支払に関すること

大学等は変更交付決定通知に基づき、「概算払請求書」（様式9-1）を減免経費の支弁者に提出すること。

国から交付金を支払うにあたっては、関係機関との協議が必要であることから、一定の時間を要することが見込まれる。（3月下旬頃の予定）

## 第5節 減免費用の実績報告、額の確定に関する事務

### ◆注意

公立の大学等が行う授業料等減免に要する経費は、都道府県・市町村が全額負担することから、公立の大学等と都道府県・市町村との間における減免経費の申請・交付や実績報告等支弁に係ることについても、各都道府県・市町村の定めるところによる。

したがって、ここで示す大学等と支弁者の事務が、公立の大学等において必ずしも求められる内容であるとは限らない。(公立の大学等に対する減免経費の実績についても、何らかの報告をお願いする予定。)

私立の専門学校は、その授業料等減免に要する経費を国と都道府県で1/2ずつ負担するが、公立の大学等と同様、私立専門学校と都道府県との間における減免経費の申請・交付や実績報告等支弁に係ることも、各都道府県の定めるところによる。

### (1) 実績報告に関すること

大学等において、会計年度が終了後、学内で年度中に実施した授業料等減免の実績をまとめ、費用支弁者に提出する。

#### 1) 実績報告の方法

##### ①実績報告の考え方

###### 【授業料減免】

学内で年度中に実施した授業料減免について、実績を4月～9月の6か月間(前期分)と10月～翌年3月の6か月間(後期分)でそれぞれとりまとめる。これらの年間減免実績額と既に概算払いを受けた額を比較し、不用額を算出する。

###### 【入学金減免】

学内で年度中に実施した入学金減免について、実績をとりまとめる。すべての年間減免実績額と既に年度中に交付を受けた額を比較し、不用額を算出する。

これらの授業料減免と入学金減免の不用額の合計額から、大学等として不用額があれば返還する。(通常、実績報告において不足額は発生しないものと想定しているが、申請者による税の更正等により不足額が生じることが判明した場合はただちに支弁者に相談すること。)

##### ②実績報告の対象学生等の抽出について

###### 【授業料減免】

授業料減免の実績は、各大学等が管理簿等により把握する月毎の減免実施状況を基に入力することが考えられるが、機構システムにおいては、毎月、大学等が当該月の登録データを確認できる時期にアクセスし、学生等を抽出することにより、当該月に機構の給付型奨学金を受けている学生等を一覧で確認できることから、大学等での減免実績の管理にあっても機構システムの活用は効果的である。(機構システムの「各種データダウンロード」ページ内にある「【給付】支援区分履歴データ」からダウンロードしたデータを使用すること

もできる。)

※ 機構システムに学生等の情報が登録されるスケジュール、支援区分等が反映される月ごとのスケジュールは、別途、機構から大学等に連絡される予定。

過去の月ごとの状況をあとから遡って確認することはできないことに留意すること。

## 2) 提出書類

<大学等が作成する資料>

①実績報告書 (B様式10-1)

②実績報告書内訳 (B様式10-2)

③実績報告内訳

④申請学科一覧

[提出方法] 電子媒体により提出。

前年度以前の遡及取消により授業料の徴収が必要となっている場合、徴収状況についても別途報告すること。(本章 第2節(2) 1) ⑥エ 参照)

実績報告にあたっては、①「実績報告書」及び②「実績報告書内訳」を電子媒体にて支弁者に提出すること。

減免費用の支弁者や交付者が定める方法にて電子媒体によりファイル(①～④の全様式がシートに含まれている。)を支弁者に提出すること。各様式は1つのエクセルファイルにまとめられており、④「申請学科一覧」を作成すれば、③「実績報告内訳」及び②「実績報告書内訳」が自動入力される。

## 3) 提出期限

4月上旬までに、支弁者(交付申請先)に提出すること。(具体的な期限は事務連絡にてお知らせします。)

## (2) 額の確定に関すること

大学等は減免経費の支弁者に実績報告書を提出する。支弁者においては報告内容の確認を行い、年間の実績額を確定したうえで、額の確定通知書を大学等に送付する。不用額がある場合は支弁者から返還命令書が送付されるので、期日(原則として返還命令のなされた日から20日以内を基準とする)までに返金を行うこと。

## 授業料等減免費用の交付に関するまとめ（交付金・負担金）

### ◆「東西大学」への交付金等に関する交付額・返還額

区 分	交付申請時 (7月)	変更交付申請時 (1月)		実績報告時 (翌年4月)	
	減免見込額 (交付額)	減免見込額	交付額 (+追加交付)	減免額 (確定)	調整額 (+返還)
授業料減免 の補助内容	7月時点での 年間見込額	1月時点での 年間見込額	—	最終的な年間の 授業料減免額	—
入学金減免 の補助内容	7月まで新規登録 分の入学金減免額	7月まで、8~1月新規登 録分の入学金減免額	—	最終的な年間の 入学金減免額	—
算 式	(A)	(B)	(B-A)	(C)	(A-C)または (B-C)
授業料の 減免見込額	9,677,000 円	8,937,800 円		8,796,100 円	
入学金の 減免見込額	2,733,600 円	2,820,300 円		2,820,300 円	
計	12,410,600 円	11,758,100 円	マイナスでの 返還は不要	11,616,400 円	794,200 円

- (注)・変更交付申請時の「交付額」はプラス (+) の場合のみ学校へ不足分を追加交付する。  
 ・実績報告時の「調整額」はプラス (+) の場合は学校から返還する。

### ◆交付申請、変更交付申請、実績報告における資金交付・返還のイメージ

手続	例 1		例 2		例 3	
	計算額	学校への交付・国への 返還	計算額	学校への交付・国への 返還	計算額	学校への交付・国への 返還
交付申請	100	学校に 100 交付	100	学校に 100 交付	100	学校に 100 交付
変更交付申請	105	学校に 5 を交付 (105-100)	105	学校に 5 を交付 (105-100)	95	この時点での返還なし
実績報告 (額の確定)	95	国に 10 を返還 (95-105)	103	国に 2 を返還 (103-105)	98	国に 2 を返還 (98-100)

参考

◆ 交付申請、変更交付申請、実績報告における対象学生、補助金の内容（令和4年度）

作業		授業料・入学金減免の計算内容		
		授業料	入学金	
作業時期	対象の学生等	補助金の内容	対象の学生等	補助金の内容・確認の意味
交付申請	継続者 + 7月までの 登録者	前年度からの継続者及び7月までの新規登録者の人数をもとに年間の減免額を計算（推計）	7月までの登録者	7月までの新規登録者の人数をもとに、入学金減免額を確定 「入学月から支援対象となっていること」を確認する（家計急変採用者の場合は入学から3か月以内に申請した者）
変更交付申請	継続者 + 1月までの 登録者	前年度からの継続者及び1月までの新規登録者の人数をもとに年間の減免額を計算（推計）	1月までの登録者	1月までの新規登録者の人数をもとに、入学金減免額を確定 「入学月から支援対象となっていること」を確認する（家計急変採用者の場合は入学から3か月以内に申請した者）
実績報告	継続者 + 3月までの 登録者	学校が毎月確認し、データのダウンロード・保存を行った学生について、在籍状況を踏まえて補助金額を確定 (原則変更交付申請時と同額または変更交付申請時より少額となる。)	4～3月の登録者	4～3月の新規登録者の人数をもとに、入学金減免額を確定 「入学月から支援対象となっていること」を確認する（家計急変採用者の場合は入学から3か月以内に申請した者）
実績報告	毎月の 奨学金振込者	※注意 この対象人数は、上記の翌年4月の実績報告で補助金額を確定する際に使用することから、 <u>毎月確認し、データのダウンロード・保存を行うこと</u>		



## 第6節 学籍または支援を受ける資格の異動等に伴う事務（休学・懲戒処分等）

学籍または支援を受ける資格の異動等に伴う、認定の取消しや効力の停止の基準や考え方は、機構の給付型奨学金制度におけるそれと同一である。

支援対象者に懲戒処分、休学、退学など、学籍の異動が生じた場合には、その内容に応じて、認定の取消し又は効力の停止を行い、本章第1節（3）3）⑤により月割の減免額の算出等を行うこと。

なお、以下による認定効力の停止中の適格認定については、本章第2節（2）1）⑤ア）に示した方法により実施すること。

### （1）休学による認定の効力の停止

#### ① 休学した場合の認定の効力

支援対象者が、大学等が定める正規の手続きを経て休学をした場合、当該休学の期間中は認定の効力が停止される。したがって、大学等に対する当該休学期間に係る授業料減免に係る費用は支弁されないことに留意すること。

#### ② 休学した場合の支援期間

支援期間については、施行令において、「正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数」とされているが、正規の手続きにより休学をした場合には、当該休学期間については、支援期間に通算しない（例えば4年制の大学生であれば、当該休学期間を除いて4年間の支援が受けられる）。

〔例1〕4年制の大学3年次の12か月間休学して翌年次の4月1日に復学し、卒業期が1年延びる場合（修業年限4年）

1年目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
2年目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
3年目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	↑ 4月1日から休学（支援を止める）											
	↓ 4月1日から復学（同月から支援を再開）											
4年目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
5年目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

修業年限である4年分を支援（通算48か月分）↑

なお、休学により在学期間が延長される場合であっても、支援を受けることができるのは修業年限に相当する月数である。

〔例2〕 4年制の大学3年の10月から6か月間休学して翌年の4月1日に復学し、卒業期が1年延びる場合（修業年限4年）

1年目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
2年目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
3年目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
↑ 10月1日から休学（支援を止める）												
↓ 4月1日から復学（同月から支援を再開を希望）												
4年目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
5年目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
↑ 9月で支援終了（通算48か月分）												

### ③ 休学した場合の支援停止の始期と終期

休学期間と認定の停止期間との始期・終期の関係は次のとおりである。

#### （ア）認定の効力の停止の始期

休学の期間の始期	認定の効力の停止の始期
月の1日（初日）である場合	当該月から支援を停止する
月の2日から月末までである場合	当該月の翌月から支援を停止する

#### （イ）支援再開（認定効果の復活）の始期

復学の始期	支援再開（認定効果の復活）の始期
月の1日（初日）である場合	当該月から支援を再開する
月の2日から月末までである場合	当該月の翌月から支援を再開する

### ④ 休学中の支援停止に係る通知

支援停止の期間等については、対象者に通知すること。（雛形：A様式6）また、連動して機構の給付型奨学金も停止することとなるため、あわせて機構の指定する手続きを行うこと。

## （2）懲戒処分による認定の取消し及び効力の停止

### ① 懲戒処分を受けた場合の認定の効力

支援対象者が、懲戒としての退学、停学又は訓告の処分を受けた場合には、当該処分の内容に応じて、下表の通り、認定の取消し又は認定の効力の停止を行うこと。当該期間については、減免に係る費用の支弁対象とならないことに留意すること。

懲戒処分の内容	支援上の処置
退学、停学（3月以上または期限の定めのないもの）	認定の取消し
停学（3月未満のもの）、訓告	認定の効力の停止

※単に処分の期間を定めず、当該学生の態度等を踏まえ、後に3月未満の処分とすることを確定する場合にあっては、停学期間が確定するまでの支援を留保した上で、処分期間の確定後に、当該確定期間をもって支援の「停止」又は「打ち切り」を決定する。

## ② 懲戒処分を受けた場合の支援停止の始期と終期

### ア 認定を取り消す場合

認定を取り消すこととなる懲戒処分（退学、停学（3月以上または期限の定めのないもの））を受けた場合、当該処分日付で認定の取消を行う。この場合、当該処分日の属する学年の初日に遡って認定の効力が失われるため（施行規則第16条第1号）、既に減免を行った授業料を徴収する。

- 例) 学生A（学年始期は4月）が2年次の11月12日付で退学処分となった場合  
 → 11月12日付で認定を取消し、2年次の4月分以降の授業料の減免額を徴収する（4月分以降の減免費用は支弁の対象とならない）。

### イ 認定の効力を停止する場合

認定の効力を停止することとなる懲戒処分（停学（3月未満のもの）、訓告）を受けた場合、以下の通り、認定の効力の停止を行う。

- ・1か月以上の停学処分の場合 : 当該停学期間の認定の効力を停止
- ・1か月未満の停学処分及び訓告処分の場合 : 当該処分日を始期として1か月間、認定の効力を停止

これによる支援の停止期間（始期・終期）の関係は次のとおりである。

なお、休学の場合と異なり、懲戒処分による支援停止の期間は、支援期間に通算される。（例えば4年制の大学生（支援期間48か月）であれば、2か月間の停止期間がある場合、当該2か月間分の減免額（月割）は0円となるが、支援期間の48か月にカウントされる。）

## ● 停学（3月未満のもの）の処分を受けた場合

### (ア) 認定の効力の停止の始期

当該処分の始期（又は処分の日）	認定の効力の停止の始期
月の1日（初日）である場合	当該月から支援を停止する
月の2日から月末までである場合	当該月の翌月から支援を停止する

### (イ) 支援再開（認定の復活）の始期

復学の始期	支援再開（認定の復活）の始期
月の1日（初日）である場合	当該月から支援を開始する

月の2日から月末までである場合	当該月の翌月から支援を再開する
-----------------	-----------------

例1) 5月1日から6月30日までの2か月間の停学の処分を受け、7月1日から復学した場合

⇒ 5月1日から6月30日までの間、認定効力を停止する。5月分から支援を停止し、7月分から支援を再開する（5月から6月の2か月分の減免費用の支弁を行わない）

例2) 5月15日から7月20日までの間の停学の処分を受け、7月21日から復学した場合

⇒ 5月15日から7月20日までの間、認定効力を停止する。6月分から支援を停止し、8月分から支援を再開する（6月から7月の2か月分の減免費用の支弁を行わない）

例3) 5月15日から6月5日までの間の停学の処分を受け、6月6日から復学した場合

⇒ 5月15日から6月14日までの1か月間、認定効力を停止する。6月1か月分の支援を停止し、7月分から支援を再開する（6月1か月分の減免費用の支弁を行わない）。

例4) 5月15日から5月20日までの間の停学の処分を受け、5月21日から復学した場合

⇒ 5月15日から6月14日までの1か月間、認定効力を停止する。6月1か月分の支援を停止し、7月分から支援を再開する（6月1か月分の減免費用の支弁を行わない）。

### ● 訓告の処分を受けた場合

#### (ア) 認定の効力の停止の始期

処分の日	認定の効力の停止する月
月の1日（初日）である場合	当該月1月分の支援を停止する
月の2日から月末までである場合	当該月の翌月1月分の支援を停止する

例1) 5月1日に訓告の処分を受けた場合

⇒ 5月1日から5月30日まで、認定効力を停止する。5月分の支援を停止し、6月から支援を再開する（5月分の減免費用の支弁を行わない）

例2) 5月15日に訓告の処分を受けた場合

⇒ 5月15日から6月14日まで、認定効力を停止する。6月分の支援を停止し、7月から支援を再開する（6月分の減免費用の支弁を行わない）

### ③認定の取消等に係る通知

懲戒処分を受けた対象者に対する認定の取消を行った場合は、A様式5により、本人に通知すること。支援の停止を行う場合は、A様式6により対象者に通知すること。また、連動して機構の給付型奨学金も処置することとなるため、あわせて機構の指定する手続きを行うこと。なお、当該取消しの年月日、取り消された者の人数及び授業料等減免の額の合計額を、「認定取消に関する届出」（A様式11）機関要件確認者に遅滞なく届け出ること（修学支援

法第12条第2項、施行規則第17条) 施行規則第17条に規定する「授業料等減免の額」については、同規則第11条の2に基づき、認定を取り消した日の属する月の翌月以降は支援が終了するため、認定を取り消した日の属する月の翌月以降に対する額は含まないことに留意すること。

各大学等における懲戒処分等の結果、支援対象者としての認定の取消しや認定の効力の停止(以下「認定取消等」という。)を行った場合において、当該認定取消等を受けた学生等より当該認定取消等について、事実上の不服の申し立てがあった場合は、

- ①速やかに機構に対して連絡を行うとともに、
- ②大学等において当該学生等からの意見陳述(認定取消等の原因となった学業成績の判定や懲戒処分等に対する意見陳述を含む。)の機会を設け、多角的な視点から(可能な限り客観的な事実等に基づき、)当該事案に係る再検討を行うことが望ましいこと。

### (3) 早期卒業、除籍、自主退学・死亡等

#### ① 早期卒業、除籍、自主退学等があった場合の認定の効力

支援対象者が、早期卒業、除籍又は自主退学等((2)に記載の懲戒処分による退学を除く。以下、この(3)において「自主退学等」という。)により、修業年限を満了する前に学籍を喪失した場合には、認定の取消は行わず、当然に支援が終了する。これ以降の期間については、減免に係る費用の支弁対象とならないことに留意すること。

年度の途中で、これらの事由により学籍の異動が生じた場合には、(2)と同様にその時点で当該年度の適格認定における学業成績の判定(本章第2節(2)1参照)を実施すること。(退学者に対する学業成績の判定について、廃止基準の1つである「修学年限で卒業又は修了できないことが確定したこと」に当てはまる者として処置する必要はなく、これ以外の基準を基に廃止もしくは警告の判定を行うことに留意。)

なお、自主退学等により学籍を失った者が、1年間を経過しない間に他の大学等へ編入学(復学も含む。)した場合には、編入学前に在籍した大学等における適格認定において廃止に該当する者として認定を取消された場合等を除き、一定の要件を満たせば、編入学後に在籍する大学等において支援を受けることができることに留意すること。

#### ② 早期卒業、除籍、自主退学等により支援を受けられなくなる月

支援対象者が、自主退学等により学籍を失った場合、次のとおり支援を終了する。(なお、この場合、当然に支援が終了することから、「認定の取消」を行う必要はない。)

##### (ア) 処分の始期等と認定取消日

早期卒業、除籍、自主退学等により学籍を失った日	支援の終了 (これ以降の支援を行わない)
月の1日(初日)である場合	当該月から支援を行わない
月の2日から月末までである場合	当該月の翌月から支援を行わない

例1) 9月30日をもって早期卒業し、10月1日付で学籍を喪失した場合  
⇒ 10月分から支援を行わない(10月以降の減免費用の支弁を行わない)

例2) 6月15日をもって自主退学し、6月16日から学籍を喪失した場合  
⇒ 7月分から支援を行わない(7月以降の減免費用の支弁を行わない)

※ 学校から請求されている支払うべき授業料の一部または全額の未納のまま退学（除籍）となった学生等については、学籍を失った日ではなく、その処分が決定した日に基づき認定の効力を失わせるものとする。この際、徴収すべき月の授業料を納入不要とした場合は、当該月は交付金の月数には含めず、授業料は交付金の対象としない。

## （４）国籍・在留資格の変更

### ① 国籍・在留資格に変更があった場合の認定の効力

国籍・在留資格に関する要件は、本章第1節（２）①のとおりであるが、支援期間中に、国籍や在留資格の変更が生じる可能性がある（例：重国籍であった者が日本国籍から離脱；在留資格を「定住」から「留学」に変更；等）。このため、国籍や在留資格に変更が生じた場合は届出を求める必要がある。特に、在留資格が「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」又は「家族滞在」（日本の小学校から高校等までを卒業等の要件を満たす者に限る）である者については、在留期間に制限が設けられているため、支援期間中に在留期間が満了する学生等については、在留期間が更新されているか、また、在留資格に変更が生じていないかを確認すること。

確認の結果、本章第1節（２）①の要件を満たさなくなった場合には、認定の効力は停止される。当該停止期間については、減免に係る費用の支弁対象とならないことに留意すること。

年度の途中で、これらの事由により認定の効力を停止した場合には、（１）と同様に当該年度の適格認定における学業成績の判定（本章第2節（２）1）参照）を実施すること。

なお、認定の効力を停止した支援対象者が、その後の諸手続き等により再び本章第1節（２）②の資格を満たすこととなった場合には、当該停止は解除されることとなるため、その旨、十分に該当者に対し説明するとともに、適切な処理を行うこと。

### ② 国籍・在留資格の変更により支援を受けられなくなる月

支援対象者が、上記①により認定の効力を停止された場合、支援を受けられなくなる支援月は次のとおりである。ただし、再び資格を満たすこととなる前に卒業等により学籍を喪失している場合には、認定の効果は当然に復活しないことに留意すること。

#### （ア）認定の効力の停止の始期

在留資格等の変更により本章第1節（２）②の資格を満たさなくなった日	支援の停止の始期
月の1日（初日）である場合	当該月から支援を停止する
月の2日から月末までである場合	当該月の翌月から支援を停止する

#### （イ）支援再開（認定効果の復活）の始期

在留資格等の変更により本章第1節（２）②の資格を満たすこととなった日	支援再開の始期
月の1日（初日）である場合	当該月から支援を再開する
月の2日から月末までである場合	当該月の翌月から支援を再開する

### ③支援停止に係る通知

支援の停止について、A様式6により対象者に通知すること。また、連動して機構の給付型奨学金も処置することとなるため、あわせて機構の指定する手続きを行うこと。

## (5) 転籍（転学部・転学科）

### ① 転籍により理工農系に該当/非該当に変更があった場合の認定の効力

支援期間中に理工農系でなくなった場合（または理工農系となった場合）には授業料減免支援の停止（又は停止解除）を行うこと。（給付型奨学金と取扱いが異なる点であるため留意すること）

#### (ア) 認定の効力の停止の始期

支援期間中に理工農系でなくなった日	支援の停止の始期
月の1日（初日）である場合	当該月から支援を停止する
月の2日から月末までである場合	当該月の翌月から支援を停止する

#### (イ) 支援再開（認定効果の復活）の始期

理工農系となった日	支援再開の始期
月の1日（初日）である場合	当該月から支援を再開する
月の2日から月末までである場合	当該月の翌月から支援を再開する

## (6) 支援対象者からの申出による停止

### ① 支援対象者からの申出により支援を停止した場合の認定の効力

何らかの理由により、支援対象者から、ある月以降の授業料減免を希望しない旨の申出がなされた場合には、A様式9-1の提出を求めるなどした上で、当該希望のあった月以降の認定の効力を停止する。当該停止期間については、減免に係る費用の支弁対象とならないことに留意すること。

年度の途中で、これらの事由により認定の効力を停止した場合には、(1)と同様に当該年度の適格認定における学業成績等の判定（本章第2節(2)1参照）を実施すること。

### ② 支援の再開を希望する旨の申出があった場合の取扱い

本人の申出により認定の効力を停止した支援対象者から、その後、支援の再開を希望する旨の申出があった場合には、A様式9-2の提出を求めるなどした上で、当該停止を解除し、当該申出のあった日以降で支援対象者が希望する月以降から支援を再開する。

### ③支援を停止する月

上記①により認定の効力を停止する場合、支援を停止する月は次のとおりである。

#### (ア) 認定の効力の停止の始期

支援対象者が支援の停止を申し出た日	支援の停止の始期
月の1日（初日）である場合	当該月以降であって、支援対象者が希望する月
月の2日から月末までである場合	当該月の翌月以降であって、支援対象者が希望する月

#### (イ) 支援再開（認定効果の復活）の始期

支援対象者が支援再開を申し出た日	支援再開の始期
月の1日（初日）である場合	当該月以降であって、支援対象者が希望する月
月の2日から月末までである場合	当該月の翌月以降であって、支援対象者が希望する月

### (7) 支援対象者の留学

#### ① 確認大学等を休学して留学する場合

大学等を「休学」して留学する（確認大学等における学籍上の身分が「休学」である）場合は、本節（1）に記載の通り、休学期間中の支援を停止すること。（「休学」の場合は、休学理由の如何を問わず、当該期間中の支援を停止するが、復学後に所定の手続きを経て支援を再開することが可能。）

#### ② 確認大学等に在籍したまま留学する場合

確認大学等における学籍を有する（学籍上の身分が「休学」ではなく、「在学」又は「留学」である）場合であって、確認大学等における授業料が発生している場合、当該授業料は減免の対象となる。（例えば、相互交換協定を締結した海外大学等に派遣される学生等のほか、大学設置基準第50条に定める国際連携学科の学生等やダブル・ディグリー・プログラムの学生等が想定される。）

ただし、学生等が海外大学等に納付する授業料については、本制度による減免の対象とはならない。例えば、海外大学等との学生派遣に関する協定により、派遣先大学等の授業料納付をもって、国内確認大学等における授業料納付を求めないこととなっている場合においても、海外大学等に納付される授業料については、減免の対象とならない。このように確認大学等における授業料が発生していない場合には、認定の効力の停止ではなく、あくまで授業料の額が零円であるものとして扱う。

仮に、国内確認大学等及び海外大学等いずれにも授業料を納付する場合、国内確認大学等の授業料に限って、上限の範囲内で減免の対象となる。交付申請書における、当該学生等に係る授業料の額に、海外大学等に支払う授業料等の額を含めないように留意すること。



## 第7節 転学・編入学等に伴う事務

### (1) 転学・編入学等の場合の支援対象者と支援期間

#### ① 転学・編入学等したときに継続して支援を受けられる場合

既に大学等において授業料等の減免を受けている者に転学・編入学等による学籍の異動が生じた場合であって、次のアからオのいずれかに該当するときには、所要の手続きを経ることによって、異動先においても引き続き支援の対象となることができる。

ただし、これらに該当することにより支援の対象となることができるのは、前に在籍していた大学等に在籍しなくなった日から転学・編入学(認定専攻科へ入学する場合にあっては入学)した日までの期間が1年を経過していないものに限られることに留意すること。

また、次のオに該当する場合を除き、支援を受けていた大学等から他の大学等の1年次に入学する場合には、継続して支援を受けることができないことに留意すること。

#### ア 学校教育法第108条第9項、第122条又は132条の規定により編入学した場合

##### ● 学校教育法【抄】

第108条 大学は、第83条第1項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。

2 前項に規定する目的をその目的とする大学は、第87条第1項の規定にかかわらず、その修業年限を二年又は三年とする。

3 前項の大学は、短期大学と称する。

(省略)

9 第二項の大学を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところにより、第八十三条の大学に編入学することができる。

(省略)

第122条 高等専門学校を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。

第132条 専修学校の専門課程(修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(第九十条第一項に規定する者に限る。)は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。

例) 2年制の短期大学を卒業後、大学の3年次に編入学した場合

イ 大学等(専門学校を除く)に在学した者で、引き続いて専門学校(修業年限が1年のものを除く。)の第2学年以上に入学した者

例) 大学の1年次を修了し、専門学校の2年次に入学した場合

ウ 大学等の相互の間(学校の種類が同一のもの)の間で転学した者

例) A大学1年次を修了し、B大学2年次以上に転学した場合(B大学1年次に入学した場合(単位の引継がない再入学の場合)は該当しない)

エ 同一の大学等において、学部等の相互の間で転籍した者(ただし、同様のカリキュラム

を繰り返す場合には対象外)

例) A大学経済学部経営学科2年次から同大学同学部経済学科3年次に転籍した場合(仮に同経営学科2年次と同経済学科3年次のカリキュラムが同様のものであって当該学生が同一カリキュラムを繰り返すような場合にあっては対象外)

オ 短期大学の認定専攻科又は高等専門学校での認定専攻科に入学した者

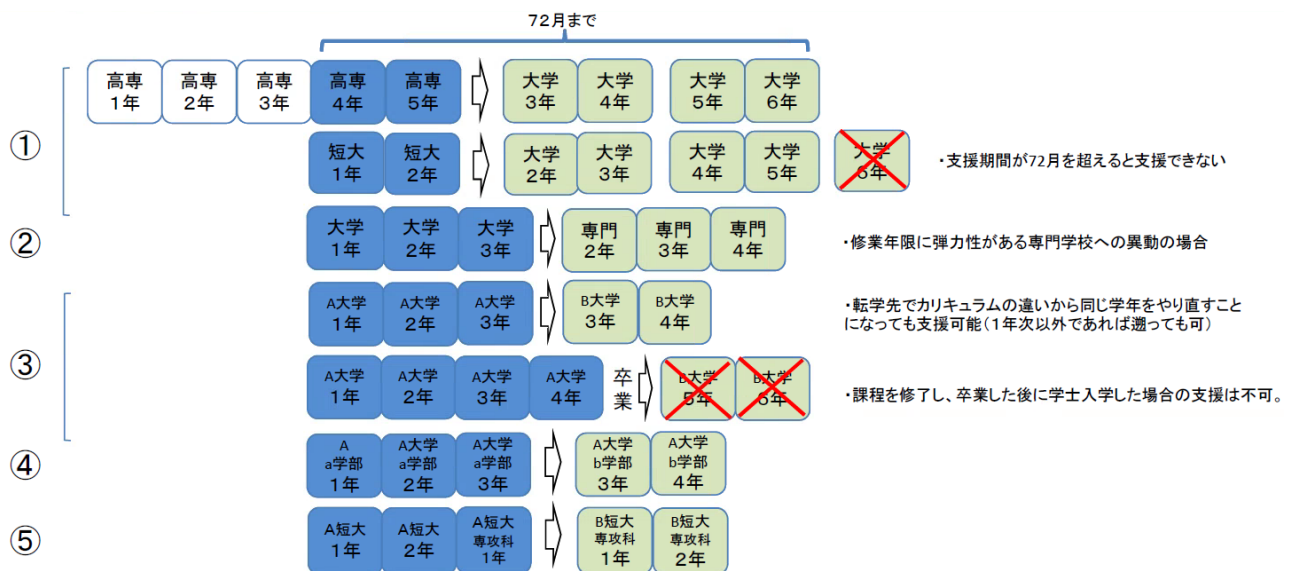
例) 高等専門学校を卒業後、高等専門学校の認定専攻科に入学した場合

## ② 転学・編入学等した場合の支援期間

通常、異なる学校種間で編入学等により異動する場合において、前述の①のアからオに該当する者については、その在学する大学等の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数が、支援期間の上限となる。

ただし、カリキュラムの違いなどから学年を下がって学修せざるを得ない場合、通算の支援期間の月数の上限は72月となる。

### ● 転学・編入学等をした場合の支援期間のイメージ



## (2) 同一の大学等において、学部等の相互の間で異動する場合の手続き

同一の学校内で転学部又は転学科する場合や同一の学校内の認定専攻科に入学する場合など、当該学生等が同一の学校に在籍する場合には、当該異動後に改めて授業料等の減免の対象者として認定することを要しない。ただし、当該異動によって、事務処理の所掌が変わる場合には、適宜、必要な情報を引き継ぐなど、適切に対応すること。

### (留意点)

ア 学部等の異動後も引き続き授業料等の減免の継続を希望する場合には、異動前後の相互の学部等間で所要事項について引き継ぎを行うこと(引き継ぎ事項としてはA様式10の内容が想定されるが、様式作成の要否も含めて各大学等における判断で差支えない)。支援が「停止」中の学生等についても、支援の継続を希望する者については、同申請書の

- 提出を求めること。
- イ 機構の給付型奨学金についても学籍異動に係る所定の手続きが行われていることを確認すること。
  - ウ 前述の（１）②の支援期間を超えていないかを確認すること。
  - エ 理工農系支援の対象学科等から対象外の学科等（又は対象外の学科等から対象の学科等）へ異動する場合、引き続き支援の対象となるかどうか（停止となるか否か）取扱いが変わる場合があるため、異動前と異動先の学科等について確認を行うこと（支援の停止については前節（５）参照）。

### （３）異なる大学等の中で、転学・編入学等する場合の手続き

異動元の大学等において本制度による支援を受けている学生等が、異なる大学等への転学・編入学等により、在籍する大学等が変わる場合は、異動先において授業料等の減免の対象者として改めて認定する必要がある。

#### ① 異動元の大学等における適格認定

転学・編入学等を予定している学生等については、本章第２節（２）１）により学籍等の異動前に適格認定を実施すること。

##### （留意点）

- ア 当該学生等が給付型奨学金を受けている場合、当該適格認定における判定の結果を機構にも通知すること。
- イ 当該適格認定の結果を本章第２節（２）１）⑥により学生等に通知すること。
- ウ 異なる大学等へ転学・編入学等により学籍を異動した後も、引き続き異動先で本制度による支援を受けようとする場合には、当該学生等に対して、異動先の大学等において所要の手続きが必要になる旨を十分に教示すること

#### ② 異動先の大学等における申請書の受付

異なる大学等からの転学・編入学等により学籍を異動した学生等が、異動元の大学等において本制度による支援を受けていた場合、異動先大学等において引き続き授業料等の減免を希望する旨を確認する必要がある。

##### （留意点）

- ア 当該学生等が異動前に給付型奨学金を受けていたか否かを確認すること。
- イ 当該学生等が給付型奨学金を受けていた場合は、学籍異動に伴い機構の定める所定の手続きを行うとともに、当該学生等から授業料等減免の認定申請書（Ａ様式１）の提出を求めること。
- ウ 給付型奨学金を受けていなかった学生等から、申請書の提出があった場合は、給付型奨学金の申込についてあわせて案内し、機構の定める手続きを行うこと（学生等が給付型奨学金への申込を希望しない場合の扱いは本章第９節を参照のこと）。
- エ 過去に入学金を減免されていない場合には、異動先への転学・編入学等の際に発生した入学金も減免の対象となり得るため、過去に入学金の減免を受けたことがあるか否かの申告内容について確認の上、特に「入学金の減免を受けたことがない」旨申告している者については、異動元の大学等から「授業料等減免の実績に関する報告書」（Ａ様式１０）を求めることにより事実関係の確認を行うこと。
- オ 既に認定を受けた学生等が、転学・編入学後に引き続き支援を受けようとする場合、

異動元の大学等での異動前の適格認定における判定結果により認定の取消しを受けておらず、認定の効力の停止に該当する事由もないことを確認すること。この際、転学・編入学先の大学等において、第1節(2)③による学業成績等に関する基準に該当するか否かの判定をすることは要しないこと。

カ 異動元の大学等における最後の適格認定において「警告」の基準に該当するものと判定された学生等が、転学・編入学後の最初の適格認定において「警告」の基準に該当した場合には、「廃止」の基準に該当することにより認定の取消しの対象となることに留意すること。

キ 理工農系支援の対象学科等から対象外の学科等（又は対象外の学科等から対象の学科等）へ異動する場合、支援の対象となるかどうか取扱いが変わる場合があるため、異動前と異動先の学科等について確認を行うこと。

### ③ 減免の実施

本章第1節(3)の通り、選考・認定、減免額の算出、授業料等の徴収猶予・還付を行うこと。

### ④ 認定の結果の通知

本章第1節(4)の通り、認定結果の通知を行うこと。

### ⑤ 認定した学生等に対する授業料減免の実施状況の情報管理

異動先の大学等は、異動元の大学等から「授業料等減免の実績に関する報告書」(A様式10)を求め、今後の支援の継続や適格認定の実施のために必要な、次のi)からiv)の事項について確認し、適切に管理すること。

なお、給付型奨学金制度における学籍等異動に係る手続き等を通じて、次のi)からiv)の事項を確認できる場合は、(入学金の減免を受けたことがない旨を申告している者を除いて)異動元大学等から別途、A様式10の提出を求める必要はない。

i) 異動元の大学等において、授業料等の減免の対象者として認定された年月日及び支援月数(認定の効力を停止したことがある場合、その事由と停止期間も含む)

※支援月数が本章第7節(1)に示した期間を上回るときは、支援を終了すること

ii) 異動元の大学等へ在籍していた期間中に実施した適格認定の結果とその事由

※直近の適格認定で、異動元の大学等での学業成績等の基準が「警告」に該当している場合、異動先の大学等で初めて行う学業成績等の判定で「警告」に該当すれば、連続の「警告」により「廃止」に該当し、認定を取り消すこととなるため、留意すること。ただし、2回目の警告に該当したときの警告の基準が「GPA等が学部等における下位1/4の範囲に属する場合」のみに該当する場合は停止の取扱いとなり、翌期の学業成績が「継続」相当であれば再度支援を受けることが可能となることについても留意すること。

iii) 異動元の大学等における修得単位数の累計

※学業成績等に関する適格認定において、標準単位数は、異動元の大学等における修得単位数も含めて算定することとなるため、留意すること。

iv) その他、異動元の大学等における支援の実施状況について、異動先において支援の継続や適格認定の実施のために必要となる情報

## 第8節 家計が急変した学生等への支援に関する事務

### (1) 概要（ポイント）

- 修学支援法に基づく授業料等減免制度においては、所得要件について、原則、住民税情報に基づき算定される減免額算定基準額が、定められた基準を満たす者を支援対象とする（本章第1節(2)④参照）。住民税の課税標準額等については、毎年6月に、前年所得を基にした最新の内容が納税者に通知されており、在学中の学生等についても、最新の住民税情報に基づき、基準を満たすことが確認できれば支援対象とする。
- ただし、予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税情報に反映される前に（家計急変後の収入に基づく市町村民税所得割の課税標準額等を基準とした支援が始まるまで）緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込により要件を満たすことが確認できれば支援対象とする。
- 家計の急変に対する対応は、主に下表に掲げる点において、通常に対応と異なる。

	家計急変（※）	通常
申込	年間通じて <u>随時</u> (家計急変の事由発生後3か月以内に申込み)	年2回(4月始期分、10月始期分)
支援開始時期	<u>随時</u> (減免申請書を提出した日の属する月から)	4月始期 又は 10月始期
対象者	<u>家計を急変させる特定の事由が生じた者(下記(2)①に詳述)のうち、要件を満たす者</u>	要件を満たす者
所得基準	右記に準ずる額 (年収見込額を基に基準額を算定)	市町村民税所得割 課税標準額×6%－(調整控除の額+税額調整額)
判定対象となる所得	<u>急変事由が生じた後の所得</u> 給与明細や帳簿等で確認	<u>前年所得(もしくは前々年所得)</u> 機構はマイナンバーで住民税情報を捕捉
収入及び資産に関する適格認定	<u>3か月毎</u> (急変事由発生から15か月経過後は1年毎)に実施 資産については年1回の確認	毎年、夏に実施(年1回)
支援区分の変更	<u>3か月毎</u> (急変事由発生から15か月経過後は1年毎)に適格認定結果(支援区分変更)を反映	<u>10月分から</u> 適格認定結果(支援区分変更)を反映

(※) 進学前(制度開始前)の急変については、取扱いが異なる点がある(後述「(3) 学生等からの申請に関すること」)

### (2) 対象者に関すること

次の①～③のいずれにも該当する者が、家計急変に係る支援の対象となる。

## ① 家計急変の事由

下表の左欄に掲げる「事由」に該当し、右欄に掲げる証明書類を提出できる場合、家計急変に係る申請を行うことができる。

事由	証明書類
A：生計維持者の一方（又は両方）が <u>死亡</u>	下記の <u>いずれか</u> ・戸籍謄本（抄本） ・住民票除票（死亡日記載）
B：生計維持者の一方（又は両方）が <u>事故又は病</u> <u>気</u> により、半年以上、就労が困難	下記の <u>すべて</u> ・医師による診断書 ・雇用主による病気休職に係る証明書
C：生計維持者の一方（又は両方）が <u>失職</u> （非自発的失業【（留意点）ウを参照のこと】の場合に限る。）	・雇用保険受給資格者証（第1面・第3面・第4面） 【（留意点）エを参照のこと】
D：生計維持者が <u>震災、火災、風水害等に被災</u> した場合であって、次の <u>いずれかに</u> 該当 ①上記A～Cの <u>いずれかに</u> 該当 ②被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生	・罹災証明書
E：本人が父母等による <u>暴力等から避難</u> するために、「児童福祉法」又は「売春防止法」の定める施設等へ入所等することとなった【（留意点）オを参照のこと】	・公的機関による保護証明書（「証明書様式」による）

### （留意点）

ア 新制度は「低所得世帯」の学生等に限って支援の対象とするものであり、家計急変事由が生じたことにより「収入が減少」していることが前提となるため、家計の（収入減少を伴わない）単なる支出増加の場合は、支援対象として想定していない。ただし、年2回実施する定期的な申込や、貸与型奨学金の緊急・応急採用への申込は可能（審査の上、要件を満たす場合に、支援対象となる）。

イ 下記の事由については、被災した場合（上記表中Dに該当する場合）を除き、授業料等減免及び給付型奨学金制度における、家計急変による緊急支援の対象とはならないが、年2回実施する定期的な申込や、貸与型奨学金の緊急・応急採用への申込は可能（審査の上、要件を満たす場合に、支援対象となる）。

- ・生計維持者の 離婚 又は 失踪
- ・定年退職等、非自発的失業（下記ウ参照）に該当しない離職

ウ 「非自発的失業」とは、雇用保険受給資格者証（又は雇用保険被保険者離職票）において、下記の離職理由コード【11（1A）、12（1B）、21（2A）、22（2B）、23（2C）、31（3A）、32（3B）、33（3C）、34（3D）】に該当する場合をいう。

11(1A) 解雇 (1B及び5E※に該当するものを除く)
12(1B) 天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21(2A) 特定雇止めによる離職 (雇用期間3年以上雇止め通知あり)
22(2B) 特定雇止めによる離職 (雇用期間3年未満等更新明示あり)
23(2C) 特定理由の契約期間満了による離職 (雇用期間3年未満等更新明示なし)
24(2D) 契約期間満了による退職 (2A、2B又は2Cに該当するものを除く。)
25(2E) 定年移籍出向
31(3A) 事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
32(3B) 事業所移転に伴う正当な理由のある自己都合退職
33(3C) 正当な理由のある自己都合退職 (3A、3B又は3Dに該当するものを除く)
34(3D) 特定の正当な理由のある自己都合退職 (被保険者期間6月以上12月未満)
40(4D) 正当な理由のない自己都合退職
45(4D) 正当な理由のない自己都合退職 (受給資格等決定前に被保険者期間が2か月以上)
50(5E) 被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇
55(5E) 被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇 (受給資格等決定前に被保険者期間が2か月以上)

エ 傷病手当金受給中などのために雇用保険受給資格者証が発行されず、雇用保険受給資格者証の提出ができない場合は、雇用保険被保険者離職票(離職年月日と離職理由コードが記載されたもの) 及び 所定の様式「雇用保険受給資格者証を提出できない場合の事情書」を提出させること。様式は機構ホームページに掲載。

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kakei\\_kyuhen/moushikomi.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kakei_kyuhen/moushikomi.html)

オ この事由の対象となるのは、下記の通り。

- ① 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助又は同法第31条の規定による措置延長を受けることとなった者
- ② 売春防止法(昭和31年法律第118号)第34条第3項第3号の規定による一時保護を受けることとなった者又は同法第36条に規定する婦人保護施設に入所することとなった者
- ③ その他、上記①又は②に準じる者として、公的機関による保護を受けることとなった者(避難先は生活困窮者自立支援制度におけるシェルターや公的施設以外の民間シェルター等も含む)

なお、父母がもう片方の父母から暴力等を受け、これから退避するために同伴されて上記の施設等において保護又は一時保護を受けることとなった者も対象となり得る。また、本人が自身の配偶者から暴力等を受けた場合にもこの事由の対象となり得る。

## ② 所得に関する要件

学生等本人及び生計維持者の所得により減免額算定基準額(本章第1節(2)④参照)を算定し、これが基準を満たすことが必要となる。

減免額算定基準額については、前年(もしくは前前年)の課税所得により算定(N年10月～(N+1)年9月の減免額算定基準額は、(N-1)年1月～12月の所得をもとに算定)することが原則であるが、上述の①に掲げる家計急変の事由に該当する生計維持者については、これによらず、



急変事由発生後の収入から算出した年間所得の見込額（例えば、急変事由発生後3か月分の収入を4倍することにより年間所得の見込額を算出）により算定する（巻末参考資料7を参照）。家計急変の事由に該当しない生計維持者及び学生等本人については、課税所得を用いる。これらを合計したものが減免額算定基準額となる。

給付型奨学金をあわせて申し込んだ学生等については、機構において、上記の考え方にに基づき支援区分を判定し、その結果について、学生等の同意を前提に、在籍する大学等を通じて通知される。授業料等減免については、同じ支援区分で支援すべきものとみなすことができるため、上記の減免額算定基準額を、重ねて大学等において算出する必要はない（機構から通知される支援区分により、授業料の減免額を決定する）。

### ③ その他の要件

学生等の学修成績等や、世帯の資産、高等学校等卒業から進学までの期間、（日本国籍でない者の）在留資格等に関する要件については、特例的な取扱いはないため、本章第1節（2）に記載の通りであること。

#### （留意点）

- ア 過去に認定の取消（支援廃止）を受けた学生等については、家計が急変した場合を含め、支援の申込を再度行うことはできない。認定の効力の停止（支援停止）に該当する学生等については、当該停止が解除されるまでの期間において支援を受けることはできないが、停止が解除された後は他の学生等と同様の取扱いとなる。
- イ 申請者の学業成績等が「廃止」区分に該当する場合は、家計が急変した場合を含め、本制度による支援の対象とならない。なお、「警告」の連続により「廃止」となった者のうち、2度目の「警告」が、GPA等が学部等における下位4分の1に属することのみによる場合には、「停止」となり、翌期の学業成績等が「継続」相当であれば、再度支援を受けることを可能とする。

## （3）学生等からの申請に関すること

### ① 事前相談

家計急変により、学生等から緊急支援の願出があった場合には、今後の手続き及び必要な書類を案内すること（巻末の参考資料4参照）。

#### （留意点）

- ア 給付型奨学金による支援も併せて受けられるよう、給付型奨学金に係る申込手続も併せて案内すること。（給付型奨学金に併せて申し込む者については、授業料等減免の申込にあたって重複する書類の添付は省略可能。）
- イ 家計急変による緊急支援に係る事前相談の後に、授業料等の納付が必要となる場合には、本支援制度の趣旨に鑑み、授業料等の徴収を猶予することが望ましい（なお、申請時期によっては認定まで、又は、支援区分の見直しまでに年度を超える場合があることを踏まえて対応を検討されたい。）（参照：本節（7）3）授業料納付期限の猶予）。

### ② 申請書及び添付書類

通常の申込と同様に、雛形（A様式1）に基づいて各大学等で定めた認定申請書を提出させること。なお、令和6年4月より日本学生支援機構のスカラネットを通じて申請することが可能となり、その場合、雛形（A様式1）の提出は不要（ただし、学生等のスカラネットでの入力作業により自動的に授業料等減免の手続が完了するものではなく、大学等がこのデー



タを確認することで授業料等減免の申請を受け付けるというものであるため、減免の認定にあたり、学生等の申請状況をシステムを通じて確認しておくこと。)

### ③申請の時期と期限

家計の急変等による支援の申請については、原則として家計急変事由の発生から3か月以内の申請を求め、給付型奨学金も併せて申込みするよう案内すること。

#### (留意点)

ア 新入生については、入学前々年(10月～3月入学の者については、入学前年)の1月以降に家計が急変した学生等については、入学月から3か月以内の申込を受け付けること。

イ 家計の急変は、学期の始期に関わらず、年中いつでも起こり得るものであり、また、新制度は授業料等減免と給付型奨学金の支給をあわせて行うものである。このため、学期の始期に関わらず(学期途中であったとしても)、学生等の家計が急変したときから3か月間の間に、給付型奨学金と授業料減免をあわせて、申込を受け付けること。

ウ 既に本制度による支援を受給中の学生等について、家計の急変により更に著しい収入の減少が見込まれる場合には、支援額の増額を申請することは否定されないが、申込みに先立ち、学生等が下記の点を十分に理解できるよう、丁寧な説明を行うこと。

- ・第Ⅱ区分～第Ⅳ区分で支援を受けている場合は、家計の急変による支援を申請して上位の支援区分に判定されて以降の支援額が増額となる可能性はあるが、既に第Ⅰ区分に該当して満額の支援を受けている場合、家計の急変による支援をあわせて申請しても更なる支援額の増額は見込まれないこと

- ・家計の急変による支援の認定を受けた者は(後述の通り)3か月毎に支援区分が変更し得る仕組みのため、3か月毎の判定の結果によって、支援額が、既に受給中の額より少なくなったり、0円となったりすることもあり得ること

- ・家計急変による支援中に、申請済み急変者以外の生計維持者に急変事由が生じた場合(以下、「さらなる家計急変」という。)も支援額の増額申請を可能とするが、当該申請による支援区分の変更時より、事由発生日は、さらなる家計急変の事由発生日となること

なお、既に本制度による支援を受給中の学生等が家計の急変により支援区分が変更となるときは、当該支援区分の変更のときまでは、受給中の支援を継続して受けられる。

エ 家計急変事由の発生から3か月を経過した後であっても、申請は拒否せず、受け付けること。ただし、この場合、支援の始期は減免申請書を提出した日又はスカラネットでの誓約日の属する月(JASSOシステムの給付始期と連動)から支援することとなるため、申請前の時期に遡って、授業料減免(及び給付型奨学金)の支援を受けることはできないこと。このことについてもあわせて学生等に案内すること。

## (4) 選考・認定に関すること

家計急変に係る申請に基づき、給付型奨学金の認定を受けた学生等についても、機構の奨学金業務システムから支援区分等の情報を確認できる。大学等は家計急変に係る授業料減免の申請のあった学生等ごとに支援区分(第Ⅰ区分～第Ⅳ区分)を確認し、確認できた学生等について減免対象者として認定すること。

#### (留意点)

ア 授業料等減免の申請者が、給付型奨学金の対象者として認定を受けていれば、授業料等

減免の対象者として認定すべき者とみなせることから、大学等が学生等に関する要件（世帯所得を含む）の確認・審査を別途行う必要はない。

## （５）認定結果の通知に関すること

大学等は機構システムで支援区分を確認し、減免対象者として認定したときは認定した結果を、認定対象でないと判定したときはその旨を、速やかに認定申請者に通知すること。（認定通知書の雛形（A様式3-3①、3-3②）

### （留意点）

- ア 大学等進学前（入学前々年の1月から入学月の前日まで）に家計急変の事由が発生し、入学3か月以内に申請を行った者について、減免対象者として認定したときは、入学月分から減免を行う。該当者については、入学金についても減免の対象となる。
- イ 大学等進学後（入学月初日以降）に家計急変の事由が発生し、申請手続きを行った者については申請を行った日の属する月から減免を行う。（入学後3か月以内の期限までに申請を行った者については入学金減免の対象となる。これに該当しない者の入学金については、減免の対象とならない。）
- ウ 減免対象者には、減免区分、当該減免区分が適用される期間、当該期間における減免額等について通知する。当該減免区分が適用される期間については、機構システムで確認できる同支援区分とその期間にあわせて記載すること。（同支援区分とその期間については別紙での通知も可能）  
上記アの該当者については、A様式3-3①によって、上記イの該当者については、A様式3-3②によって、それぞれ通知を行う。
- エ 本節（7）に後述する通り、減免区分は3か月毎に変更の可能性があるため、認定から3か月以降の減免区分は原則未定であり、認定結果通知の時点で、減免後に納付すべき授業料の額が確定しない場合がある。このため認定結果通知においては、減免後に納付すべき額等が確定する時期の目安等について通知するとともに、当該額等が確定した場合は、納付額や納付期限等について別途通知する。
- オ 減免対象者として認定されなかった者に対しては、その旨を通知する。（A様式3-2）
- カ 認定結果の通知は、大学等における減免実施の根拠資料となり、支弁者や検査院等による調査の際に必要となるため、（1）の認定申請書又は機構からの提供データ等と併せて、減免を実施した日の属する年度の終了後5年間保存すること。

## （６）継続願に関すること（令和6年度より取扱い変更）

授業料減免の対象者が在学中に継続して減免の支援を受けようとするときは、各大学等の定める日までに、減免に係る継続願を提出させる取扱いとしていたが、別途年2回の在籍報告（4月・10月）を行っていることを踏まえ、令和6年4月より継続願の提出を不要とする。なお、取扱い変更となる令和6年度より前に本来提出すべきであった継続願が提出されていない場合であっても、「停止」の取扱いとはせず、支援の継続を認める。

## （7）適格認定に関すること

家計急変に係る申請に基づき、減免対象者としての認定を受けた者については、下記1)

及び2)の通り、適格認定を実施すること。

## 1) 学業成績の適格認定

本章第2節(2)1)に記載の通り、対応すること。

## 2) 収入及び資産に関する適格認定

### ①適格認定の基準

本節(2)②に記載の通り。

### ②適格認定の時期

適格認定における収入額・資産額等の判定は、通常、毎年夏頃に行うが、家計急変の申請により対象者として認定された学生等については、初回は給付始期から6か月後、その後は3か月毎、(急変事由発生から15か月経過後は1年毎)に収入額の判定を実施する。給付型奨学金の受給者については、機構で判定を行い、その判定結果は本人同意に基づき大学等に提供する。当該者については、大学等が収入額の判定を行った者とみなすことができる。

適格認定のスケジュール及び機構の判定結果(新たな支援区分情報)の確認については、機構のシステムに登録された情報を確認すること。

判定結果の反映時期については、給付型奨学金のそれと時期をあわせること(巻末の参考資料4を参照のこと)。

### ③適格認定結果の通知

大学等は、②の適格認定の結果(減免区分、当該減免区分が適用される期間、減免額など)について、適格認定の都度、速やかに対象者に通知すること(認定通知書の雛形:A様式4-4)。

#### (留意点)

ア 新たな減免区分や当該減免区分が適用される期間(巻末の参考資料4を参照)については、給付型奨学金のそれと一致するため、機構のシステムに登録された情報を確認し、通知内容の正確性を期すよう留意すること。

イ 本節(8)で後述の通り、減免額については、月割で処理することとなるため、適格認定結果の通知においては、1か月当たりの授業料減免額を記載することが考えられる。

(A様式4-4)

ウ 3か月毎に支援区分が変更となり得ることに鑑み、本節(8)で後述の通り、家計急変の事由発生後の授業料徴収について一定期間猶予することを前提とするため、減免後の納付額等については、追って別途通知する旨を通知する。

エ 判定結果に応じた減免額等の変更により、減免費用の申請内容に生じた変更については、変更申請、実績報告や額の確定において、適切に処理すること(本章第4節及び第5節参照)。

オ 適格認定結果の通知は、大学等における減免実施の根拠資料となり、支弁者や検査院等による調査の際に必要となるため、減免を実施した日の属する年度の終了後5年間保存すること。

## (8) 減免の実施に関すること

### 1) 実施のスケジュール

家計を急変させる事由が生じた、緊急に支援が必要な者を支援する仕組みであるため、学期の始期等に関わらず、年間を通じて、随時、申請を受付けるものとする。申込から認定までの一連の流れは、巻末の参考資料4（4頁）を参照のこと。

なお、家計が急変した学生等に対する支援については、学期の始期や授業料の納付時期等に関わらず（学期の途中や授業料の納付後であっても）、後述の通り、月単位で減免を実施することとなるため、留意すること。

### 2) 減免額の算出

本章第1節（3）3）に記載の通り、対応すること。なお、家計急変の申請により対象者として認定された学生等については、本章第1節（3）3）⑤月割の減免額の考え方によること。この際、支援区分が3か月毎に変更されることに留意すること。

例えば、授業料が前期40万円＋後期40万円の私立大学生Aについて、2月に家計急変事由が生じた場合、下表のとおりとなる。（5月に申請があったものとする）

時期	支援区分	減免前の授業料	減免額	減免後の授業料
4月	—	(66,666.6…円)	—	(66,666円)
5月	第Ⅰ区分	(66,666.6…円)	(58,400円)	(8,266円)
6月		(66,666.6…円)	(58,300円)	(8,367円)
7月		(66,666.6…円)	(58,300円)	(8,367円)
8月		(66,666.6…円)	(58,400円)	(8,267円)
9月		(66,666.6…円)	(58,300円)	(8,367円)
前期合計		400,000円	① 291,700円	108,300円
10月	第Ⅰ区分	(66,666.6…円)	(58,300円)	(8,366円)
11月	第Ⅱ区分	(66,666.6…円)	(38,900円)	(27,766円)
12月		(66,666.6…円)	(38,900円)	(27,767円)
1月		(66,666.6…円)	(38,900円)	(27,767円)
2月	第Ⅲ区分	(66,666.6…円)	(19,500円)	(47,167円)
3月		(66,666.6…円)	(19,400円)	(47,267円)
後期合計		400,000円	②－① 213,900円	186,100円
年間合計		800,000円	② 505,600円	294,400円

※ 上表中「減免後の授業料（月額）」の端数処理は各大学等の定めるところによる。（ただし、「減免額（月割）」の端数処理は本章第1節（3）3）に記載の通り処理すること。）

#### (留意点)

ア 授業料の納付の時期や方法は、各大学等によって異なり、半期ごとの納付、毎年の納付、3学期制の学期毎の納付、など様々なケースがあるが、いずれのケースであっても、新制度における授業料減免額の年間合計額は、年額で算出した額（上表の例では、 $700,000/12 \times 3/3 \times 6 + 700,000/12 \times 2/3 \times 3 + 700,000/12 \times 1/3 \times 2 = 505,556 \rightarrow 505,600$ 円）と一致すること。

### 3) 授業料納付期限の猶予

家計急変に係る事前相談を受けた場合、その後に徴収を予定していた授業料については、いったん徴収を猶予すること。(ただし、学生等に対し所要の確認を行った上で、家計急変の事由に該当しないことが明白であることが確認できた場合には、その後、授業料の徴収を行うことについて妨げるものではない。)

事前相談を経て正式な申請を行い、認定された学生等については、上述の(6)の通り、3か月毎の適格認定により支援区分が変更となることに鑑み、前期分の支援区分が確定するまで支払いを猶予の上、納付期の最終月に減免額を算定の上、当初の授業料との差額の納付を求める方法により行うこと。

#### (留意点)

- ア 減免額が確定していない時点で、本来減免されるべき額も含めていったん納付を求める(減免額確定後に還付する)こととした場合、生計維持者の死亡や事故・病気、災害等によって家計が急変し、経済的に非常に困難な状況にある学生等にとっては、期限内に全額の授業料等の納付が困難であることをもって、学修の継続が困難になる可能性が高い。本制度の趣旨に鑑み、家計の急変による対応については、一学校あたりの対象者が極めて少数と見込まれることも踏まえ、授業料等の納付期限の猶予を行うことを標準とし、具体的には上記の通り対応すること。
- イ 減免の対象となるのは「授業料」のみであり、その他の学納金については減免の対象ではないため、その他の学納金の納付時期について、本制度との関係で直ちに問題になるものではない。ただし、一般的には、経済的な理由で納付が困難な学生等に対しては、納付時期の猶予等の弾力的な取扱いを図るなどきめ細かな配慮を行っていただきたい。

### 4) 納付済み授業料の還付

授業料等を徴収した後に、学生等の家計が急変し、支援対象として認定された場合、徴収済授業料の還付が必要となる場合がある。

## (9) 交付申請に関すること

交付申請及び変更交付申請にあたっては、原則、本章第3節及び第4節に記載の通り処理することとするが、家計が急変した学生等については、下記の場合、特例的な取扱いとなる。

入学後に家計が急変する事由が発生した者について、授業料の減免の始期は、減免申請書を提出した日の属する月(給付型奨学金の支給の始期は、機構システムから申請した日の属する月)からとなる。ただし、入学金減免の対象は、入学後3か月以内に減免申請を行い、認定を受けた者となる。このため、

①入学後に家計が急変する事由が発生し、かつ、②入学後3か月以内に減免申請書を提出する者、について、入学月と支援始期が一致しないことがある。

交付申請及び変更交付申請にあたっては、上記①かつ②に該当する者について、入学金減免の対象者として漏れなく計上するよう、留意すること。

## 第9節 授業料減免のみ申し込む者の扱いについて

これまで述べてきた通り、本支援制度は、授業料等減免と給付型奨学金の支給をあわせて行うものであり、学生等が両制度に申し込むことを想定している。両制度の支援対象者の要件は同一であり、給付型奨学金制度における認定を受けた者は授業料減免対象者としての認定を行うべき者とみなすことにより、学生等、大学等双方の事務負担の軽減を図るとともに、手続きを効率化している。

いずれか一方のみ申し込み、本来、受けられるべき支援が受けられなくなることは、通常、学生等にとって不利益となることでもあり、大学等においては、授業料減免の申請者が給付型奨学金の申込みをあわせて行っていることを確認し、申込みを行っていない者については併せて申し込むよう案内することが肝要である。

ただし、授業料減免と給付型奨学金のいずれの制度も、学生等からの申込みに基づき支援を行うものであり、給付型奨学金制度の案内を十分に行ったにもかかわらず、あくまで授業料減免のみの申請を希望する学生等について、これを拒否したり、給付型奨学金への申込みを強制したりすることはできない。

該当者に係る手続きについては、下記の通り行うこと。下記に特記していない事項については、本章第1節から第8節に記載の通り処理すること。

### (1) 学生等が授業料減免のみ申込を希望する場合（給付型奨学金への申込を希望しない場合）

例えば、地方公共団体や民間団体等が実施する支援事業が「授業料減免との併用可・給付型奨学金との併用不可」としている場合、当該事業の支援を受けるために、給付型奨学金には申し込まず、授業料等減免のみ申請を希望するケースが想定される。このようなケースを含め、学生等から授業料等減免のみ申し込みを希望する旨の相談を受けた場合、まずは学生等に以下の手続きを案内すること。

- i) 当該他制度による支援が在学中に受けられなくなるなどの状況の変化にも円滑に対応できるよう、当該学生等に対して、給付型奨学金にも申し込んだうえで、その認定後に支援の「停止」を申し出るよう案内すること。在学中に他支援が打ち切られるなどにより、給付型奨学金による支援が必要となった場合、支援停止の「解除」を申し出ることができることをあわせて案内すること。
- ii) 給付型奨学金の「停止」及びその「解除」の申出の手続きについては、機構から提供される手引き等に基づき、実施すること。

### (2) 学生等からの申請に関すること

上記(1)の案内を受けてなお、何らかの事情により、学生等が給付型奨学金の申込みを行わない場合は、認定申請書（A様式1）の別紙の提出を求めること（無利子奨学金の利用の有無を確認し、利用者については、後述(12)の通り対応すること）。また、別紙とあわせて下記の添付書類の提出を求めること。

## 【添付書類】

### ①国籍・在留資格等に関すること

外国籍の学生等については、本章第1節(2)①に示した要件を満たしているかを確認できる下記のいずれかの書類（在留資格・期限が明記されているもの）を提出させること。

- ・「在留カード」の写し
- ・「特別永住者証明書」の写し
- ・その他「住民票」の原本等、在留資格・在留期限等が明記されているもの
- ・在留資格が「家族滞在」の者については、入国日の証明書（出入国在留管理庁に開示請求をして取得する「出入国記録」等）又は日本で出生したことの証明書（「出生届出証明書」や「外国人登録原票」等）

※申込時点で在留期限が切れているが延長申請中である場合、その旨を証明する書類のコピーを併せて提出させること。

### ②家計の経済状況（収入・資産）に関すること

#### i) 課税（所得）証明書（本人分及び生計維持者分）【全員】

##### （留意点）

ア 居住地の市区町村が発行する課税(所得)証明書であり、次の7項目が記載されているものを提出させること。市区町村所定の様式に下記項目がない場合は、これらの項目について課税(所得)証明書への追記等を市区町村に依頼するよう指導すること。（巻末の参考資料5参照）

- 《 1. 課税標準額 2. 調整控除額 3. 税額調整額 4. 扶養親族数  
5. 控除に係る本人該当区分 6. 合計所得金額 7. 総所得金額等 》

イ N年4月～9月分の認定申請については(N-1)年度の証明書を、N年10月～(N+1)年3月分の認定申請についてはN年度の証明書を、提出させること。

ウ 生計維持者が同年1月1日時点で海外に居住している（いた）場合、「海外居住者のための収入等申告書」及び下記書類の提出を求めること。

確認項目	必要となる証明書類（コピー可）	
海外に居住している生計維持者の所得金額関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給与収入</li> <li>・ 年金収入</li> <li>・ 給与・年金以外の所得（※1）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1月～12月（※2）の給与明細書、帳簿等（準備できない場合は10月～12月の3か月分）</li> <li>・ 収入がない場合には、1月～12月（※2）の間の無収入を証明する書類（海外居住地の自治体や税務署が発行する無収入の証明書等）</li> </ul>
生計維持者の配偶者の所得金額関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給与収入</li> <li>・ 年金収入</li> <li>・ 給与・年金以外の所得（※1）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所得（課税）証明書等</li> <li>・ 海外に住んでいる場合は、1月～12月（※2）の給与明細書等（準備できない場合は10月～12月の3か月分）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世帯構成関係</li> <li>・ ひとり親世帯関係</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年齢別の扶養人数</li> <li>・ 寡婦・ひとり親該当の有無</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 戸籍謄本（海外で発行を受けた同様の証明書でも可）、海外居住者以外の世帯構成等が分かる住民票の写し等</li> <li>※世帯構成（生計維持者との続柄等関係）及び世</li> </ul>

		帯構成員の居住地を明らかにするもの
障害者関係	・人数等	・障害者手帳等

(※1) 「給与収入」及び「年金収入」は、それぞれ、額面の収入金額（控除前の金額）をいう。  
「給与・年金以外の所得」は、売上等から経費を差し引いた所得金額をいう。

(※2) 減免を受ける期間が4月から9月である場合は前々年、減免を受ける期間が10月から翌年3月である場合は前年の収入に関する書類が必要となる。

ii) 生活保護決定（変更）通知書等のコピー 【該当者のみ】

保護受給期間に、申請を行う年（申請を行う月が1月から5月である場合は、申請を行う年の前年）の1月1日を含むことがわかるものを提出させること。

### (3) 選考、認定に関すること

上記(2)の申請を行った学生等については、在学大学等において、当該学生等が本章第1節(2)に記載の認定要件を満たすことを確認すること。

#### ① 国籍・在留資格等に関する要件の確認

上記(2)①により提出させた書類に基づき、支援対象となる在留資格等を有し、要件を満たしていることを確認すること。

また、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、永住の意志があると認められた「定住者」、又は「家族滞在」（日本の小学校から高校等までを卒業等の要件を満たす者に限る）については、在留期間に制限が設けられているため、支援を行う期間において当該在留資格を有していることを確認すること。

（なお、支援期間中に在留期間が満了する学生等については、本章第6節(4)に記載の通り、在留期間が更新されているか、また、在留資格に変更が生じていないかを確認すること。）

#### ② 大学等に進学するまでの期間等に関する要件の確認

申請を行った学生等について次のi)と併せて、その入学形態に応じてii)又はiii)について確認し、生年月日等、申請の際に報告を求めたその他の情報と併せて、当該学生等が本章第1節(2)②の要件を満たすか否かを確認すること。

i) 現在在籍している大学等への入学年月

（現在入学した大学等に編入学又は転学により他の大学等から入った場合には、

ア 編入学または転学する前に在学していた大学等への入学年月

イ 編入学または転学する前に在学した大学等での在学最終年月

を併せて確認する。）

ii) はじめて国内の高等学校等を卒業した年月

iii) 国内の高等学校等を卒業していない場合には次の年月

ア 高等学校卒業程度認定試験合格者については

a) 当該試験に合格した年月

b) 当該試験の受験資格取得年度（16歳になった年度）から5年を経過した後に合格した場合、合格するまでの引き続き試験を受験し続けていたか（申告による確認）

イ 個別の入学資格審査を経て大学等へ入学した者については申請者本人の生年月日



- ウ 海外の教育機関の修了者など学校教育法施行規則第 150 条第 1 号、第 2 号または第 4 号に該当することとなったことにより大学等の入学資格が得られた者については、当該課程の修了などにより大学等への入学資格が得られることとなった日
- エ 学校教育法施行規則第 150 条第 6 号または第 183 条第 2 号の大学等への入学資格により入学した者については、いわゆる「飛び入学」をする前に在籍していた高等学校等に在籍しなくなった日

### ③ 学業成績・学修意欲に関する基準の確認

給付型奨学金の学業成績・学修意欲の確認と同様に行うこと。

### ④ 生計維持者の確認

「生計維持者」については、本章第 1 節（2）④ウ 及び巻末の参考資料 2 「生計維持者に係る Q & A」に従って申告するよう、学生等を指導すること。

個別の学生等のケースに応じて、「生計維持者」の範囲を詳細に確認する必要がある場合、給付型奨学金の申込者の判定における解釈の前例を機構に問合せること。

生計維持者に関する申告内容については、これにより家計の経済状況に係る要件を満たすか否か、要件を満たす場合にどの支援区分となるかの判定に大きな影響を与える事項であることに鑑み、虚偽申告を防ぐための方策を講じ、申告内容については慎重に確認を行うこと。

### ⑤ 家計の経済状況（収入・資産）等に関する基準の確認

#### i) 収入の確認

申請者から、本節（2）②に記載の通り提出させた、i) 課税（所得）証明書（本人分及び生計維持者分）【全員】、及び ii) 1 月 1 日時点の生活保護決定（変更）通知書等のコピー【該当者のみ】をもとに、減免額算定基準額を算定し、本章第 1 節（2）④に記載の基準により、支援区分を判定すること。大学等における減免額算定基準額の算定や支援区分の判定の一助として「減免額算定基準額 算定用ツール」を適宜活用されたい。

ただし、生計維持者が海外に居住している場合の収入の確認については、文部科学省等まで個別に問い合わせされたい。なお、施行規則第十九条第 2 項各号に定める「…額に準ずるものとして適切と認められるもの」の考え方については、巻末資料 6 を参照すること。

#### ii) 資産の確認

認定申請書（A 様式 1）別紙により申告された資産額が、本章第 1 節（2）④に記載の基準を満たすことを確認すること。

#### iii) 多子世帯の確認

多子世帯に係る判定についても基準を満たすことを確認すること。

## （4）認定結果の通知に関すること

大学等は認定した結果を速やかに申請者に通知すること。（認定通知書の雛形（A 様式 3 - 1）（留意点）

ア 減免の始期は次の通り。

	申請時期	支援の始期
i	入学前又は入学後 3 か月までの間で各大学等が設定した	入学月分から減免

	提出期限	
ii	(入学後3か月を経過した後) 7月から12月までの間で各大学等が設定した提出期限	10月分から減免
iii	(入学後3か月を経過した後) 1月から6月までの間で各大学等が設定した提出期限	4月分から減免

ただし、家計急変による申請者についてはこの限りではない。本章第8節参照

イ 減免対象者には、支援区分、減免額、減免後に納付すべき授業料等がある場合はその額、納入期限等を通知する。

ウ 選考の結果、減免対象者として認定されなかった者に対しては、認定されなかった旨及びその理由を通知する。(A様式3-2)

エ 認定結果の通知は、大学等における減免実施の根拠資料となり、支弁者や検査院等による調査の際に必要なため、(1)の認定申請書と併せて、減免を実施した日の属する年度の終了後5年間保存すること。

## (5) 交付申請に関すること

学生等が授業料等減免のみ申請を行う場合(給付型奨学金への申込みをしない場合)は、給付型奨学金の対象者としての認定を受けないため、個別に大学等にて認定要件を満たすことを確認した後、交付申請を行うこととなる。(機構システムに情報が登録されない。)

当該学生等の交付申請にあたっては、本章第3節(1)4)に記載の大学等が作成する資料に含めること。

### ◆注意

公立の大学等が行う授業料等減免に要する経費は、都道府県・市町村が全額負担することから、公立の大学等と都道府県・市町村との間における減免経費の申請・交付の方法やスケジュール等支弁に係ることは、各都道府県・市町村の定めるところによる。

したがって、ここで示す大学等と支弁者の事務が、公立の大学等において必ずしも求められる内容であるとは限らない。

私立の専門学校は、その授業料等減免に要する経費を国と都道府県で1/2ずつ負担するが、公立の大学等と同様、私立専門学校と都道府県との間における減免経費の申請・交付の方法やスケジュール等支弁に係ることも、各都道府県の定めるところによる。

### ① 交付申請の時期

在籍大学にて認定要件の確認が終了した後、機構システムで確認可能な者と併せて交付申請を行う。年度初回の申請分(7月末締切分)までに認定要件の確認が間に合わなかった者の減免分については、1月の変更交付申請時に反映させることとなる。

### ② 提出書類

当該学生等に要する減免費用も交付申請に必要な資料に含めるため、別途の様式を作成する必要はない。(機構システムで確認可能な者と併せて申請する。)

### ③ 「申請学科一覧」(B様式1-4)の作成方法

機構システムでは支援区分が確認できないため、該当者が判別できるよう、当該学生等の減免分は行を分けて記入するとともに、備考欄に『JASSO 給付外』と記入すること。

留意すべき点は、本章第3節（1）5）に記載のとおりとする。

#### ④「交付申請内訳（授業料・入学金別）」（B様式1-3）の作成方法

※詳細はエクセルファイルを参照すること

本章第3節（1）5）に記載のとおり

#### ⑤「交付申請書内訳（学部・学科単位）」（B様式1-2）の作成方法

※詳細はエクセルファイルを参照すること

本章第3節（1）5）に記載のとおり

### （6）交付決定に関すること

大学等から交付申請書を受けた支弁者は、支援区分ごとの対象学生数など申請内容の確認を行い、大学等宛に交付決定通知を送付する。（8月中旬頃）

授業料等減免のみ申請を行う（給付型奨学金への申込みをしない）学生等は機構システムに情報が登録されないため、支弁者は大学等から提出のある「申請学科一覧」の備考欄の記載を参考にして当該学生等を把握する。その際、支弁者は必要に応じて内容等について聴取するなど確認を行う。

### （7）請求・支払に関すること

本章第3節（3）に記載のとおり

### （8）継続願に関すること（令和6年度より取扱い変更）

授業料減免の対象者が在学中に継続して減免の支援を受けようとするときは、各大学等の定める日までに、減免に係る継続願を提出させる取扱いとしていたが、令和6年4月より継続願の提出を不要とする。なお、令和6年3月より前の時点において、令和6年4月時点で対象者より継続願の提出がなかったとしても「停止」の取扱いとはせず、継続して支援を認める。

しかし、在留資格や家計の経済状況に係る確認は必要であるため、要件等確認書及び下記の添付書類の提出を求めること（要件等確認書の様式は各大学等において雛形（A様式2-1）に基づき定め学生等に配布すること）。在学中に、支援対象者の生計維持者に変更があった場合、当該雛形に変更後の生計維持者を記載させること。

なお、要件等確認書の提出は、その期限、方法など、各学校の定めるところによるが、家計の経済状況の変化による支援区分の変更は、給付型奨学金を申し込んでいる場合には毎年10月に行われることから、少なくとも年間1回10月には確認の手続きと必要に応じて支援区分の見直しを行うこととし、学生等からはその一定期間前までに要件等確認書の提出を求めること。提出期限は、継続願の配布と併せて案内することに加え、大学等のHPにも掲載するなど、学生等に対して十分な周知を行うこと。

### 【添付書類】

#### ①国籍・在留資格等に関すること

本章本節（２）①の通り。

#### ②家計の経済状況（収入・資産）に関すること

本章本節（２）の通り。

## （９）適格認定に関すること

### １）学業に関する適格認定

本章第２節（２）に記載の通り対応すること。

### ２）収入及び資産に関する適格認定

#### ①適格認定の対象者と方法

毎年、住民税情報が更新される６月以降、１０月までの間に収入及び資産に関する適格認定を実施し、その結果を１０月以降の減免額に反映すること。収入の確認及び支援区分の判定は、本章本節（３）⑤と同様に行うこと。

## （１０）転学・編入学等に伴う事務手続きに関すること

### １）同一の大学等において、学部等の相互の間で異動する場合の手続き

本章第７節（２）に記載の通り対応すること。

### ２）異なる大学等の間で、転学・編入学等する場合の手続き

本章第７節（３）に記載の内容に加え、下記を踏まえて、手続きを実施すること。

#### ①認定に関する申請書の審査

大学等は、申請書及びその添付書類を確認することにより、当該学生等が支援対象としての要件を満たすか否かを確認する必要がある。

確認にあたって、異動先の大学等は、異動元の大学等から「授業料等減免の実績に関する報告書」（Ａ様式１０）を求め、次の i) から vi) の事項について確認すること。ただし、当該学生等が転学・編入学等をするにあたって異動元の大学等から異動先の大学等へこれらの情報を別途確実に引き継いでいれば、当該報告書の各欄への記載は適宜省略して差し支えない。また、当該報告書を求められた異動元の大学等は、異動先の大学等からの求めに応じ、当該報告書をすみやかに作成の上、送付すること。

#### i) 授業料等の減免の対象者として認定された年月日及び支援月数

・支援月数が本章第７節（１）に示した要件を満たすか否かを確認すること。

#### ii) 異動元での直近の支援区分及び入学金の減免の有無

・異動先での授業料等の減免額を算定するため、異動元の大学等での授業料等減免における、家計の経済状況に応じた支援区分を確認すること

・過去に入学金を減免されていない場合には、異動先への転学・編入学等の際に発生した入学金も減免の対象となり得るため、異動元大学における入学金減免の実績を確認すること。

- iii) 異動元の大学等へ在籍していた期間中に実施した適格認定の結果とその事由
  - ・異動直前に実施された適格認定の結果、学業成績等の基準が「廃止」に該当していないことを確認すること。
  - ・当該学生等のこれまでの適格認定の結果については、適切に管理すること  
 (例えば、直近の適格認定で、異動元の大学等での学業成績等の基準が「警告」に該当している場合、異動先の大学等で初めて行う学業成績等の判定で「警告」に該当すれば、連続の「警告」により「廃止」に該当し、認定を取り消すこととなるため、留意すること。ただし、2回目の警告に該当したときの警告の基準が「GPA等が学部等における下位 1/4 の範囲に属する場合」のみに該当する場合は停止の取扱いとなり、翌期の学業成績が「継続」相当であれば再度支援を受けることが可能となることについても留意すること。)
- iv) 卒業に必要な単位数と、在籍中の各学年時の修得単位数
  - ・異動元の大学等における修得単位数の累計を確認し、今後、異動先大学等における修得単位数とあわせて標準単位数を算定できるよう、管理を行うこと。
- v) 認定の効力を停止した期間とその事由
  - ・ i) の項目及びその後の支援月数と併せて常時適切に記録・更新し、認定後、支援期間が本章第6節(1)及び(2)並びに第7節(1)に示した期間を上回らないよう管理すること。
- vi) その他、異動先において支援の継続や適格認定の実施のために必要となる情報
  - ・これまでの認定申請や適格認定時の特段の経緯や指導内容など、減免の実施に当たって特に引き継ぐべき事項があれば記載すること。  
 なお、転学・編入学等による異動先において継続して授業料等の減免を受けようとする場合の学業成績等に関する基準は、転学・編入学等の前に学年末の時点で適格認定における学業成績等に関する要件を満たしていることであることに留意すること。

## (1.1) 家計急変の対応に関すること

家計が急変した学生等に対し、給付型奨学金について十分に案内を行ったにも関わらず、学生等が何らかの事情により、給付型奨学金の申込を行わず、授業料等減免のみの申請を希望する場合は、次の①～④に特記する内容に留意して手続きを行うこと。次の①～④に特記した内容以外に関する場合は、本節(1)～(10)に記載の通り、対応すること。

### ① 学生等からの申請

通常の申請と同様に、雛形(A様式1)に基づいて各大学等で定めた認定申請書を提出させること。ただし、さらなる家計急変に該当する場合は、雛形(証明書(随時採用)専用)に基づくこと。

#### (留意点)

ア 給付型奨学金の申込を行わず、授業料減免のみの申請の場合は、別紙(A様式1別紙3)をあわせて提出させるとともに、下記の書類の提出を求めること。

i) 事由に関する証明書類(本章第8節(2)の表に掲げる証明書類)

※家計急変の事由が事故又は病気による就労困難である場合、あわせて雇用主による病気休職に係る証明書(雛形:A様式1別紙4)の提出を求めること。

ii) 予期できない事由(本章第8節(2)の表に掲げる事由)が発生した該当者の所

得を証明する下記の書類（ただし、死亡の場合は、再婚等による生計維持者の変更がない限り提出不要）

- ・雇用主が発行した、給与明細書 又は 給与見込書（事由発生後、毎月分）  
※複数個所から給与を得ている場合、その全ての給与証明が必要
- ・その他の所得がある場合、それを証明する書類  
※ 住民税の課税対象となる全ての所得を含む。（住民税の課税対象とならない収入は申告不要。）

iii) 学生等本人及び生計維持者の市町村民税の課税証明書（巻末の参考資料5に記載されている必要事項の記載があるもの）

## ② 家計急変に係る授業料等減免申請者の支援区分等の判定

申請者から、①に上述の通り提出させた i) ～ iii) の書類をもとに、下記の点に留意して、要件充足を確認し、対象者の支援区分等を判定すること。

### （留意点）

ア 上述の i) 事由に関する証明書類をもとに、本章第8節（2）の表のいずれかに該当するか否か、事実関係を確認すること。

イ 上記アにより本章第8節（2）の表のいずれかに該当することが確認された申請者については、本節（3）に記載の通り、① 国籍・在留資格等に関する要件の確認、② 大学等に進学するまでの期間等に関する要件の確認、③ 学業成績・学修意欲に関する基準の確認、④ 生計維持者の確認、⑤ ii) 資産の確認及び iii) 多子世帯の確認を行うこと。

ウ 申請者が、上記ア及びイの確認を経て、支援対象となる可能性があると思われるときは、家計が急変する事由が生じた後の所得を証明する書類をもとに減免額算定基準額の算定が必要となるため、文部科学省等まで個別に問い合わせされたい。なお、施行規則第十九条第2項各号に定める「…額に準ずるものとして適切と認められるもの」の考え方については、巻末資料7を参照すること。

## ③ 継続願（令和6年度より取扱い変更）

授業料減免の対象者が在学中に継続して減免の支援を受けようとするときは、各大学等の定める日までに、減免に係る継続願を提出させる取扱いとしていたが、令和6年4月より継続願の提出を不要とする。なお、令和6年3月より前の時点において、令和6年4月時点で対象者より継続願の提出がなかったとしても「停止」の取扱いとはせず、継続して支援を認める。

しかし、家計急変の事由が生じた状況に変更がないか定期的な確認は必要であるため、現況届（様式は各大学等において雛形（A様式2-2）に基づき定める）を3か月ごとに提出させること。

## ④ 収入に関する適格認定

上記③の現況届を提出した者については、参考資料4（4頁）に記載の通り、初回は給付始期から6か月後、その後は3か月毎（事由発生から15か月経過後は1年毎）に、収入に関する適格認定を行う必要がある。減免額算定基準額の算定については、上記②ウの通り実施することとなり、詳細は文部科学省等まで個別に問合せされたい。

## (12) 機構の無利子奨学金を申込・利用している学生等について

授業料減免を受ける学生等が、機構の第一種奨学金（無利子）を利用する場合、当該奨学金の貸与上限額が変更される（貸与上限額の詳細は、機構の奨学金案内を確認すること）。このため、該当者については、以下の通り、対応すること。

### ① 申請書受理

授業料減免の申請書を受理した者について、第一種奨学金の利用の有無を確認すること。

### ② 機構への該当者の通知

①により第一種奨学金への申込・利用が確認される者については、機構に通知すること。

（具体的な通知方法については、機構の取扱いに従うこと。）なお、第IV区分・理工農系の支援に関しても貸与上限額が変更されるため、学生等の所属が新たに理工農系となった場合や理工農系とならなくなった場合には、都度機構に通知する必要がある。

### ③ 機構への減免額算定基準額の通知

②の該当者については、機構の指定する方法により、減免額算定基準額を通知すること。

当該通知は、毎年の収入及び資産に関する適格認定後も同様に行うこと。

## 第 10 節 不正への対応

### (1) 学生等による虚偽申告その他不正に関すること

#### ① 学生等に対する一般的な指導

学生等が偽りその他不正の手段により授業料等減免を受けることは、あるまじき行為であり、各大学等においては、不正が判明した場合の支援対象者としての認定取消し（及び給付型奨学金に関しては加算金の徴収）を含む制度（詳細後述）の周知のみならず、厚生指導の観点から、所属学生等に対する指導を徹底し、虚偽申告その他の不正が生じないように努めること。

#### ② 疑義が生じた場合の対応

授業料等減免及び給付型奨学金の申請や届出等の各種手続きにあたって、支援を受けようとする（又は受けている）学生等の申告内容や提出書類等に疑義が生じた場合には、提出書類等の再確認や分析を行い、学生等本人（又はその生計維持者）に対して必要な確認を行うこと。また、当該学生等が給付型奨学金の申請者又は受給者である場合には、疑義が生じた時点で機構に一報するとともに、機構と連携して必要な確認を行うこと。機構が、給付型奨学金の申請者又は受給者の申告内容や提出書類等に疑義があるとして、当該学生等が所属する大学等に対して又はこれを通じて情報照会を行ったときは、各大学等においては適切に協力し、授業料等減免及び給付型奨学金の支給について適正な実施を図ること。（ただし、当該協力が、個人情報保護その他法令順守の観点で疑義を生じないように、慎重に対応すること。）

学生等本人（又はその生計維持者）が、前述の確認（書類等の提出を含む。）に応じない場合、又は前述の確認を行ってもなお疑義が解消しない場合は、確認大学等は、機関要件の確認を行った行政機関に対し、速やかに状況を報告すること。

都道府県・市町村等において、前述の報告を受けた場合は、修学支援法第 13 条第 1 項の規定に基づき、対応すること。

#### 大学等における修学の支援に関する法律（抄）

（報告等）

第十三条 文部科学大臣等は、授業料等減免に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、授業料等減免対象者若しくはその生計を維持する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させることができる。

（※注：条文中「文部科学大臣等」は機関要件確認者を指す。）

#### ③ 支援対象者としての認定取消し

前述の確認等を通じて、学生等が不正に授業料等減免を受けたことが判明した場合には、大学等においては、当該学生等に係る授業料等減免対象者としての認定を取り消し、その旨を A 様式 5 により本人に通知するとともに、その旨を機構に対して通知すること（施行規則第 15 条第 1 項・第 2 項）。また、当該取消しの年月日、取り消された者の人数及び授業料等減免の額の合計額を、「認定取消に関する届出」（A 様式 11）にて、機関要件確認者に遅滞なく届出ること（修学支援法第 12 条第 2 項、施行規則第 17 条）。施行規則第 17 条に規定する「授業料等減免の額」については、同規則第 11 条の 2 に基づき、認定を取り消した日の属する月の翌月以降は支援が終了するため、認定を取り消した日の属する月の翌月以降に対する額は含まないことに留意



すること。

#### ④ 費用の徴収

学生等が偽りその他不正の手段により授業料等減免を受けていたものとして、上述③の通り認定の取消しを行った場合、施行規則第 16 条の規定により、不正が行われた日の属する学年の始期から認定取消までの間に減免していた授業料等について、当該学生等に対し、支払いを求めること。また、当該学生等に対する授業料等減免について既に公費が支払われていた場合、当該学生等の所属する大学等の設置者は、その支払いをした国又は地方公共団体に対し、支弁済みの公費に相当する額を返納すること。

なお、不正に給付型奨学金の支給を受けた学生等に対しては、機構は当該学生等に対して、不正利得の徴収に加え、その徴収額に 0.4 を乗じた金額以下の範囲で加算金を更に徴収することができることとなっている。

## (2) 大学等による不正に関すること

### ① 実地検査及びそのフォローアップ

授業料等減免の事務の一層の適正な実施を図る観点から、減免費用の支弁者等（国、都道府県・市町村、私学事業団）は、各大学等において、対象者の授業料等の減免が適正かつ確実に行われているか、交付された減免費用の執行が適正に実施されているか等について、定期的に実地検査を行うなどにより確認することが望ましい。

当該実地検査等を通じて、本事務処理要領に則って適正かつ確実に事務処理が行われるよう、関係者に対して指導助言するとともに、指導した事項については、フォローアップを行う等により、適正な事務の実施を図ること。指導助言を受けた大学等においては、これに従い、学生等への支援や交付された減免費用の執行が遅滞なく適正に実施されるように努めること。

### ② 疑義が生じた場合の対応

万が一、対象学生等の学業成績等、学籍その他授業料等減免対象者の要件に関することや減免費用の申請・交付に関することについて、大学等による不正が疑われる場合、（私学事業団においては前述①の実地検査等によりこうした事案が判明した場合は速やかに文部科学省に対して報告を行い、）機関要件確認者は、修学支援法第 13 条第 2 項及び同第 14 条の規定に基づき、当該大学等の設置者若しくはその役職員（元役職員を含む）に対し、必要な対応を行うこと。

#### 大学等における修学の支援に関する法律（抄）

（報告等）

第十三条 （略）

2 文部科学大臣等は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、確認大学等の設置者（国及び地方公共団体を除く。以下この項及び次条において同じ。）若しくはその役職員若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該確認大学等の設置者の事務所その他の施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

（勧告、命令等）

第十四条 文部科学大臣等は、確認大学等の設置者が授業料等減免を適切に行っていないと認める場合その他授業料等減免の適正な実施を確保するため必要があると認める場合には、当

該確認大学等の設置者に対し、期限を定めて、授業料等減免の実施の方法の改善その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 文部科学大臣等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた確認大学等の設置者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 文部科学大臣等は、第一項の規定による勧告を受けた確認大学等の設置者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該確認大学等の設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 文部科学大臣等は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

(※注：条文中「文部科学大臣等」は機関要件確認者を指す。)

## 第 11 節 確認大学等でなくなった場合の取扱い

法第 15 条第 1 項に該当する場合、文部科学大臣等は、当該確認大学等に係る確認を取り消すこととなる。

### 大学等における修学の支援に関する法律（抄）

（確認の取消し）

第十五条 文部科学大臣等は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該確認大学等に係る確認を取り消すことができる。

- 一 確認大学等が、確認要件を満たさなくなったとき。
- 二 確認大学等の設置者が、不正の手段により確認を受けていたとき。
- 三 前号に掲げるもののほか、確認大学等の設置者が、減免費用の支弁に関し不正な行為をしたとき。
- 四 確認大学等の設置者が、第十三条第二項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をしたとき。
- 五 確認大学等の設置者が、第十三条第二項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、確認大学等の設置者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

（授業料等減免対象者が在学している場合の特例）

第十六条 前条第一項の規定により確認が取り消された場合又は確認大学等の設置者が当該確認大学等に係る確認を辞退した場合において、その取消し又は辞退の際、当該確認大学等に授業料等減免対象者が在学しているときは、その者に係る授業料等減免については、当該確認を取り消された大学等又は確認を辞退した大学等を確認大学等とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、同項第二号若しくは第三号に掲げる事由に該当して同項の規定により確認が取り消された場合又はこれに準ずる場合として政令で定める場合における当該大学等に係る減免費用については、第十条及び第十一条の規定は、適用しない。

### 大学等における修学の支援に関する法律施行令（抄）

（法第十六条ただし書の政令で定める場合）

第五条 法第十六条ただし書の政令で定める場合は、法第十五条第一項の規定による確認の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日若しくは処分をしないことを決定する日までの間又は法第十三条第二項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に確認大学等の設置者が確認を辞退した場合（当該確認の辞退について相当の理由がある場合を除く。）とする。

確認を取り消された、または、辞退した大学等に、授業料等減免の支援を現に受けている者（確認を取り消される前に、減免対象者として認定されていた学生等）が在学しているときは、法第 16 条の規定に基づき、当該者については、原則、引き続き本要領に従って授業料減免を行うもの

とする。

(留意点)

- ア 確認大学等でなくなった後に、これまで減免を受けていなかった学生等からの申請を受け付けること、また当該申請に基づいて新たに対象者として認定すること（新規認定）はできない。
- イ 不正行為により確認大学等に係る確認を取り消された場合（法第 15 条第 1 項第 2 号若しくは第 3 号に該当する場合）、又は確認大学等の設置者が確認を辞退した場合（施行令第 5 条に該当する場合に限る。）においては、法第 16 条に基づき、減免費用については、大学等において全額を負担すること（国等からの減免費用の交付は行わないため、本要領第 1 章第 3 節、第 4 節、第 5 節及び第 2 章については、適用されない。ただし、都道府県又は指定都市において、別途定めがある場合は、この限りではない。）
- ウ 確認要件を満たさなくなった（法第 15 条第 1 項第 1 号に該当する）場合、既に授業料等減免対象者として認定を受けている学生等にかかる減免費用については、引き続き、本要領に基づき、交付申請等を行うこと。

## 第2章 授業料等減免に関する費用支弁者（国（私学事業団を含む）、都道府県・市町村）での標準的な事務

### ◆注意

- 公立の大学等が行う授業料等減免に要する経費は、都道府県・市町村が全額負担することから、公立の大学等と都道府県・市町村との間における減免経費の申請・交付の方法やスケジュール等支弁に係ることは、各都道府県・市町村の定めるところによる。

本章では、国及び日本私立学校振興・共済事業団が行う標準的な事務を示しているが、都道府県・市町村においては、これらを参考にしながら、それぞれが設置する公立の大学等への減免費用の交付事務について定めることになる。

- 私立の専門学校は、その授業料等減免に要する経費を国と都道府県で1/2ずつ負担するが、公立の大学等と同様、私立専門学校と都道府県との間における減免経費の申請・交付の方法やスケジュール等支弁に係ることも、所轄庁である各都道府県の定めるところによる。

都道府県においては、本章における標準的な事務を参考にしながら、私立の専門学校への減免費用の交付事務について定めることになる。

- 修学支援法に基づき、機関要件の確認を受けた大学等は、支援の要件を満たす新入生（編入学生を含む）及び在学学生から授業料等減免の認定申請書の提出があった場合、選考を行ったうえで認定を行い、その結果を申請者に通知する。  
( 学生等からの申請 → 選考 → 認定 → 通知 )
  - 大学等は上記の授業料等減免に要する費用を費用支弁者等である国、私学事業団、都道府県・市町村に申請するが、支弁者はその申請内容を確認後に申請者の大学等に対して交付を決定し、減免費用を交付する。
  - 大学等は後期の授業料減免の結果を踏まえ、年間の減免所要見込額を再び算出し、その額が既に交付済みの減免費用の額（年度当初の初回交付申請にて請求した減免額）を超え、不足する場合には変更交付申請を行い、不足額を請求する。
  - 支弁者はその申請内容を確認後に申請者である大学等に対して変更交付を決定し、不足分の額を追加で交付する。
  - 年度終了後には、大学等が年間に実施した減免実績の報告を受け、確認後に額の確定を行って、不用額・不足額の調整を行う。
- ※ 大学等が行う減免の認定、減免費用の交付の申請、変更交付の申請は「第1章 授業料等減免に関する大学等での標準的な事務」のとおり。

<減免費用の申請先・費用の負担割合>

設置者の区分・学校の種類		支弁者 (減免費用の申請先)	費用負担割合
国立	大学・高専・専門学校	国（設置者）	国が全額
私立	大学・短大・高専	国 ※私学事業団を通じて交付	国が全額
公立	大学・短大・高専・専門学校	都道府県・市町村（設置者）	都道府県・市町村が全額
私立	専門学校	都道府県(所轄庁)	国 1/2、都道府県 1/2

※ 私立の大学、短大、高等専門学校は、私学事業団を通じて、減免に充てるための資金の申請を行い、交付を受ける。

※ 放送大学、株式会社立の大学には、私学事業団を通じず国が直接交付する。

国が費用負担を行う国立の大学・短大・高専・専門学校及び私立の大学・短大・高専に対する減免に要する費用に充てるための資金は「授業料等減免費交付金」の費目で交付する。一方、国が費用の2分の1を負担する私立の専門学校に対する減免に要する費用に充てるための資金は「授業料等減免費負担金」の費目で各都道府県に交付する。

いずれも、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」が適用され、同法に基づき、交付決定、額の確定、返還等を行うことが必要となる。

高等教育の修学支援新制度に要する減免費用の地方負担分については、別途、地方財政措置がなされることとなる。そのため基本データを把握する必要から、制度開始後、年度の途中や終了後に都道府県・市町村に対し、国から減免実績等の調査を実施することが予定されている。

## 第1節 交付決定に関する事務

大学等は、第1章第3節に基づき支弁者に減免費用を申請するが、申請を受けた支弁者が交付を決定し、費用を支弁するまでに実施すべき事務手続きは次のとおり。

### (1) 交付申請書の受理

減免費用の申請にあたり、各大学等は前頁の申請先一覧表に示す支弁者に対して交付申請書を提出する。

大学等からは、第1章第3節(1)のとおり、電子メール等により資料が提出されるため、支弁者は不足資料や記入漏れ等がないか確認する。

<参考：「第1章第3節(1)4)提出書類」>

<大学等が作成する資料>

- |          |          |
|----------|----------|
| ①交付申請書   | (B様式1-1) |
| ②交付申請書内訳 | (B様式1-2) |
| ③交付申請内訳  |          |
| ④申請学科一覧  |          |

[提出方法] 電子媒体により提出。

交付申請にあたっては、①「交付申請書」及び②「交付申請書内訳」を電子媒体にて支弁者に提出すること。

減免費用の支弁者や交付者が定める方法にて電子媒体によりエクセルファイル(①～④の全様式がシートに含まれている)を支弁者に提出すること。各様式は1つのエクセルファイルにまとめられており、④「申請学科一覧」を作成すれば、③「交付申請内訳」及び②「交付申請書内訳」が自動入力される。大学等が入力すべき資料は④「申請学科一覧」のみとなる。

なお、各学科等の授業料と入学金について額を確認できるよう、学則や学生募集要項の写しを添付すること。(特待生制度等により特別な額を適用している場合も規程や金額が確認できるものを添付する。)

### (2) 交付申請書の確認

#### ①機構システムとの照合

大学等から申請のあった支援対象者の人数と、機構システムにおける対象者の人数を照合し(大学においては学部ごと、その他(短大、高専、専門学校)は学校ごと)、大学等からの申請人数が機構システムの対象人数を超えていないことを確認する。

※ 授業料等減免か給付型奨学金の一方のみの受給者がいるときは、これらの違いが発生する。

年月	学校コード	学校名	学部名	支援区分	給付奨学生数	うち新規登録者分 (入学年月から受給有)	うち家計 急変採用 分
202304	399999	機構大学	経営学部	1/3	1	1	0
202305	399999	機構大学	経営学部	1/3	1	0	0
202306	399999	機構大学	経営学部	1/3	1	0	0
202307	399999	機構大学	経営学部	1/3	1	0	0
202308	399999	機構大学	経営学部	1/3	1	0	0
202309	399999	機構大学	経営学部	1/3	1	0	0
202310	399999	機構大学	経営学部	3/3	2	0	1
202311	399999	機構大学	経営学部	3/3	2	0	1
202312	399999	機構大学	経営学部	3/3	2	0	1
202401	399999	機構大学	経営学部	3/3	2	0	1
202402	399999	機構大学	経営学部	3/3	2	0	1
202403	399999	機構大学	経営学部	3/3	2	0	1
202404	399999	機構大学	経営学部	3/3	2	0	1
202404	399999	機構大学	経営学部	2/3	1	0	0
202405	399999	機構大学	経営学部	1/3	2	0	0
202405	399999	機構大学	経営学部	4-T	2	2	0
202405	399999	機構大学	工学部	4-R	1	1	0
202405	399999	機構大学	文学部	4-G	1	0	0

2023年度分

2024年4月分

2024年5月分

◆支弁者から機構システムへのアクセス方法について

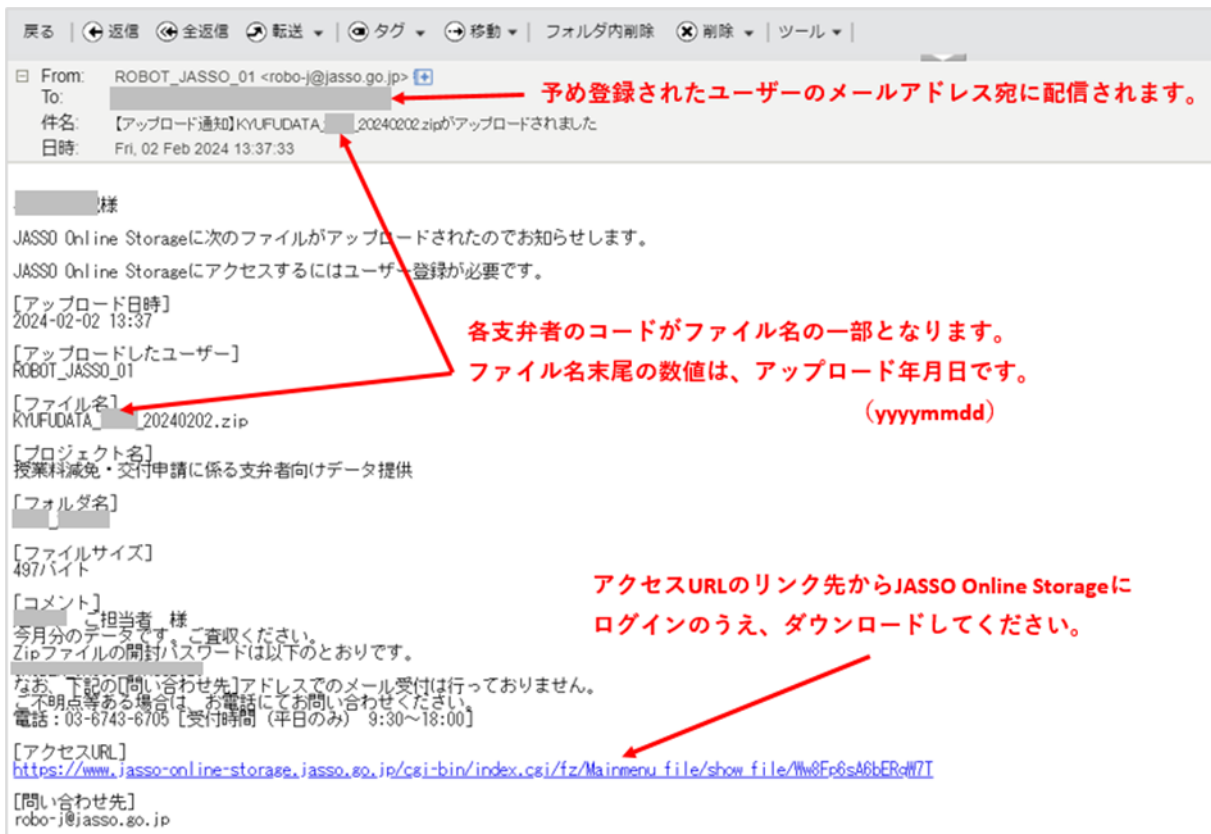
次の事前準備が行われていることが前提となる。

- ①支弁者から機構宛に、メールアドレス等が通知されていること。
- ②機構から支弁者宛に、ユーザ ID、パスワードが通知されていること。

(i) 機構が支弁者向けデータをシステムに登録した後、支弁者宛に機構から連絡メールが届く。  
支弁者はメール本文に記載された、【アクセス URL】をクリックする。

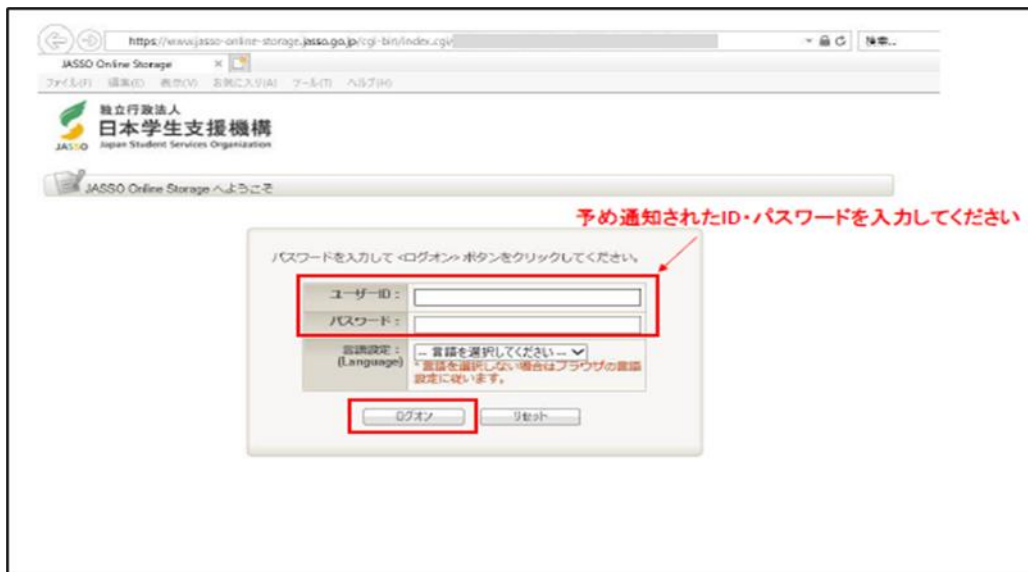
<メール画面>





(ii) ログオン画面が表示される。

機構から予め通知されたユーザ ID、パスワードを入力し、「ログオン」ボタンを押す。



(iii) ダウンロード画面が表示される。

「ダウンロード」ボタンをクリックし、ファイルのダウンロードを行う。

JASSO Japan Student Services Organization

プロジェクト ユーザー情報 ヘルプ

ユーザー 管理者

ファイル一覧 アップロード 履歴

各支弁者のコードがファイル名の一部となります。  
 ファイル名末尾の数値は、アップロード年月日です。  
 (yyyymmdd)

・処理を進んでください。<戻る> ボタンをクリックするとこのファイルの処理を終了します。

ファイル名: KYUFUDATA\_ [redacted] 20240202.zip

フォルダ名: [redacted]

コメント: [redacted] 担当者様  
 今月分のデータです。ご査収ください。  
 Zipファイルの開封パスワードは以下のとおりです。  
 ※ 500文字以内。

登録日時: 2024-02-02-13:37

所有者: robo\_j@jasso.go.jp

ダウンロード 削除 変更 戻る

ダウンロードボタンをクリックしてください。

## ② 交付申請の確認方法

支弁者は、「交付申請書内訳」（B様式1-2）により、授業料減免及び入学金減免について大学等（大学の場合は、計と各学部）における支援区分ごとの減免学生数を確認し（下図の赤枠内）、①の機構システムにおける給付奨学生数の合計と照合する。

大学等から申請される減免学生数が機構システムの給付奨学生数の合計を上回らないことを確認すること。

上回っている場合は、B様式1-2のバックデータとなる「申請学科一覧」や「交付申請内訳」の備考欄等により、上回る理由を確認するとともに、その理由が確認できない場合は、申請大学等に連絡し、交付申請書等の再提出を求めること。

◆「交付申請書内訳」画面イメージ（私立大学の例）（B様式1-2）

令和6事業年度授業料等減免事業 交付申請書内訳

学校コード	131999A01	学校名	東西大学
		法人名	東西学園

授業料減免対象 (実人数)	21人
交付申請総額	12,470,700円

<授業料減免・入学金減免（年間見込み）>

<交付金額の推移>

学部 (学科)	減免割合	授業料減免額		入学金減免額	
		減免 学生数	減免総額	減免 学生数	減免総額
計	満額	18人	6,300,000円	8人	2,080,000円
	2/3	6人	1,400,100円	2人	346,800円
	1/3	10人	1,167,000円	4人	346,800円
	1/4	8人	700,000円	2人	130,000円
	計	42人	9,567,100円	16人	2,903,600円
医学部	満額	4人	1,400,000円	1人	260,000円
	2/3	2人	466,700円	1人	173,400円
	1/3	0人	0円	0人	0円
	1/4	0人	0円	0人	0円
経済学部	満額	2人	700,000円	1人	260,000円
	2/3	2人	466,700円	0人	0円
	1/3	0人	0円	0人	0円
	1/4	2人	175,000円	1人	85,000円
薬学部	満額	4人	1,400,000円	2人	520,000円
	2/3	0人	0円	0人	0円
	1/3	0人	0円	0人	0円
	1/4	0人	0円	0人	0円
文学部	満額	4人	1,400,000円	2人	520,000円
	2/3	2人	466,700円	1人	173,400円
	1/3	4人	466,800円	1人	86,700円
	1/4	2人	175,000円	0人	0円
理工学部	満額	0人	0円	0人	0円
	2/3	0人	0円	0人	0円
	1/3	2人	233,400円	1人	86,700円
	1/4	2人	175,000円	1人	85,000円
法学部	満額	4人	1,400,000円	2人	520,000円
	2/3	0人	0円	0人	0円
	1/3	4人	466,800円	2人	173,400円
	1/4	2人	175,000円	0人	0円

申請業務	金額
1.交付申請	12,470,700円
2.変更交付申請 追加交付額	
3.実績報告 不用額(△不足額)	

(留意点)

- ア 支弁者は、機構の定める方法により機構から提供されるデータを受け取り、交付申請があった減免額の根拠となる減免学生数に過大な計上がないかを確認すること。
- イ 授業料減免について、年度当初に行う交付申請や交付決定で用いる減免学生数は、機構のシステムの7月データに基づくこと。支弁者は大学等が行う交付申請と同じ基準月のデータにより確認作業を行う必要があることから、7月以外のデータでは確認しないこと。(前掲「機構が支弁者に提供するデータ項目のイメージ」の図の青色2重枠内の数字)
- ウ 入学金減免について、当該年度入学者でかつ機構システム新規登録者という条件を満たす者を集計したデータ一覧から、7月までの新規登録者の人数の合計を確認すること。(前掲「機構が支弁者に提供するデータ項目のイメージ」の図の緑色点線枠内の数字)
- エ 授業料等減免を受けずに機構の給付型奨学金のみを受給する学生等がいる場合、機構システムにのみ人数がカウントされるため、大学等から申請される減免学生数が機構システムの対象人数より少なくなる。
- オ 一方、給付型奨学金の認定を受けずに、授業料等減免のみを受ける学生等は、機構システムに登録されず大学等からの交付申請書にのみ人数がカウントされるため、大学等から申請される減免学生数が機構システムの対象人数を上回ってしまう。

この場合、申請書の「申請学科一覧」及び「交付申請内訳」の備考欄に「JASSO給付外」として、機構の給付型奨学金を受けない旨を記載することとしているため、支弁者はその確認を行い、申請書類に明確な記載がないなど機構システムの対象人数を上回る理由が判明しない場合や不明な点があった場合には、支弁者は必ず大学等に問合せ、確認をとること。

### ③授業料等の額の根拠の確認

申請書に記載されるすべての授業料等については、金額の根拠として、学則や学生募集要項の写しを求めているため、「申請学科一覧」や「交付申請内訳」に記載の年間授業料及び入学金の額について確認すること。

## (3) 交付決定

支弁者は申請内容の確認を行ったあと、交付を決定し、その旨を大学等に対して通知すること。(8月中旬頃の予定)(B様式7「交付決定通知書」)

なお、私立の大学等が行う私学事業団への交付申請については、事業団から費用負担者である国に対して交付申請(「授業料等減免費交付金交付申請書」(B様式3-1)及び「事業計画書」(B様式3-2))が行われ、その後、国からの決定を受けて私学事業団が私立の大学等に交付決定を行う。(B様式7)

### <参考>私立専門学校から都道府県に対する交付申請

私立専門学校における減免費用は、その2分の1を国が負担することから、都道府県は私立専門学校から減免費用の申請があった場合、その額の2分の1については、「授業料等減免費負担金交付申請書」(B様式3-1)及び「事業計画書」(B様式3-2)により国に対して交付申請し交付を受ける。

## (4) 交付金の支払

支弁者は大学等からの減免費用の請求に基づき、速やかに概算払手続きを行うこと。

## 第2節 変更交付決定に関する事務

大学等は、第1章「4. 減免費用の変更申請、変更交付に関する事務」に基づき、必要に応じて減免費用を申請するが、申請を受けた支弁者が変更交付を決定し、費用を支弁するまでに実施すべき事務手続きは次のとおり。

### (1) 変更交付申請書の受理

減免費用の変更申請にあたり、各大学等は交付申請と同じ支弁者に対して変更交付申請書を提出する。

大学等からは、第1章第4節(1)のとおり、電子メール等により資料が提出されるため、支弁者は不足資料や記入漏れ等がないか確認すること。

<参考：「第1章第4節(1)3) 提出書類」>

<大学等が作成する資料>

- |            |          |
|------------|----------|
| ①変更交付申請書   | (B様式2-1) |
| ②変更交付申請書内訳 | (B様式2-2) |
| ③変更交付申請内訳  |          |
| ④申請学科一覧    |          |

[提出方法] 電子媒体により提出。

変更交付申請にあたっては、①「変更交付申請書」及び②「変更交付申請書内訳」を電子媒体にて支弁者に提出すること。

減免費用の支弁者や交付者が定める方法にて電子媒体によりファイル(①～④の全様式がシートに含まれている)を支弁者に提出すること。各様式は1つのエクセルファイルにまとめられており、④「申請学科一覧」を作成すれば、③「変更交付申請内訳」及び②「変更交付申請書内訳」が自動入力される。

### (2) 変更交付申請書の確認

#### ①機構システムとの照合

大学等から申請のあった支援対象者の人数と、機構システムにおける対象者の人数を照合し、申請人数を確認する。

※ 授業料等減免か給付型奨学金の一方のみの受給者がいるときは、これらの違いが発生する。

#### ②変更交付申請の確認方法

支弁者は、「変更交付申請書内訳」(B様式2-2)を確認すること。

入学金減免については、大学等から申請があった「8月以降の新規登録学生数」(下図の赤枠内)が、機構システムから提供される「うち新規登録者数(当年度入学)」の人数の合計と照合

する。(第2章第1節(2)①の項目イメージ参照)

授業料減免については、大学等から申請があった「減免学生数」(下図の赤枠内)が図の機構システムから提供される1月の「給付奨学生数」の人数の合計と照合する。(第2章第1節(2)①の項目イメージ参照)

◆「変更交付申請書内訳」画面イメージ(私立大学の例)(B様式2-2)

令和6事業年度授業料等減免事業 変更交付申請書内訳

学校コード	131999A01	学校名	東西大学
		法人名	東西学園

授業料減免対象 (実人数)	21人
交付申請総額	12,470,700円

<授業料減免・入学金減免(年間見込み)>

<交付金額の推移>

学部 (学科)	減免割合	授業料減免額		入学金減免額	
		減免 学生数	減免総額	減免 学生数	減免総額
計	満額	18人	6,300,000円	8人	2,080,000円
	2/3	6人	1,400,100円	2人	346,800円
	1/3	10人	1,167,000円	4人	346,800円
	1/4	8人	700,000円	2人	130,000円
	計	42人	9,567,100円	16人	2,903,600円
医学部	満額	4人	1,400,000円	1人	260,000円
	2/3	2人	466,700円	1人	173,400円
	1/3	0人	0円	0人	0円
	1/4	0人	0円	0人	0円
経済学部	満額	2人	700,000円	1人	260,000円
	2/3	2人	466,700円	0人	0円
	1/3	0人	0円	0人	0円
	1/4	2人	175,000円	1人	65,000円
薬学部	満額	4人	1,400,000円	2人	520,000円
	2/3	0人	0円	0人	0円
	1/3	0人	0円	0人	0円
	1/4	0人	0円	0人	0円
文学部	満額	4人	1,400,000円	2人	520,000円
	2/3	2人	466,700円	1人	173,400円
	1/3	4人	466,800円	1人	86,700円
	1/4	2人	175,000円	0人	0円
理工学部	満額	0人	0円	0人	0円
	2/3	0人	0円	0人	0円
	1/3	2人	233,400円	1人	86,700円
	1/4	2人	175,000円	1人	65,000円
法学部	満額	4人	1,400,000円	2人	520,000円
	2/3	0人	0円	0人	0円
	1/3	4人	466,800円	2人	173,400円
	1/4	2人	175,000円	0人	0円

申請業務	金額
1.交付申請	12,470,700円
2.変更交付申請 追加交付額	12,470,700円 0円
3.実績報告 不用額(△不足額)	

(留意点)

- ア 支弁者は、機構の定める方法により機構から提供されるデータを受け取り、交付申請があった減免額の根拠となる減免学生数に過大な計上がないかを確認すること。
- イ 授業料減免について、変更交付の申請や決定にあたって、後期の減免見込み数の確認は機構の1月データに基づき行うこと。支弁者は大学等が行う変更交付申請と同じ基準月のデータにより確認作業を行う必要があることから、1月以外のデータでは確認しないこと。(前掲「機構が支弁者に提供するデータ項目のイメージ」の図の青色2重枠内の数字)
- ウ 入学金減免については、当該年度入学者でかつ機構システム新規登録者という条件を満たす者を集計したデータ一覧から、8月以降の新規登録者の人数の合計を確認すること。(前掲「機構が支弁者に提供するデータ項目のイメージ」の図の緑色点線枠内の数字)

エ 給付型奨学金の認定を受けずに、授業料等減免のみを受ける学生等は、機構システムに登録されず大学等からの交付申請書にのみ人数がカウントされるため、大学等から申請される減免学生数が機構システムの対象人数を上回ってしまう。

この場合、申請書の「申請学科一覧」及び「交付申請内訳」の備考欄に「JASSO給付外」として、機構の給付型奨学金を受けない旨を記載することとしているため、支弁者はその確認を行い、申請書類に明確な記載がないなど機構システムの対象人数を上回る理由が判明しない場合や不明な点があった場合には、支弁者は必ず大学等に問合せ、確認をとること。

オ 前期の減免実績と後期の減免見込額を合算した年間の減免所要見込額が、既に交付した減免額を超える場合、大学等が支弁者に変更交付申請を行うが、その際に前期の減免実績を支弁者が詳細に確認するかどうかについては支弁者の判断によるものとする。年度が終了後に支弁者が年間の減免実績の報告を受け、額を確定するなかで確認を行うことでも差し支えないこととする。

### (3) 変更交付決定

支弁者は申請内容の確認を行ったあと、変更交付を決定し、その旨を大学等に対して通知すること。(2月下旬頃の予定)(B様式8「変更交付決定通知書」)

なお、私立の大学等が行う私学事業団への変更交付申請については、事業団から費用負担者である国に対して変更交付申請(「授業料等減免費交付金変更交付申請書」(B様式4-1)及び「事業計画書」(B様式4-2))が行われ、その後、国からの決定を受けて私学事業団が私立の大学等に変更交付決定を行う。

私立専門学校が行う都道府県への交付についても、変更交付が必要であれば、国が負担する減免費用の2分の1の部分については同様の手続きを行うものとする。

### (4) 交付金の支払

変更交付決定のあと、支弁者は大学等からの減免費用の請求に基づき、速やかに支払手続きを行うこと。



### 第3節 減免費用の実績報告、額の確定に関する事務

大学等は、第1章第5節「減免費用の実績報告、額の確定に関する事務」に基づき、支弁者の実績報告及び額の確定を行うが、支弁者が実績報告書を受領し、額の確定を行うまでに実施すべき事務手続きは次のとおり。

#### (1) 実績報告書の受理

減免費用の実績報告にあたり、各大学等は交付申請と同じ支弁者に対して実績報告書を提出する。

大学等からは、第1章第5節(1)のとおり、電子メール等により資料が提出されるため、支弁者は不足資料や記入漏れ等がないか確認する。

<参考：「第1章第5節(1)2)提出書類」>

<大学等が作成する資料>

- |          |           |
|----------|-----------|
| ①実績報告書   | (B様式10-1) |
| ②実績報告書内訳 | (B様式10-2) |
| ③実績報告内訳  |           |
| ④申請学科一覧  |           |

[提出方法] 電子媒体により提出。

実績報告にあたっては、①「実績報告書」及び②「実績報告書内訳」を電子媒体にて支弁者に提出すること。

減免費用の支弁者や交付者が定める方法にて電子媒体によりファイル(①～④の全様式がシートに含まれている)を支弁者に提出すること。各様式は1つのエクセルファイルにまとめられており、④「申請学科一覧」を作成すれば、③「実績報告内訳」及び②「実績報告書内訳」が自動入力される。

<参考>私立専門学校から都道府県に対する実績報告

私立専門学校における減免費用の申請・交付の方法やスケジュール等支弁に係ることは、公立の大学等と同様、所轄庁である都道府県の定めるところによるが、国が負担する減免経費の2分の1については、減免の実績を都道府県を通じて国に報告することが必要となる。

#### (2) 実績報告書の確認

##### ①機構システムとの照合

大学等から報告のあった支援対象者の人数月と、機構システムにおける対象者の人数月を照合し、大学等からの報告人数月が機構システムのそれを超えていないことを確認する。



## ②実績報告の確認方法

支弁者は、「実績報告書内訳」（B様式10-2）を確認すること。

授業料減免については、大学等から報告があった「減免学生」（下図の赤枠内）と機構システムから提供されるデータを照合し、入学金減免については、大学等から報告があった「減免学生数」（下図の赤枠内）と、機構システムから提供されるデータを照合することとし、いずれについても、大学等から報告される値が機構システムのデータを上回らないことを確認する。

上回っている場合は、B様式10-2のバックデータとなる「申請学科一覧」や「実績報告内訳」の備考欄等により、その理由を確認するとともに、その理由が判明しない場合は、大学等に連絡し、実績報告書の再提出等を求めること。

### ◆「実績報告書内訳」画面イメージ（私立大学の例）（B様式10-2）

#### 令和6事業年度授業料等減免事業 実績報告書内訳

学校コード	131999A01	学校名	東西大学
		法人名	東西学園

授業料減免対象 （実人数）	21人
交付申請総額	12,470,700円

#### <授業料減免・入学金減免（年間見込み）>

学部 (学科)	減免割合	授業料減免額		入学金減免額	
		減免 学生数	減免総額	減免 学生数	減免総額
計	満額	18人	6,300,000円	8人	2,080,000円
	2/3	6人	1,400,100円	2人	346,800円
	1/3	10人	1,167,000円	4人	346,800円
	1/4	8人	700,000円	2人	130,000円
	計	42人	9,567,100円	16人	2,903,600円
医学部	満額	4人	1,400,000円	1人	260,000円
	2/3	2人	466,700円	1人	173,400円
	1/3	0人	0円	0人	0円
	1/4	0人	0円	0人	0円
経済学部	満額	2人	700,000円	1人	260,000円
	2/3	2人	466,700円	0人	0円
	1/3	0人	0円	0人	0円
	1/4	2人	175,000円	1人	65,000円
薬学部	満額	4人	1,400,000円	2人	520,000円
	2/3	0人	0円	0人	0円
	1/3	0人	0円	0人	0円
	1/4	0人	0円	0人	0円
文学部	満額	4人	1,400,000円	2人	520,000円
	2/3	2人	466,700円	1人	173,400円
	1/3	4人	466,800円	1人	66,700円
	1/4	2人	175,000円	0人	0円
理工学部	満額	0人	0円	0人	0円
	2/3	0人	0円	0人	0円
	1/3	2人	233,400円	1人	66,700円
	1/4	2人	175,000円	1人	65,000円
法学部	満額	4人	1,400,000円	2人	520,000円
	2/3	0人	0円	0人	0円
	1/3	4人	466,800円	2人	173,400円
	1/4	2人	175,000円	0人	0円

#### <交付金額の推移>

申請業務	金額
1.交付申請	12,470,700円
2.変更交付申請 追加交付額	12,470,700円 0円
3.実績報告 不用額(△不足額)	12,470,700円 0円

## (3) 額の確定に関すること

支弁者は減免費用の実績報告書を受領後、内容を確認し、当該年度の交付金（負担金）実績額を確定し、大学等に確定額を通知する。（B様式12、B様式13）

その際、交付金（負担金）の不用額（不足額が生じることが判明した場合はただちに支弁者に相談することと案内している。）についても併せて通知し、速やかに額を精算するものとする。

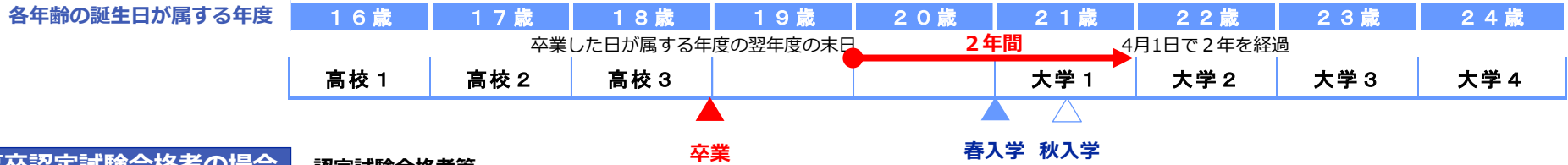
# 大学等に進学するまでの期間に関する要件①

【基本的な考え方】 高校等の卒業から大学等への入学までの期間により、選考対象者か否かの判定を行う。

(入学年度 = 予約採用の申請年度 + 1)

## 高校等の卒業者の場合

(始) 高等学校等を初めて卒業又は修了した日の属する年度の翌年度の末日 から  
 (終) 確認大学等に入学した日 まで  
 の期間が2年を経過していない者



## 高卒認定試験合格者の場合

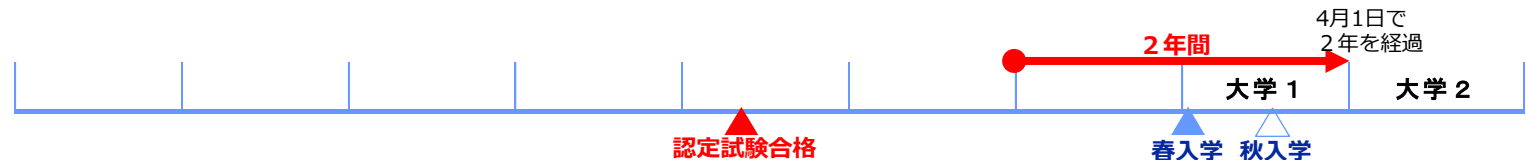
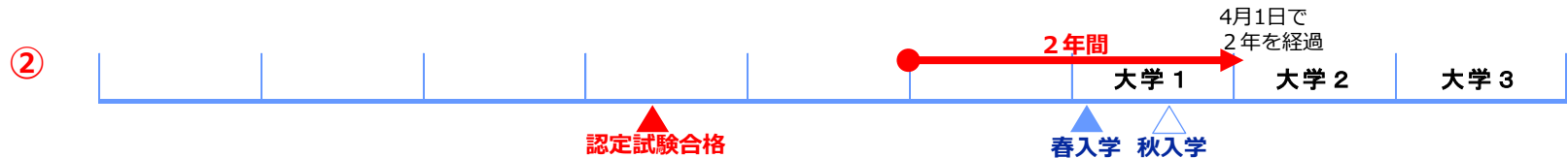
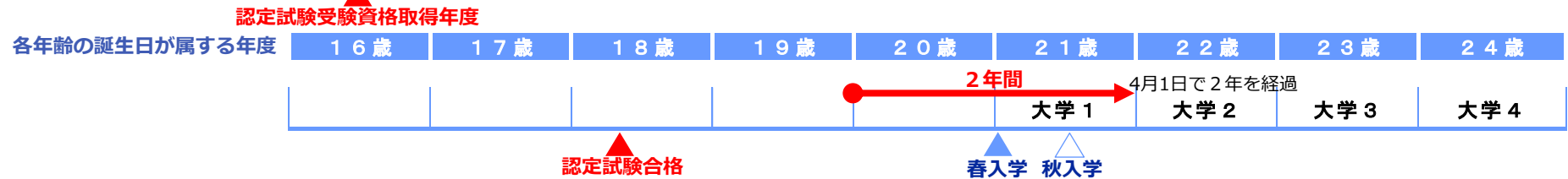
認定試験合格者等

① (始) 認定試験受験資格取得年度の初日 から  
 (終) 認定試験合格の日 まで  
 の期間が5年を経過していない者等

又は

5年を経過した後も引き続き学修意欲を有する者として機構が認める者

② (始) 当該認定試験に合格した日の属する年度の翌年度の末日 から  
 (終) 確認大学等に入学した日 まで  
 の期間が2年を経過していない者



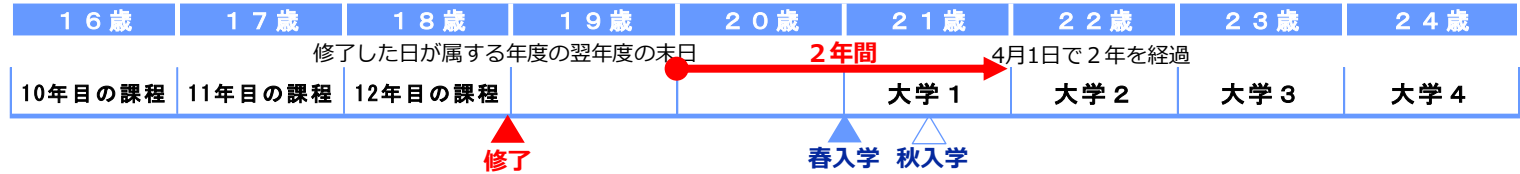
# 大学等に進学するまでの期間に関する要件②

## 海外の教育機関の修了者等の場合

学校教育法施行規則第150号第1号、第2号若しくは第4号に該当する者

(始) 学校教育法施行規則第150号第1号、第2号若しくは第4号に該当する者となった日の属する年度の翌年度の末日 から  
 (終) 確認大学等に入学した日 まで  
 の期間が2年を経過しない者

各年齢の誕生日が属する年度



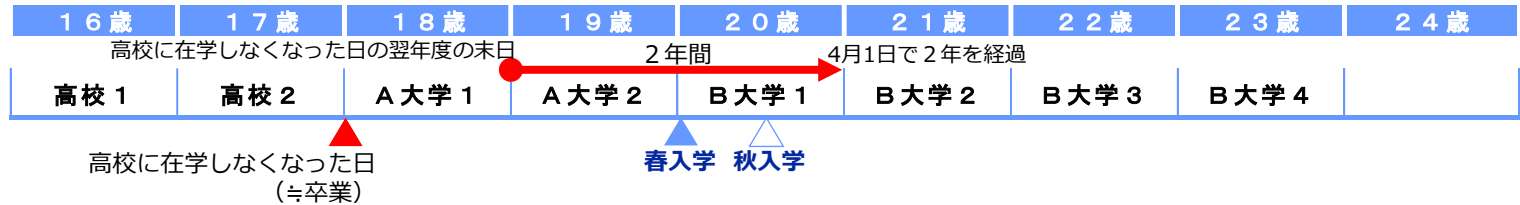
外国において、学校教育における12年の課程を修了した場合

## 「飛び入学者」が飛び入学先の大学を退学し、他の大学に入学する場合

学校教育法施行規則第150条第6号又は同令第183条第2号に該当する者

(始) 高等学校に在学しなくなった日の属する年度の翌年度の末日 から  
 (終) 確認大学等に入学した日 まで  
 の期間が2年を経過しない者

各年齢の誕生日が属する年度



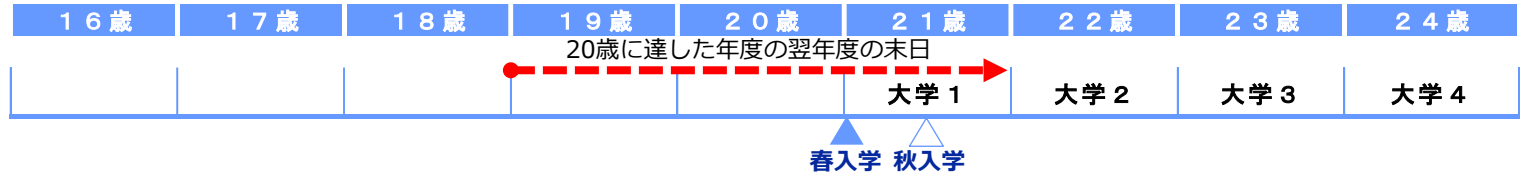
高校に在学しなくなった日 (=卒業)

## 個別の入学資格審査を経て入学する場合

学校教育法施行規則第150号第7号又は同令第183号第3号に該当する者

(終) 20歳に達した日の属する年度の翌年度の末日 までに確認大学等に入学した者  
 (20歳に達した年度の翌年度の末日を越えて入学した場合は対象外)

各年齢の誕生日が属する年度



春入学 秋入学

## 生計維持者に係るQ&A【令和4年5月版（在学採用）】

※民法の改正により、令和4年4月1日以降は成年年齢が18歳に引き下げられています。

### 【1. 基本的な考え】

Q1-1 奨学金の申込みにおいて、「生計維持者」のマイナンバーを提出したり、資産額を申告したりすることが必要とのことですが、「生計維持者」とは誰のことですか。

A1-1 学生（専修学校専門課程の生徒を含む。以下同様）本人に父母がいる場合は、原則として父母（2名）が「生計維持者」となります。

この場合、学生本人との同居・別居の別、収入の有無・多寡は問いません。

父母ともにいない場合は、学生本人の学費や生活費を負担している人（複数いるときは主な人）1名が「生計維持者」となり、そのような人がいない場合は学生本人自身が「生計維持者」となります（独立生計者）。

なお、これらは原則的な考え方であり、個別のケースについては、下記のとおり取扱います。

### 【2. 父母ともにいる場合】

Q2-1 父は単身赴任で別居しており、学生本人は母と同居しています。「生計維持者」は誰ですか。

A2-1 父母（2名）です。

Q2-2 学生本人は父母と同居しており、父は働いていますが、母は専業主婦で無収入です。「生計維持者」は誰ですか。

A2-2 父母（2名）です。

Q2-3 学生本人は父母の住んでいる実家を離れてアパートで（又は寮などで）暮らしています。「生計維持者」は誰ですか。

A2-3 父母（2名）です。

Q2-4 両親ともに自己破産しました。「生計維持者」は誰ですか。

A2-4 父母（2名）です。

※他にも以下の事例においては、父母（2名）が「生計維持者」となります（父母が生計維持者となる場合は、祖父母や兄弟等は「生計維持者」に含まれません）。

- ・本人は父母と離れて暮らす兄と同居している

- ・父母は生活保護を受給しており、本人は大学に入るため世帯を分離している
- ・本人は父と折り合いが悪いため一人暮らしをしている
- ・父母は生活保護を受給しており、学生本人は大学に入るため世帯を分離し、父母と離れて暮らす社会人の兄と同居している 等

Q 2-5 父母は無職で、祖父から援助してもらっています。「生計維持者」は誰ですか。

A 2-5 原則、父母（2名）が「生計維持者」となります。

ただし、学生本人と父母とが明らかに同一生計と認められない場合（例：父母と別居し、連絡がつかないような状況）にあつては、父母ではなく、祖父が「生計維持者」となります。この場合、事実関係が確認できる証明書類（\*）の提出を後日求める場合があります。

Q 2-6 学生本人が結婚しており、父母とは戸籍も住居も分かれています。「生計維持者」は誰ですか。

A 2-6 別戸籍であっても、父母がいる場合は、原則、父母（2名）が「生計維持者」となります。

ただし、父母と同一生計とは認められない場合（例：実態として父母から学費や生活費の援助を一切受けず、学生本人の配偶者が学費や生活費を負担している場合であつて、学生本人が自身の配偶者の住民税の扶養控除対象となっているような場合）にあつては、父母ではなく、学生本人の配偶者（1名）が「生計維持者」となります。

Q 2-7 学生本人が結婚しており、学生が自身の配偶者を扶養しています。「生計維持者」は誰ですか。

A 2-7 納税手続きにおいて、学生本人が配偶者の扶養者となっている場合は、学生本人（1名）が「生計維持者」となります（独立生計者）。

Q 2-8 学生本人は自身のアルバイト収入で生計を立てており、父母からの経済的支援はありません。「生計維持者」を申込者学生本人としてよいですか。

A 2-8 父母がいる場合は、原則として父母が生計維持者となります。特別な事情のない者は、学生本人のアルバイト収入で生計を立てていたとしても学生本人 1 名を生計維持者とすること（独立生計者）は認められません。

学生本人が生計維持者（独立生計者）として認められる場合は、父母ともに死別した場合や絶縁状態である場合、両者とも行方不明や父母からのDVを逃れるために別居していて、日常的に学費や生活費を本人が負担している場合等となります。なお、この場合、事実関係が確認できる証明書類（\*）の提出を後日求める場合があります。

Q 2-9 父母はいますが、父は外国籍で現在は海外に居住しています。学生本人は母と生活していますが、父からは一切の援助はありません。この場合の「生計維持者」は誰ですか。

A 2-9 父母がいる場合は、同居・別居の別にかかわらず、原則として父母が生計維持者となります。

ただし、父が行方不明や絶縁状態である場合、父からのDVを逃れるために別居していて、父からは一切の支援を得られず同一生計と認められない場合等は、母1名を生計維持者とすることができます。なお、この場合、事実関係が確認できる証明書類（\*）の提出を後日求める場合があります。

Q 2-10 父母はいますが、父からDVを受けて避難しています。学生本人は母と生活しており母の扶養となっています。父からは一切の援助はありませんが、この場合の「生計維持者」は誰ですか。

A 2-10 父からのDVから逃れるために別居していて、父からの支援が一切得られず同一生計と認められない場合は、母（1名）を生計維持者とすることができます。なお、この場合、事実関係が確認できる証明書類（\*）の提出を後日求める場合があります。

### 【3. 父母ともにいるが、連絡、意思疎通が困難等の場合】

Q 3-1 父母は生存していますが、父は行方不明で学生本人は母と同居しています。父を「生計維持者」に含める必要がありますか。

A 3-1 この場合、母（1名）が「生計維持者」となります。また、父が行方不明であることが確認できる証明書類（\*）の提出を後日求める場合があります。

※他にも以下の事例においては、母（1名）が「生計維持者」となります（原則、その他の親族等は「生計維持者」には含みません）が、事実関係が確認できる証明書類（\*）の提出を後日求める場合があります。

- ・本人と母は、父のDVから逃れるため父とは別居し、別生計となっている
- ・父は精神疾患、意識不明等で意思疎通ができず、本人は母とともに生活している 等

Q 3-2 父母ともに行方不明で、祖父母と同一生計で暮らしています。「生計維持者」は祖父母（2名）でしょうか。

A 3-2 祖父母のうち、主に生計を維持している人（1名）が「生計維持者」となります。また、父母が行方不明であること等が確認できる証明書類（\*）の提出を後日求める場合があります。

Q 3 - 3 父母と一緒に生活していますが、祖母と養子縁組をしています（祖父は既に死亡）。現在、祖母は認知症のため施設に入所しており、奨学金の内容が理解困難で書類への署名ができませんが、この場合の「生計維持者」は誰ですか。

A 3 - 3 祖母と意思疎通が図れず、父母から支援を受けている場合は、生計維持者は学生本人との同居・別居の別、収入の有無・多寡にかかわらず、学費や生活費を日常的に負担する主たる方 1 名（父又は母）となります。

Q 3 - 4 父は 2 年前から寝たきりで意思疎通が図れません。父の障害年金と母の収入で生活していますが、この場合の「生計維持者」は父母（2 名）ですか。

A 3 - 4 母のみ（1 名）が生計維持者となります。  
この場合、父の主治医による「診断書」等、事実関係が確認できる証明書類（\*）の提出を後日求める場合があります。

Q 3 - 5 父母は離婚していませんが、父とは別に暮らしており、母は精神的な病により入院中で意思疎通が図れません。そのため学生本人は、祖母、叔父と同居しています。この場合の「生計維持者」は誰ですか。

A 3 - 5 原則として生計維持者は父母（2 名）となります。  
ただし、父からは一切の支援を得られず同一生計と認められない場合や、母とは意思疎通が図れない場合は生計維持者とせず、日常的に学費・生活費を負担している主たる方 1 名（祖母か叔父のいずれか）が生計維持者となります。なお、この場合、事実関係が確認できる証明書類（\*）の提出を後日求める場合があります。

#### 【4. 社会的養護が必要な者である（あった）場合】

Q 4 - 1 学生本人は児童養護施設で生活（「社会的養護を必要とする者」に該当）しています。「生計維持者」は誰ですか。

A 4 - 1 父母の有無に関わらず、以下のいずれかに該当する場合は、学生本人（1 名）が「生計維持者」となります（独立生計者）。この場合、施設に入所している又は入所していた証明書の提出が必要です。（以下に該当しない場合は、「基本的な考え方」に基づいて判断されます。）

- ・奨学金申込日現在において、施設に入所している
- ・奨学金申込日現在において施設を退所しているが、高校卒業時点又は 18 歳になるまで施設に入所していた

※里親に養育されている（いた）人も準じた扱いとなります。

Q 4 - 2 学生本人は 18 歳時点で児童養護施設に入所していましたが、現在はひとり暮ら

しをしています。家賃や生活費は父母が支払っていますが、この場合の「生計維持者」は誰ですか。

A 4-2 満 18 歳となる日の前日において児童養護施設に入所していた場合は「社会的養護を必要とする者」に該当します。その場合、生計維持者は学生本人となります(独立生計者)。

Q 4-3 学生本人は、現在は大学の寮で生活していますが、大学入学前までは里親と生活していました。両親(又は父母のどちらか)が健在ですが、「生計維持者」は誰ですか。

A 4-3 満 18 歳となる日の前日において里親に養育されていた場合は「社会的養護を必要とする者」に該当します。その場合、生計維持者は学生本人となります(独立生計者)。

Q 4-4 学生本人は、大学入学前までは里親と生活していました。このたび結婚し、学生本人が自身の配偶者の住民税の扶養控除対象となりました。「生計維持者」は誰ですか。

A 4-4 満 18 歳となる日の前日において里親に養育されていた場合は「社会的養護を必要とする者」に該当します。その場合、生計維持者は学生本人のみとなります(独立生計者)。

#### 【5. 父母が離婚又は離婚調停中の場合】

Q 5-1 父母は離婚調停中で、学生本人は母と同居しています。「生計維持者」は誰ですか。

A 5-1 「生計維持者」は原則父母(2名)ですが、離婚を前提に父と学生本人が別居しており、同一生計であると認められない場合は、母(1名)が「生計維持者」となります。この場合は、事実関係が確認できる証明書類の提出(\*)を後日求める場合があります。

Q 5-2 父母が離婚し、学生本人は母と二人暮らしです。「生計維持者」は母(1名)でしょうか。

A 5-2 父母がいる場合、「生計維持者」は原則として父母(2名)となります。ただし、学生本人と別居しており、父又は母のどちらか一方から一切の支援を得られず、同一生計と認められない場合は、生計維持者とせず、日常的に学費・生活費を負担している主たる方一名を生計維持者とすることができます。

Q 5-3 父母が離婚し、学生本人は母と二人暮らしです。父から養育費が支払われていま



すが、父は「生計維持者」に含まれますか。

A 5-3 父母がいる場合、「生計維持者」は原則として父母（2名）となります。ただし、養育費を支払っていても、父が学生本人と別居しており、同一生計でない場合は、「生計維持者」に含まれません。この場合は、母（1名）が「生計維持者」となります。

Q 5-4 父母は離婚し、学生本人は父とその再婚相手とともに生活しています。「生計維持者」は誰ですか。

A 5-4 同一生計である父とその配偶者（義母）の2名が「生計維持者」となります。養子縁組を行っていない場合も、同じく、2名が「生計維持者」に含まれます。

※学生本人と同一生計である父又は母に配偶者がいる場合は、当該父又は母とその配偶者（ただし、学生本人と同一生計とは認められない場合を除く。）の2名が「生計維持者」となります。

Q 5-5 父母は離婚し、学生本人は母とその内縁の夫と3人で生活しています。「生計維持者」は誰ですか。

A 5-5 父又は母と内縁関係（事実婚）にある者について、内縁の夫又は妻と学生本人が同一生計（当該者が学生本人の学費や生活費を負担している場合や、納税時に学生本人を被扶養者に行っている場合）のときは、Q 5-4と同様に2名が「生計維持者」になります。

Q 5-6 父母が離婚し、父からの支援は一切ありません。母と住んでいましたが、現在、母は再婚し、その相手と一緒に暮らしていますが、学生本人は母とは離れて一人で暮らしています。「生計維持者」は誰ですか。

A 5-6 原則、生計維持者は母と再婚相手の2名となります。母の再婚相手から学費・生活費等一切の援助を受けていないなど、明らかに申請者本人とは別生計の状態にある場合は、生計維持者は母1名として申告いただけます。この場合、事実関係が確認できる証明書類（\*）の提出を後日求める場合があります。

Q 5-7 父母は離婚し、現在は父母ともに連絡が取れない状態です。他に援助してくれる親族もなく、ひとりで生活していますが、「生計維持者」は申込者である学生本人でよいですか。

A 5-7 奨学金申込者である学生本人との同居・別居の別は問わず、父母がいる場合は、原則父母（2名）が生計維持者となります。

ただし、父母と絶縁状態の場合で日常的に学費や生活費を学生本人が負担している場合は、学生本人を生計維持者（独立生計者）とすることができます。この場

合、事実関係が確認できる証明書類の提出（＊）を後日求める場合があります。

Q 5－8 父母は離婚し、同居していた母は再婚したため家を出て行き支援をしてもらえません。父からも支援がなく、生活費は学生本人のアルバイト収入を充て、また、祖母から食費を支援してもらい、伯父から住居を提供してもらっています。この場合の「生計維持者」は誰ですか。

A 5－8 父母がいる場合、原則として生計維持者は父母（2名）となります。

ただし、父母のどちらからかも一切の支援を得られず、同一生計と認められない状況であれば、日常的に学費・生活費を負担している主たる方1名（祖母か伯父のいずれか）が生計維持者となります。なお、この場合、事実関係が確認できる証明書類（＊）の提出を後日求める場合があります。

Q 5－9 父母が離婚した後も、学生本人は父の戸籍に入っており父の社会保険の扶養に入っていますが、父とは一緒に暮らしておらず母と生活しています。父から養育費はもらっていますが、それ以外の支援はありません。この場合の「生計維持者」は誰ですか。

A 5－9 父から養育費以外に一切の支援を得ておらず同一生計と認められない状況であれば、生計維持者は母（1名）となります。なお、この場合、事実関係が確認できる証明書類の提出（＊）を後日求める場合があります。

Q 5－10 父が失踪後、父母は離婚し、学生本人は祖父母と養子縁組しました。現在は祖母と母と一緒に生活していますが、祖父母は年金暮らしで母はパートをしています。この場合の「生計維持者」は誰ですか。

A 5－10 学生本人と養子縁組された祖父母が生計維持者になります。法的にも学生本人に対する祖父母の続柄は「養父・養母」となりますので、スカラネット入力時、マイナンバー提出書や確認書等の記入の際には、続柄は「祖父・祖母」ではなく「父・母」として申請いただくようお願いします。

Q 5－11 父母が離婚し母と2人暮らしでしたが、学校に通うため離婚した父と同居することになりました。

現在、母から支援をうけていますが、父からは食費や水道光熱費を負担して貰うのみです。生計維持者は誰ですか。

A 5－11 父母がいる場合、「生計維持者」は原則として父母（2名）となります。父は食費や水道光熱費の負担のみで他には一切の支援を行っていない場合であっても、父母を生計維持者としてください。

【6. 父母ともに又は父母のいずれかと死別した場合】

Q 6 - 1 父は死亡し、学生本人は母と二人暮らしです。「生計維持者」は誰ですか。

A 6 - 1 母（1名）が「生計維持者」となります。

Q 6 - 2 父母が死亡し、学生本人は祖父と、叔父夫婦とともに生活していますが、祖父は年金暮らしで、主に叔父夫婦の収入で生活は成り立っています。「生計維持者」は誰ですか。

A 6 - 2 祖父と学生本人が別生計であって、叔父夫婦が学生の学費や生活費を主に負担しているような場合にあっては、叔父夫婦のうち、主に生計を維持する方（1名）が「生計維持者」となります。

Q 6 - 3 父母も祖父母も死亡し、兄と生活していますが、兄はまだ学生で、貯金を切り崩して生活しています。「生計維持者」は誰ですか。

A 6 - 3 父母、祖父母ともに死亡し、兄弟姉妹がいる場合で、その親族が病気や就学等で本人を扶養するだけの資力がない場合は、学生本人（1名）が「生計維持者」となります（独立生計者）。この場合、事実関係が確認できる証明書類（\*）の提出を後日求める場合があります。

Q 6 - 4 父母が死亡し、学生本人は貯金を切り崩して生活しています。祖父母や叔父・叔母はいますが、経済的余裕がないため、学生本人の学費や生活費を負担していません。「生計維持者」は誰ですか。

A 6 - 4 学生本人（1名）が「生計維持者」となります（独立生計者）。この場合、事実関係が確認できる証明書類（\*）の提出を後日求める場合があります。

（\*）事実関係が確認できる証明書類の例

事象	証明書類（例）
父母と死別	・ 戸籍謄本又は当該父母に係る戸籍抄本 ・ 住民票（死亡日記載あり）
父母が離婚	・ 戸籍謄本又は当該父母に係る戸籍抄本
父母が離婚調停中	・ 裁判所による係属証明書 ・ 弁護士による報告書
父又は母がDV被害者	・ 自治体等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」

父又は母が生死不明（行方不明）	・自治体や警察署等による「行方不明者届受理証明」
父又は母が意識不明、精神疾患	・主治医による「診断書」
学生本人が両親ではなく配偶者に扶養されている	・本人及び配偶者が記載された住民票（続柄が表示されているもの）又は戸籍謄本又は当該配偶者に係る戸籍抄本 及び ・課税証明書（配偶者控除の適用が分かるもの）
家庭内暴力（DV等）により父母と別居	・公的機関による証明書 ※
その他の事由	・事実関係を確認できる書類（第三者（機関）の所見等）

※ 様式例は下記ページ掲載のものを参考にして下さい。

ホーム > 奨学金 > 奨学金制度の種類と概要 > 給付奨学金（返済不要）

> 給付奨学金の家計基準 > 生計維持者について

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/seikei\\_izisha.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/seikei_izisha.html)

国の教育ローン (日本政策金融公庫)

入学前

入学後

貸付限度額	350万円以内 (学生1人あたり) ※一定の要件に該当する場合は、子供1人につき上限450万円まで借入れ可能
対象	融資の対象となる学校に入学・在学される方の保護者で、世帯年収による制限あり。子供の人数に応じて幅広く対応。 (例：子供2人の場合、世帯年収が890万円以内)
利息	年2.25% (固定金利) ※令和5年10月時点
備考	・日本学生支援機構の奨学金との併用可。受験費用は合格前から借入れ可能 (融資の対象となる学校に在籍していることが必要)。 ・低所得世帯、ひとり親世帯、多子世帯などは金利や保証料の優遇制度あり。
問合せ先	日本政策金融公庫 <a href="https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html">https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html</a>

生活福祉資金貸付制度【教育支援資金】

(都道府県社会福祉協議会)

入学前

入学後

貸付限度額	①教育支援費 <大学> 月額6万5千円以内 <短大等> 月額6万円以内 ※特に必要と認める場合は、上記上限額の1.5倍まで貸付可 ②就学支度費 50万円以内
対象	資金の貸付けにあわせて必要な支援を受けることにより独立自活できると認められる世帯であって、必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯 (市町村民税非課税程度) 等
保証人	不要 (世帯内で連帯借受人が必要)
利息	無利子
償還期限	据置期間：卒業後6か月以内 償還期限：据置期間経過後14年以内
問合せ先	お住まいの地域の市区町村社会福祉協議会 (市区町村社会福祉協議会の連絡先が分からないときは、都道府県社会福祉協議会にお問合せください。) 【参考】都道府県社会福祉協議会お問合せ先一覧 <a href="https://www.shakyo.or.jp/network/kenshako/index.html">https://www.shakyo.or.jp/network/kenshako/index.html</a>

入学時特別増額貸与奨学金 (日本学生支援機構)

入学後

貸与金額	10万円・20万円・30万円・40万円・50万円から選択
対象	・予約採用 (高3の春又は秋に実施) により、第一種奨学金または第二種奨学金の貸与を入学年月分から利用する方 (給付型奨学金の支給により貸与額が0円となる場合を含む) (入学時特別増額貸与奨学金のみの申請はできません)。 ※日本政策金融公庫の「国の教育ローン」に申し込んだものの、審査の結果融資を受けられなかったことが利用条件となります。 ※予約採用の申込時に申告された家計収入が一定以下の場合、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込む手続きを省略できます。
利息	年1.105% (固定金利の場合) ※令和5年3月時点
備考	・第一種奨学金または第二種奨学金の初回交付時に併せて振り込まれる (1回限り)。 ・貸与終了後 (卒業後) に第一種奨学金または第二種奨学金と併せて返還する。
問合せ先	日本学生支援機構 <a href="https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/nyuzo/index.html">https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/nyuzo/index.html</a>

労働金庫 (ろうきん) の入学時必要資金融資

入学前

貸付限度額	入学時に進学先に支払う教育資金 (入学金、授業料。進学先に納入済みのもは対象外) に対して、申込時に選択した入学時特別増額貸与奨学金の額 (10万円~50万円の間で選択した金額) が限度となる。 ※申請時に選択した金額を超えての融資は行えません。
対象	日本学生支援機構の「入学時特別増額貸与奨学金」の採用候補者となった方。
利息	年1.95%程度 (固定金利) ※令和5年9月1日時点
備考	・労働金庫から受けた融資の返済は、進学後に振り込まれる入学時特別増額貸与奨学金により一括返済する。
問合せ先	一般社団法人 全国労働金庫協会 <a href="https://all.rokin.or.jp/">https://all.rokin.or.jp/</a>

# 大学等への入学前・入学後に学生又は保護者が利用可能な支援制度

国の教育ローン（日本政策金融公庫）	
貸付限度額	350万円以内（学生一人あたり）
対象	融資の対象となる学校に入学・在学される方の保護者で、世帯年収による制限あり 子供の人数に応じて幅広く対応 （例：子供2人の場合世帯年収が890万円以内）
利息	年2.25%（固定金利）※令和5年10月時点
備考	日本学生支援機構の奨学金との併用可、受験費用は合格前から借入れ可能 低所得世帯、ひとり親世帯、多子世帯などは金利や返済期間の優遇制度あり
問合せ先	日本政策金融公庫 <a href="https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html">https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html</a>

生活福祉資金貸付制度【教育支援資金】 （都道府県社会福祉協議会）	
貸付限度額	①教育支援費 <大学> 月額6万5千円以内 <短大等> 月額6万円以内 ※特に必要と認める場合は、上記上限額の1.5倍まで貸付可 ②就学支度費 50万円以内
対象	低所得世帯：必要な資金の融通を他から受けることが困難な世帯（市町村民税非課税程度）
保証人	不要(世帯内で連帯借受人が必要)
利息	無利子
償還期限	据置期間：卒業後6か月以内 償還期限：据置期間経過後20年以内
問合せ先	お住まいの地域の市区町村社会福祉協議会 （市区町村社会福祉協議会の連絡先が分からないときは都道府県社会福祉協議会にお問合せください。） 【参考】都道府県社会福祉協議会 お問合せ先一覧 <a href="https://www.shakyo.or.jp/network/kenshakyo/index.html">https://www.shakyo.or.jp/network/kenshakyo/index.html</a>

労働金庫（ろうきん）の入学時必要資金融資	
貸付限度額	入学時に進学先に支払う教育資金（入学金、授業料、進学先に納入済みのものは対象外）に対して、日本学生支援機構の貸与奨学金の申込時に選択した入学時特別増額貸与奨学金の額（10万円～50万円の間で選択した金額）が限度※申請時に選択した金額を超えての融資は不可
対象	日本学生支援機構の「入学時特別増額貸与奨学金」の採用候補者となった方
利息	年1.95%程度(固定金利)※令和5年9月1日時点
備考	入学時必要資金融資は、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申込み、低所得等を理由に利用できなかった世帯の生徒に貸与  ※予約採用の申込時に申告された家計収入が一定以下の場合、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込む手続きを省略可  労働金庫から受けた融資の返済は、進学後に振り込まれる入学時特別増額貸与奨学金により一括返済
問合せ先	労働金庫 <a href="https://all.rokin.or.jp/">https://all.rokin.or.jp/</a>

## 家計急変時の支援に関する学生等への案内（詳細版）

予期できない事由（下表該当事由）により、家計が急変した場合は、授業料等減免及び（日本学生支援機構が実施する）給付型奨学金の緊急支援を申し込むことができます。

### 1. 家計急変の事由と証明書類

下表の左欄に掲げる「事由」に該当し、右欄に掲げる証明書類を提出できる場合、緊急支援を申し込むことができます。

事由（※注1）	証明書類
A：生計維持者の一方（又は両方）が <u>死亡</u>	下記の <u>いずれか</u> ・戸籍謄本（抄本） ・住民票の除票（死亡日記載）
B：生計維持者の一方（又はは両方）が <u>事故又は病気</u> により、半年以上、就労が困難	下記の <u>すべて</u> ・医師による診断書 ・（被雇用者の場合）雇用主による病気休暇（休職）等に係る証明書（※注2）
C：生計維持者の一方（又は両方）が <u>失職</u> （非自発的失業（※注3）の場合に限る。）	・雇用保険受給資格者証（第1面・第3面・第4面）（※注4）
D：生計維持者又は本人が <u>震災、火災、風水害等に被災</u> した場合であって、次の <u>いずれかに</u> 該当 ①上記A～Cの <u>いずれかに</u> 該当 ②被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生	・罹災証明書
E：本人が父母等による <u>暴力等から避難</u> するために、「児童福祉法」又は「売春防止法」の定める施設等へ入所等することとなった（※注5）	・公的機関による保護証明書（「証明書様式」による）

#### 【注】

（注1）本制度は、低所得世帯の学生等に限って支援の対象とするものであり、家計が急変する事由が生じたことにより、収入が減少していることが前提となります。このため、収入減少を伴わない家計支出増加の場合は、本制度の緊急支援の対象としては想定していませんが、年2回実施する定期的な申し込みや、貸与型奨学金緊急・応急採用への申込は可能です。（審査の上、要件を満たす場合はこれらの支援の対象となります。）

（注2）雇用されている者が傷病により就労困難となった場合、傷病による休暇（休職）について、当該休暇（休職）の期間を記載した証明書（様式又はこれに準ずる書面）の提出が必要です。当該証明書は雇用主に作成を依頼してください。また、傷病により就労困難となった者が個人事業主の場合は、「事故又は病気により離職し半年以上就労が困難な場合の申告書」（様式）の提

出が必要です。

(注 3) 「非自発的失業」とは、雇用保険受給資格者証（又は雇用保険被保険者離職票）において、下記の離職理由コード【 11(1A), 12(1B)、21(2A), 22(2B)、23(2C)、31(3A)、32(3B)、33(3C)、34(3D)】に該当する場合をいいます。

11(1A) 解雇(1B 及び 5E※に該当するものを除く)
12(1B) 天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21(2A) 特定雇止めによる離職(雇用期間3年以上雇止め通知あり)
22(2B) 特定雇止めによる離職(雇用期間3年未満等更新明示あり)
23(2C) 特定理由の契約期間満了による離職(雇用期間3年未満等更新明示なし)
24(2D) 契約期間満了による退職(2A、2B 又は 2C に該当するものを除く。)
25(2E) 定年退職、移籍出向
31(3A) 事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
32(3B) 事業所移転に伴う正当な理由のある自己都合退職
33(3C) 正当な理由のある自己都合退職(3A、3B又は 3Dに該当するものを除く)
34(3D) 特定の正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間6月以上 12 月未満)
40(4D) 正当な理由のない自己都合退職
45(4D) 正当な理由のない自己都合退職(受給資格等決定前に被保険者期間が2か月以上)
50(5E) 被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇
55(5E) 被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇(受給資格等決定前に被保険者期間が 2 か月以上)

上記の「非自発的失業」に該当しない、下記の事由については、被災した場合(前頁表中 D に該当する場合)を除いて、授業料等減免及び給付型奨学金制度における、家計急変による緊急支援の対象とはなりませんが、年 2 回実施する定期採用への申込や、貸与型奨学金の緊急・応急採用への申込は可能です。(審査の上、要件を満たす場合に、支援対象となります。)

- ・生計維持者の 離婚 又は 失踪
- ・定年退職等、非自発的失業 (上記 (3) 参照) に該当しない離職

(注 4) 傷病手当金受給中など、雇用保険受給資格者証の発行ができないために雇用保険受給資格者証の提出ができない場合は、雇用保険被保険者離職票(離職年月日と離職理由コードが記載されたもの)と「雇用保険受給資格者証を提出できない場合の事情書」(様式)の提出が必要です。

(注 5) 事由 E (暴力等からの避難) の対象となるのは、

- ① 児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 6 条の 3 第 1 項に規定する児童自立生活援助又は同法第 31 条の規定による措置延長を受けることとなった者
- ② 売春防止法 (昭和 31 年法律第 118 号) 第 34 条第 3 項第 3 号の規定による一時保護を受けることとなった者又は同法第 36 条に規定する婦人保護施設に入所することとなった者
- ③ その他、上記①又は②に準じる者として、公的機関による保護を受けることとなった者 (避難先は、困窮者自立支援制度によるシェルターや公的施設以外の民間シェルター等も含む) です。

なお、父母がもう片方の父母から暴力等を受け、これから退避するために同伴されて上記の施



設等において保護又は一時保護を受けることとなった者も対象となり得ます。また、本人が自身の配偶者から暴力等を受けた場合にもこの事由の対象となり得ます。

## 2. 支援対象者の要件（基準）

- (1) 所得：年間所得の見込額（家計急変後の所得を基に推計）が、基準を下回ること
- (2) 資産：家計急変以外の場合と同じ（申込・届出時点で当該基準を下回ること）
- (3) 学業その他：家計急変以外の場合と同じ

## 3. 申込に必要な書類（提出書類）

申込時、下記の書類全て（①～⑤）を提出する必要があります。

① 申請書（様式）

② 事由に関する証明書類（1. の表に掲げる証明書類）

③ マイナンバー提出書類（学生本人 及び 全ての生計維持者（ただし、死亡及び暴力等から避難事由の場合、急変事由が生じた生計維持者の分は提出不要））

※所属の学校を経由せず、学生本人から日本学生支援機構に直接送付します。

④ 予期できない事由（1. の表に掲げる事由）が発生した該当者の事由発生後の所得を証明する下記の書類（ただし、死亡及び暴力等から避難事由の場合、提出不要）

・雇用主が発行した、給与明細書（事由発生後、毎月分）

※複数個所から給与を得ている場合、その全ての給与証明が必要

※賞与 がある場合は、賞与明細書の提出が必要

・その他の所得がある場合、それを証明する書類

※住民税の課税対象となる全ての所得を含みます。（住民税の課税対象とならない収入は申告不要です。）

⑤ 学生本人及び全ての生計維持者の最新の所得（課税）証明書（ただし、死亡及び暴力等から避難事由の場合、急変事由が生じた生計維持者の分は提出不要）※給付型奨学金に申し込み、上記③を日本学生支援機構に直接送付した場合は、⑤の提出を省略できます。

※学生本人が外国籍の場合は、「在留カードの写し」等を提出する必要があります。

#### 4. 申込・支援開始までの流れ

##### ① 事前相談

予期できない事由（1. の表に掲げる事由）により、家計が急変した場合、その事由が発生したときから3か月以内に（進学前に家計が急変した新入生については入学後3か月以内に）、申し込む必要があります。なるべく早い時期に、所属する大学等に、「事前相談」を行ってください。この事前相談において、必要な書類や今後の手続きについて、詳しい説明を受けてください。

##### ② 申請

3. に掲げる書類を、所属大学等に提出してください。（あわせて給付型奨学金を申し込む者については、所属大学等からまとめて、日本学生支援機構に提出されます。）

##### ③ 審査

所属大学等及び日本学生支援機構において、提出書類等を確認の上、審査を行います。

##### ④ 採用・支援開始

③の審査の結果を受けて、採用された者については、速やかに支援を開始します。

#### 5. 支援中の届出（必須）

支援開始月から6か月経過後、3か月毎（事由発生から15か月経過後は、事由発生の翌々年10月までの間1年毎）に、下記の書類を提出する必要があります。書類の提出の遅れや不備によって、当該期間の支援が中断される場合があります。

##### ① 家計急変現況届《給付奨学金》、継続願《授業料減免》

##### ② 予期できない事由（1. の表に掲げる事由）が発生した該当者の所得を証明する下記の書類

- ・雇用主が発行した、給与明細書（事由発生後、毎月分）  
 ※申込時に提出したものに追加して提出  
 ※複数個所から給与を得ている場合、その全ての給与証明が必要
- ・その他の所得がある場合、それを証明する書類

ただし、死亡事由等、急変事由が生じた生計維持者が存在しない場合、生計維持者が生活保護を受給している場合や再婚等により生計維持者の変更が生じた場合を除く）は、提出不要です。

#### 6. 支援中の額の変更等

5. で提出された資料に基づき、3か月毎（事由発生から15か月経過後は、事由発生の翌々年10月までの間1年毎）に審査を行い、支援区分（第Ⅰ区分（満額支援）、第Ⅱ区分（2/3支援）、第Ⅲ区分（1/3支援））を判定します。判定の結果、支援額が変更になったり、支援が停止されたりすることがあります。

なお、家計急変の場合に限らず、本制度においては、学業の基準を満たさないと判定さ

れた場合は支援の打切りになることがありますので、しっかり学業に励むことが重要です。学校から懲戒処分を受けた場合なども支援の打切りになることがあります。

◎ 手続の時期と内容

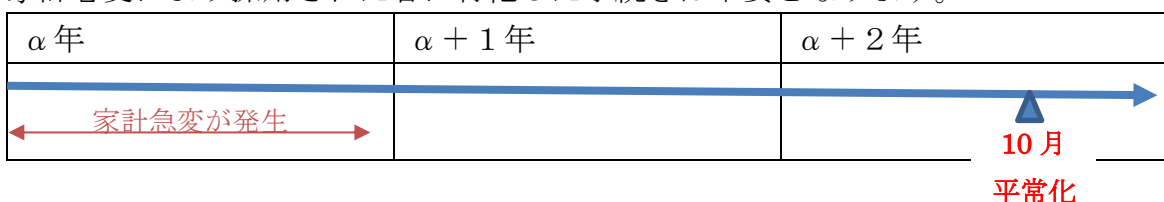
時期 (例)	手続内容
N月 (例: 5月)	★家計急変の事由発生 (例: 5月3日)
N+1 ~ N+3 月 (6月~8月)	【学生→大学等】 事前相談、申請手続き (例: 5/3 に事由発生であれば、8/3 が申請期限) 【学生等→大学等 (→機構)】 ※ (N+1月~N+3月) の所得証明等を提出
N+4 月 (9月)	【(機構→) 大学等→学生等】 認定、結果通知、支援開始 ※申請を行った月分からの支援となります。
N+7 月 (12月)	【学生等→大学等 (→機構)】 家計急変現況届等 ※ (N+1月~N+6月) の所得証明等を提出 【(機構→) 大学等→学生等】 適格認定、結果通知、(要すれば) 支援区分変更
N+10 月 (3月)	【学生等→大学等 (→機構)】 家計急変現況届等 ※ (N+1月~N+9月) の所得証明等を提出 【(機構→) 大学等→学生等】 適格認定、結果通知、(要すれば) 支援区分変更
N+13 月 (6月)	【学生等→大学等 (→機構)】 家計急変現況届等 ※ (N+1月~N+12月) の所得証明等を提出 【(機構→) 大学等→学生等】 適格認定、結果通知、(要すれば) 支援区分変更
N+25 月 (6月)	【学生等→大学等 (→機構)】 家計急変現況届等 ※ (N+13月~N+24月) の所得証明等を提出 【(機構→) 大学等→学生等】 適格認定、結果通知、(要すれば) 支援区分変更
平常化	【機構】 マイナンバー情報連携で所得情報を取得し、適格認定 【(機構→) 大学等→学生等】 結果通知、(要すれば) 支援区分変更

三カ月スパンで確認

平常化までの間、  
一年スパンで確認

(※) 平常化

α年1月から12月に家計急変事由が発生した場合、α+2年の10月分から平常化し、家計急変により採用された者に特化した手続きは不要となります。



## 7. 留意事項

### (1) 虚偽申告について

申込及び届出において申告した内容に虚偽があるなど不正が判明した場合、それまでに支援した額の最大1.4倍の額の返還を求めることがあります。申告内容の正確性を期すようにしてください。

### (2) 返還

虚偽申告の場合に限らず、学校から懲戒処分を受けたり、学業成績等が著しく悪いと判定されたりした場合、支援が打切りになるだけでなく、それまでに支援を受けた額の全部又は一部の返還等を行うことになる場合があります。

令和 年 月 日

証 明 書

下記の者については、父母等からの暴力等を理由として保護したことを証明する。

証明対象者氏名

証明対象者生年月日 年 月 日

保護施設への入所年月日 年 月 日

所 在 地

証明機関名称及び代表者氏名

電 話 番 号

公的機関が、公的機関以外の民間の保護施設（自立援助ホーム、母子生活支援施設、婦人保護施設、民間シェルター等）において保護されていることを証明する場合には、以下にその保護施設名を記載すること。

所 在 地（※）

保護施設名称及び代表者氏名（※）

電 話 番 号

※ 所在地及び代表者氏名については、記載することが適当でない場合は、省略すること。

〔注意事項〕

- 1 給付奨学金（家計急変採用）において事由Eの申請対象となるのは、次のいずれかに該当する者である。
  - ① 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第1項に規定する児童自立生活 援助又は同法第31条の規定による措置延長を受けることとなった者
  - ② 売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第3項第3号の規定による一時保護 を受けることとなった者又は同法第36条に規定する婦人保護施設に入所すること となった者
  - ③ その他、上記①又は②に準じる者として、公的機関による保護を受けることとなった者（避難先は公的施設以外の民間シェルター等も含む）
- 2 「証明書欄」は、自治体等の公的機関が記入すること。
- 3 この証明書は、父母からの暴力等を理由として保護した者に対して児童相談所及び婦人相談所、障害者虐待に関する相談・通報窓口、自治体等の公的機関が発行するものであり、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」）の奨学金に係る家計急変採用に申請する際、必ず申請者本人（学生等）から所属する学校へ提出する

こと（機構の奨学金に申し込まず、授業料等減免のみ申請する者の場合、所属する学校へ提出すること）。

- 4 なお、この証明書は、申請者に対し父母からの暴力等があった事実を証明するものではないことに留意すること。

事務連絡  
令和元年6月18日

各都道府県教育委員会  
各指定都市教育委員会 御中

文部科学省 高等教育局 学生・留学生課

高等教育段階の教育費負担軽減に関する新たな制度の実施における  
市町村民税情報の提供の円滑化に関する協力依頼について

先般、国会において、「大学等における修学の支援に関する法律」が可決され、成立しました。本法は、意欲ある高校生等が経済的理由で進学をあきらめることがないように、大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減するものであり、本法及び関係法令に基づく、授業料等減免と学資支給（給付型奨学金の支給）の新たな制度（以下「新制度」という。）については、令和2年4月からの実施を予定しています。

新制度の実施に向けて、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）では、来年度に進学を予定している高校生等を対象とした、給付型奨学金の予約採用手続きを、本年6月中旬から始めることとしています。

新制度の対象となるのは、住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯の学生等であり、具体的には、別紙1の通り、市町村民税に係る情報により所得に関する要件を規定することとしています。機構は、新制度の申込者（高校生等）からその生計維持者（原則父母）のマイナンバーの提出を求め、これを利用して、機構から市町村に対し、市町村民税に関する情報を照会することとしています。ただし、申込者の生計維持者が事情によりマイナンバーを提出することができない場合や、申込者本人の市町村民税の情報を確認する必要がある場合には、申込者から、所定の項目が記載された課税証明書等の証明書の提出を求めることとしています。

については、新制度の円滑な実施のため、高校生等の手続きに関わる下記の内容につき、各都道府県の市区町村担当課に対して、都道府県内市区町村に対する周知を依頼（指定都市にあっては、貴団体内の市民税担当課に対する周知を）いただくようお願いいたします。

記

- 1 新制度における所得に関する要件（別紙1参照）に該当することの確認にあたっては、申込者から機構に提出されるマイナンバーを利用し、機構から市町村に



対して、市町村民税に関する情報照会を行うこととなっていること。

- 2 申込者の生計維持者が事情によりマイナンバーを提出することができない場合や、申込者本人の市町村民税の情報を確認する必要がある場合には、申込者から機構に対し、市町村民税の所得割に関する下記（イ）～（ト）の項目（マイナンバー制度において情報連携を行うデータ項目等を定めた「データ標準レイアウト様式 B-002（地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報）」における定義によるものとする。）について、課税証明書等の証明書を提出するよう求めていることから、高校生等やその保護者から当該証明書の発行の求めがある場合には、協力していただきたいこと。

- イ) 課税標準額【特定個人情報項目コード TK00000200000810】
- ロ) 調整控除の額【同 TK00000200001020（市町村民税\_調整控除額）】
- ハ) 税額調整額【同 TK00000200001090（市町村民税\_調整額）】
- ニ) 扶養親族の数【同 TK00000200000570（配偶者控除等）、TK00000200000590（扶養控除一般）、TK00000200000600（扶養控除特定）、TK00000200000610（扶養控除老人）、TK00000200000630（16歳未満扶養親族）】
- ホ) 控除等に係る本人該当区分【同 TK00000200000710（控除対象障害者）、TK00000200000720（控除対象寡婦（寡夫））】
- ヘ) 合計所得金額【同 TK00000200000040】
- ト) 総所得金額等【同 TK00000200000030】

- 3 各市町村における所定の課税証明書等の様式により上記（イ）～（ト）の項目について確認できない場合には、別紙2の「授業料等減免及び学資支給金の支給に係る課税証明書（補足）」またはこれに代わる書面を、所定の課税証明書等とあわせて交付していただきたいこと。

なお、本協力依頼については、総務省自治税務局市町村税課に協議済みであることを申し添えます。

以上

(担当)

文部科学省高等教育局学生・留学生課奨学事業係

電話 03-5253-4111（内線：3051）

E-mail [gakushi@mext.go.jp](mailto:gakushi@mext.go.jp)

## 授業料等減免・給付型奨学金の新制度における、所得に関する要件

対象者本人及びその生計維持者について基準式（市町村民税の所得割の課税標準額×6%－（調整控除の額＋税額調整額））に基づき算定された額（零を下回る場合には零とし、100円未満の端数がある場合には切り捨てる。）を合算した額が、以下に該当すること。

基準式に基づき算定された額	新制度における支援額
A 100円未満の場合	所定の支援額
B 100円以上25,600円未満の場合	Aの支援額の2/3の額
C 25,600円以上51,300円未満の場合	Aの支援額の1/3の額

※ B、Cの場合の額に100円未満の端数がある場合には100円に切り上げる。

### （※算定について）

- ・ 支援が行われる月の属する年度（その月が4月から9月までであるときは、その前年度）分のもので算定
- ・ 政令指定都市に市民税を納税している場合は、上記の（調整控除の額＋税額調整額）に4分の3を乗じた額とする。
- ・ 地方税法第295条第1項各号に規定する者又は同法附則第3条の3第4項の規定により同項の市町村民税の所得割を課することができない者については、上記基準式に基づき算定された額は零とする。
- ・ 市町村民税の所得割の賦課期日において国内に住所を有しない者等については、上記基準式によらず別に文部科学省令で定めるところにより算定した額とする。

上記の内容については、関係政省令に規定する予定です。

（政令案の概要）

[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afieldfile/2019/05/28/1417253\\_001.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/05/28/1417253_001.pdf)

（省令案の概要）

[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afieldfile/2019/05/28/1417253\\_002.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/05/28/1417253_002.pdf)

殿

\_\_\_\_\_  
(氏名)

授業料等減免及び学資支給金の支給に係る課税証明書（補足）

大学等における修学の支援に関する法律その他の関係法令に基づき実施される、授業料等減免及び学資支給金（給付型奨学金）の支給に関して、その申込等の手続きのため照会があった事項のうち、添付の課税証明書等に記載のない以下の事項（マイナンバー制度において情報連携を行うデータ項目等を定めた「データ標準レイアウト様式 B-002（地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報）」における定義によるものとします。）については、下記の通りです。

令和\_\_\_\_年度（令和\_\_\_\_年分）の所得等

- 課税総所得金額 \_\_\_\_\_ 円
- その他の課税所得金額の合計 \_\_\_\_\_ 円
- 合計所得金額 \_\_\_\_\_ 円
- 総所得金額等 \_\_\_\_\_ 円
- 扶養親族の合計 \_\_\_\_\_ 人（※同一生計配偶者を含む）
- 本人該当区分 ※以下のうち、該当するものに○  
特別障害      その他の障害      特別寡婦      寡婦・寡夫  
勤労学生      未成年

(税額控除 内訳)

- 調整控除の額 \_\_\_\_\_ 円
- 税額調整額 \_\_\_\_\_ 円

日付      令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

市区町村名 \_\_\_\_\_

担当部局課名 \_\_\_\_\_

公印

(参考)

## Q&A

**Q1: 事務連絡に記載の「申込者の生計維持者が事情によりマイナンバーを提出することができない場合」とは、具体的にどのような場合を想定していますか。**

A1: 具体的には、重度の傷病で自筆できないなど、極めて限定的な場合を想定しています。(関係法令に則って、新制度の申込者に対しては、手続きの簡素化による申込者の負担軽減と事務の効率化の双方の観点から、マイナンバー提出が「必要」と案内しています。)

**Q2: 「申込者の生計維持者が事情によりマイナンバーを提出することができない場合」として、どの程度の件数が見込まれますか。**

A2: 仮に、新制度の対象者を一定の仮定のもと最大約 75 万人(生計維持者は各 2 人として 150 万人)と見積もった場合、申込者の 0.1%程度(昨年の奨学金事務における実態をもととした割合)がマイナンバー未提出と仮定すれば、申込者本人を除いて 1,500 人程度がマイナンバー未提出と見込まれます。(全国に市町村は 1,700 程度存在するため、単純計算で、1 市町村につき該当者 1 人程度となります。)

**Q3: 事務連絡には「本人の市町村民税の情報を確認する必要がある場合」とありますが、具体的にどういった場合を想定されていますか。本人についても、生計維持者と同様に、マイナンバーにより情報連携することが基本となるのでしょうか。**

A3: 2019 年の申込においては、申込者本人(高校生等)については、マイナンバーによる情報連携ができないため、具体的には、本人が市町村民税を課税されている場合(概ね、未成年であれば額面で 200 万円以上、成年であれば額面で 100 万円以上の収入がある場合)のみ、紙の証明書の提出を求めています。2020 年 6 月以降の申込においては、本人分も生計維持者と同様にマイナンバーによる連携ができる予定ですので、マイナンバーが提出される限り、紙の証明書の提出を求めることは想定していません。

**Q4: 「各市町村における所定の課税証明書等の様式により指定の項目について確認できない場合には、別紙 2 またはこれに代わる書面を交付」とありますが、これら書面には公印が必要ですか。所定の課税証明書等に指定の項目について付記する等の対応で代えてもかまいませんか。**

A4: 書面の真正性の確保の観点から、公印がある書面が望ましいと考えていますが、これにより難しい場合は、少なくとも当該書面に担当部局課名を明記し、各市町村

によって発行されたことが分かる書面（例えば、レターヘッド付き用紙や偽造・改ざん防止処理を施した用紙等に印刷したもの）を交付いただきたいと考えています。所定の課税証明書等に指定の事項を付記する場合も、同様に御対応いただくよう、お願いします。

※ 新制度に関する一般的な Q&A については、文部科学省ホームページに掲載していますので、御参照下さい。

([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/1409388.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1409388.htm))

事務連絡  
令和3年10月1日

各都道府県教育委員会  
各指定都市教育委員会 御中

文部科学省 高等教育局 学生・留学生課

高等教育の修学支援新制度における市町村民税情報の提供の円滑化に関する  
協力依頼及び標準補足様式の改訂について

「大学等における修学の支援に関する法律」（令和元年法律第8号）に基づき、高等教育の修学支援新制度（以下、「新制度」という。）が開始され、約1年が経過しました。本制度は、意欲ある高校生等が経済的理由で進学をあきらめることがないよう、大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減するものであり、本法及び関係法令に基づく、授業料等減免と学資支給（給付型奨学金の支給）を行う制度です。

新制度の実施について、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）では、来年度に進学を予定している高校生等を対象とした給付型奨学金の予約採用手続きを、本年4月から実施しており、また9月以降も引き続き、在学している学生等を対象とした在学採用手続きを実施しております。これらの採用手続において使用される住民税情報においては、ひとり親控除の創設等の税制改正を踏まえたものとなることから、「高等教育段階の教育費負担軽減に関する新たな制度の実施における市町村民税情報の提供の円滑化に関する協力依頼について」（令和元年6月18日付）で周知させていただきました「授業料等減免及び学資支給金の支給に係る課税証明書（補足）」を改訂させていただきました。同事務連絡において、各市区町村に対する周知と協力を依頼した事項について、この度の標準補足様式が改訂されたことについても、同事務連絡と同様の取り扱いをお願いいたします。

なお、本件については、総務省自治税務局市町村税課に協議済みであることを申し添えます。

以上

(本件問合せ先)

文部科学省 高等教育局 学生・留学生課

高等教育修学支援室

電話：03-5253-4111（代表）（内線 3410）

e-mail: [gafutankeigen@mext.go.jp](mailto:gafutankeigen@mext.go.jp)

※ お問合せは、メールにてお願いします。

殿

\_\_\_\_\_  
(氏名)

授業料等減免及び学資支給金の支給に係る課税証明書 ( 補足 )

大学等における修学の支援に関する法律その他の関係法令に基づき実施される、授業料等減免及び学資支給金（給付型奨学金）の支給に関して、その申込等の手続きのため照会があった事項のうち、添付の課税証明書等に記載のない以下の事項（マイナンバー制度において情報連携を行うデータ項目等を定めた「データ標準レイアウト様式 B-002（地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報）」における定義によるものとします。）については、下記の通りです。

令和\_\_\_\_年度（令和\_\_\_\_年分）の所得等

- 課税総所得金額 \_\_\_\_\_ 円
- その他の課税所得金額の合計 \_\_\_\_\_ 円
- 合計所得金額 \_\_\_\_\_ 円
- 総所得金額等 \_\_\_\_\_ 円
- 扶養親族の合計 \_\_\_\_\_ 人 (※同一生計配偶者を含む)
- 本人該当区分 ※以下のうち、該当するものに○  
特別障害    その他の障害    寡婦    ひとり親  
勤労学生    未成年

(税額控除 内訳)

- 市町村民税調整控除の額 \_\_\_\_\_ 円
- 市町村民税税額調整額 \_\_\_\_\_ 円

日付            令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
市区町村名    \_\_\_\_\_  
担当部局課名   \_\_\_\_\_

公印

(令和 3 年 9 月改訂版)

事務連絡  
令和4年12月19日

各都道府県教育委員会  
各指定都市教育委員会 御中

文部科学省 高等教育局 学生支援課

高等教育の修学支援新制度における市町村民税情報の提供の円滑化に関する  
協力依頼及び標準補足様式の改訂について

「大学等における修学の支援に関する法律」（令和元年法律第8号）に基づき、高等教育の修学支援新制度（以下、「新制度」という。）が開始され、約2年が経過しました。本制度は、意欲ある高校生等が経済的理由で進学をあきらめることがないように、大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減するものであり、本法及び関係法令に基づく、授業料等減免と学資支給（給付型奨学金の支給）を行う制度です。

新制度の実施について、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）において採用手続を実施しております。

新制度の対象となるのは、住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯の学生等であり、市町村民税に係る情報により所得を確認しており、機構は、新制度の申込者（高校生等）からその生計維持者（原則父母）又は本人のマイナンバーの提出を求め、これを利用して、機構から市町村に対し、市町村民税に関する情報を照会しています。

ただし、事情によりマイナンバーを提出することができない場合には、申込者から、所定の項目が記載された課税証明書等の証明書の提出を求めるとしてしています。

これらの採用手続において使用される住民税情報においては、「独立行政法人日本学生支援機構法施行令及び大学等における修学の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布について」（令和4年政令第284号）が本年10月1日から施行されたことに伴い、「高等教育段階の教育費負担軽減に関する新たな制度の実施における市町村民税情報の提供の円滑化に関する協力依頼について」（令和元年6月18日付 文部科学省高等教育局学生・留学生課事務連絡）における別紙2「授業料等減免及び学資支給金の支給に係る課税証明書（補足）」を別紙1のとおり改訂いたしました。この度の標準補足様式が改訂されたことについて、新制度の円滑な実施のため、各都道府県の担当課に対して、域内市区町村の住民税担当に対する周知を依頼（指定都市にあっては、貴団体内の市民税担当課に対する周知を）いただくようお願いいたします。

以上

（本件問合せ先）  
文部科学省 高等教育局 学生支援課  
高等教育修学支援室  
電話：03-5253-4111（代表）（内線 3495、3410）  
e-mail: [gafutankeigen@mext.go.jp](mailto:gafutankeigen@mext.go.jp)  
※ お問合せは、メールにてお願いします。



殿

\_\_\_\_\_  
(氏名)

## 授業料等減免及び学資支給金の支給に係る課税証明書 (補足)

大学等における修学の支援に関する法律その他の関係法令に基づき実施される、授業料等減免及び学資支給金（給付型奨学金）の支給に関して、その申込等の手続きのため照会があった事項のうち、添付の課税証明書等に記載のない以下の事項（マイナンバー制度において情報連携を行うデータ項目等を定めた「データ標準レイアウト様式 B-002（地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報）」における定義によるものとします。）については、下記の通りです。

## 令和\_\_\_\_年度（令和\_\_\_\_年分）の所得等

- 課税総所得金額 \_\_\_\_\_ 円
- その他の課税所得金額の合計 \_\_\_\_\_ 円
- 合計所得金額 \_\_\_\_\_ 円
- 総所得金額等 \_\_\_\_\_ 円
- 扶養親族の合計 \_\_\_\_\_ 人（※同一生計配偶者を含む）  
内、扶養控除（一般）の人数 \_\_\_\_\_ 人（※特定・老人以外の扶養控除対象）
- 本人該当区分 ※以下のうち、該当するものに○  
特別障害    その他の障害    寡婦    ひとり親  
勤労学生    未成年

(税額控除 内訳)

- 市町村民税調整控除の額 \_\_\_\_\_ 円
- 市町村民税税額調整額 \_\_\_\_\_ 円

日付            令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

市区町村名    \_\_\_\_\_

担当部局課名    \_\_\_\_\_

公印            (令和4年12月改訂版)

# 減免額算定基準額の算定における海外居住者の扱いについて

## 1. 国内に住所を有しない者に関する取扱い

支援区分の認定のための減免額算定基準額は、市町村民税の所得割の課税標準額等をもとに算定するものであるが、市町村民税の賦課期日(1月1日)に日本国内に住所を有しない者(以下、海外居住者)は、その年度の住民税が課されていないため、適切な減免額算定基準額を計算することができない。

このため、課税標準額等に準ずるものをもって減免額算定基準額を算定することとする。

(施行令第2条第2項ただし書き及び施行規則第19条第1項第1号)

## 2. 課税標準額等に準ずるもの

下記の算式により算出された額について、学生等及びその生計維持者の合計額を「減免額算定基準額」という。

$$\text{算式} \quad \text{市町村民税の所得割の課税標準額} \times 6\% - (\text{市町村民税調整控除の額} + \text{市町村民税額調整額})$$

ただし、地方税法の市町村民税所得割非課税である者(地方税法第295条第1項各号及び附則第3条の3第4項)に該当する場合は、減免額算定基準額=0とする。

### (1) 課税標準額に準ずるもの(施行規則第19条第2項第1号関係)

以下の①から②を控除した額とする。 ※下線部は地方税法の考え方をういて算定。

① 合計所得金額に準ずるもの: 以下(ア)(イ)(ウ)を合算した額とする。

(ア) 給与収入金額(控除前) - 給与所得控除額に相当する額

(イ) 公的年金等収入金額(控除前) - 公的年金等控除額に相当する額

(ウ) 給与及び年金以外の各所得(経費等控除後。負の値は0とする)

の合算額

前年1月1日から12月31日の間の各収入金額等について、申込者等からの申告を求め、提出された証明書により確認する。

② 所得控除額に準ずるもの: 以下(ア)(イ)を合算した額とする。

(ア) 人的控除の額に準ずるもの(世帯構成等に関する申込者等からの申告に基づき、地方税法の考え方をういて、基礎控除、配偶者(特別)控除、扶養控除、障害者控除、寡婦(寡夫)控除及び勤労学生控除に相当するものについて、それぞれ算定し合算したもの。)

(イ) 社会保険料控除の額に準ずるもの: ①(ア)(イ)(ウ)の所得を合算した額の15%とする。

### (2) 調整控除の額及び税額調整額に準ずるもの(施行規則第19条第2項第2号関係)

地方税法の考え方をういて、調整控除の額及び税額調整額に相当するものをそれぞれ算定する。この際、(1)①を同法における「合計所得金額」及び「総所得金額等」とみなし、(1)②(ア)をそれぞれ同法における人的控除とみなすこととする。**ただし、令和4年10月1日以降に算定する減免額算定基準額については、申込者等が早生まれ(※)であって、生計維持者が申込者等を扶養している場合は、上記に7,200円を加えた額とする。**

※扶養控除の対象(控除対象扶養親族)と判定された時点の年齢が18歳であって、生年月日が1月2日～4月1日のいずれかである者

### (3) 非課税である者に準ずるもの

(施行規則第19条第2項柱書「(同項本文に規定する～零)」関係)

地方税法の考え方をういて、非課税である者に相当するものに該当するか否かを判断し、該当する場合は減免額算定基準額を0(零)とする。この判断に際し必要となる、合計所得金額、総所得金額等、人的控除の額、調整控除の額、税額調整額に相当する額については、(1)及び(2)で算定したものをういる。

※海外居住者は生活扶助を受給しないため、地方税法第295条第1項第1号については、勘案しない。

# 減免額算定基準額の算定における、家計が急変した学生等の扱いについて

## 1. 生計維持者の死亡、災害等により緊急に支援が必要となった者に係る支給額算定基準額の算定に関する取扱い

支援区分の認定のための減免額算定基準額は、市町村民税の所得割の課税標準額等をもとに算定するものであるが、生計維持者の死亡、災害等により家計に急変(以下、家計急変)が生じた者は、家計急変が生じた年度及びその次年度の住民税が家計急変前の収入を含めた年収を基に課されているため、これにより減免額算定基準額を算出すると、家計急変後の状況が反映されず、実態との乖離が生じる。

このため、課税標準額等に準ずるものをもって減免額算定基準額を算出することとする。 (施行令第2条第2項ただし書き及び施行規則第19条第1項第2号)  
※家計急変事由が発生していない生計維持者や申請者本人については、通常通り減免額算定基準額を算出する。

## 2. 課税標準額等に準ずるもの

下記の算式により算出された額について、学生等及びその生計維持者の合計額を「減免額算定基準額」という。

$$\text{算式} \quad \text{市町村民税の所得割の課税標準額}^{(1)} \times 6\% - (\text{市町村民税調整控除の額} + \text{市町村民税額調整額})^{(2)}$$

ただし、地方税法の市町村民税所得割非課税である者(地方税法第295条第1項各号及び附則第3条の3第4項<sup>(3)</sup>)に該当する場合は、減免額算定基準額=0(零)とする。

### (1) 課税標準額に準ずるもの(施行規則第19条第2項第1号関係)

以下の①から②を控除した額とする。

- ① 合計所得金額に準ずるもの: 以下(ア)(イ)(ウ)を合算した額とする。
- (ア) 給与収入金額※(控除前) - 給与所得控除額に相当する額
  - (イ) 公的年金等収入金額※(控除前) - 公的年金等控除額に相当する額
  - (ウ) 給与及び年金以外の各所得※(経費等控除後。負の値は0とする)の合算額

※これらについて、提出された収入を証明する書類が、家計急変の事由発生後 nヶ月分であれば、その合算額に12/nを乗じることにより年収(年間所得)に換算する。

### ② 所得控除額に準ずるもの:

申込者等の申告又は課税証明書等により確認できる、最新※の所得控除合計額

- ※上記が取得できなかった場合は、以下(ア)から(イ)を控除した額で代替する
- (ア) 申込者等の申告又は課税証明書等により確認できる、最新※の総所得金額等
  - (イ) 申込者等の申告又は課税証明書等により確認できる、最新※の課税標準額

### (2) 調整控除の額及び税額調整額に準ずるもの

(施行規則第19条第2項第2号関係)

申込者等からの申告又は課税証明書等により確認できる、直近の調整控除額及び調整額を、調整控除の額及び税額調整額に準ずるものとする。ただし、令和4年10月1日以降に算定する減免額算定基準額については、申込者等が早生まれ(※)であって、生計維持者が申込者等を扶養している場合は、上記に7,200円を加えた額とする。

※扶養控除の対象(控除対象扶養親族)と判定された時点の年齢が18歳であって、生年月日が1月2日～4月1日のいずれかである者

### (3) 非課税である者に準ずるもの

(施行規則第19条第2項柱書「同項本文に規定する～零」関係)

地方税法の考え方をういて、非課税である者に相当するものに該当するか否かを判断し、該当する場合は減免額算定基準額を0(零)とする。この判断に際し必要となる、合計所得金額、総所得金額等に相当する額については(1)で算定したものをうい、扶養親族の数については申込者等からの申告又は課税証明書等により確認できる情報を用いる。

※減免額算定基準額は、家計急変の事由発生から十五カ月を経過するまでは原則として三カ月ごとに見直すこととする。その際の計算方法は上記2.(1)～(3)に準ずる。

※「施行令」とは、大学等における修学の支援に関する法律施行令(令和元年政令第49号)をいう。  
※「施行規則」とは、大学等における修学の支援に関する法律施行規則(令和元年文部科学省令第6号)をいう。  
※「最新」とは、当該減免額算定基準額を決定すべき月における最新の年度をいう。

# 減免額算定基準額の算定における、進学のために本人が離職した場合の扱いについて

## 1. 進学のために離職した者に関する取扱い

支援区分の認定のための減免額算定基準額は、市町村民税の所得割の課税標準額等をもとに算定するものであるが、入学する(した)前年度の住民税が離職前の収入を含めた年収を基に課されているため、これを基に減免額算定基準額を算定すれば、本人が確認大学等に入学するために離職することにより世帯収入の減少が見込まれる場合に、実態との乖離が生じる。

このため、課税標準額等に準ずるものをもって減免額算定基準額を算定することとする。

(施行令第2条第2項ただし書き及び施行規則第19条第1項第3号)

## 2. 課税標準額等に準ずるもの

下記の算式により算出された額について、学生等及びその生計維持者の合計額を「減免額算定基準額」という。

$$\text{算式} \quad \text{市町村民税の所得割の課税標準額} \times 6\% - (\text{市町村民税調整控除の額} + \text{市町村民税額調整額})$$

ただし、地方税法の市町村民税所得割非課税である者(地方税法第295条第1項各号及び附則第3条の3第4項)に該当する場合は、上記算式により算出される額は0(零)とする。

次の条件①及び②をいずれも満たす場合

- ① 確認大学等に入学した日前1年以内に離職する予定(した)であること
- ② 離職する日の属する年度又はその翌年度の住民税が課税されていること

学生等本人については、(1)及び(2)の額を0(零)とみなす。

(1)課税標準額に準ずるもの  
(施行規則第19条第2項第1号関係)

(2)調整控除の額及び税額調整額に準ずるもの  
(施行規則第19条第1項第2号関係)

※上記取扱いは、認定時の収入基準の審査(入学から1年半経過後に行うものを除く)、入学年度の適格認定(経済)においてのみ適用する。

※「施行令」とは、大学等における修学の支援に関する法律施行令(令和元年政令第49号)をいう。

※「施行規則」とは、大学等における修学の支援に関する法律施行規則(令和元年文部科学省令第6号)をいう。

## Q&A(令和3年5月31日版)

Q 1 遡及取消に係る債権（適格認定の判定において学業成績等が著しく不良で「廃止」の区分をうけ、災害・傷病等のやむを得ない事由もなく遡及取消となった者が、返納すべき遡及取消期間の補助金）は、どのように督促するのか。

A 1 学校は、電話又は書面によって督促するものとし、通話記録を残したり、配達記録を利用するなど、督促に係る記録は必ず残してください。

Q 2 学校は、遡及取消に係る債権を何年間保有しておく必要があるのか。また、債権を償却する場合、どのような手続きが必要か。

A 2 学校は、年1回以上、5年間、学生、生徒又は元学生（以下、「学生等」という）に督促して、毎年度の授業料等減免に関する実績報告書（以下、「実績報告書」という）において回収状況等を報告する必要があります。また、5年を経過した債権は、5年経過した翌年度の実績報告書（令和2年度の遡及取消済分は令和8年4月提出の令和7年度実績報告）に記載することをもちって償却することが出来ます。

Q 3 学生等が分割での返納を希望した場合、学校は対応する必要があるのか。

A 3 学生等は分割で返納することも可能です。その場合、学校は適切に債権管理をして、毎年度の実績報告書において報告する必要があります。

Q 4 学生等から返納された補助金について、学校はどのように国に返納するのか。

A 4 学生等から返納された補助金は、翌年度の実績報告書に記載のうえ、国に返納していただきます。様式等は、改めて周知致します。

Q 5 学校の規定では、除籍者の未納分の授業料は免除することになっている。遡及取消の対象になった学生等が授業料未納で除籍となった場合、当該学生等にも返納させる必要があるのか。

A 5 国から学校に対して授業料相当額が交付されており、国が支弁した分は、授業料未納という状況にないため、学校の規定で免除することはできません。

## Q&A(令和3年5月31日版)

Q 6 学生等の返納に係る手数料は、学校の負担か、それとも学生等の負担か。

A 6 学生等の負担軽減に配慮いただきたいと思いますと考えますが、最終的には各学校においてご判断ください。



# 高等教育の修学支援新制度における専修学校の専門課程(専門学校)に関する留意点

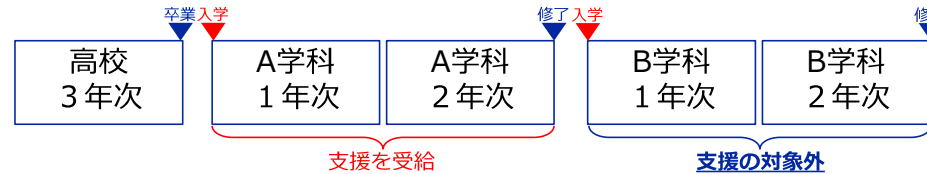
## 基本的な考え方

- 高等教育の修学支援新制度において、支援の対象となり得るのは専修学校の「専門課程」の生徒。(高等課程、一般課程、附帯教育の生徒は対象外)
- 一度、認定された生徒が支援を受けられる期間は、基本的に当該学科における修業年限までの間(修了まで)である。(A及びCを参照)
- ただし、専門課程である学科から別の学科に異動した場合であって、次に該当するときには支援の対象となる。(Eを参照)
  - 修業年限を終える前に、同一学校種の間で転学をした場合(前の学校の修業年限を終え(修了し)、他の学校に入学した場合には「転学」とはならないことに留意)
  - 修業年限を終える前に、同一の専修学校(専門課程)において、学科等の相互の間で転籍したもの(修了後に異なる学科等に入学した場合には、ここで言う「相互の間」の「転籍」にはならないことに留意)
- 「上級学科」や「専攻科」と称される2番目以降の専門課程に在籍する生徒については、以前に在籍していた学科で支援を受けておらず、かつ、高校卒業後、2番目以降の学科に入学するまでの期間に関する要件(高校を卒業した年度の翌年度の末日から2年以内)を満たせば、支援の対象となり得る。(B及びDを参照)

## 専門課程の間の異動のパターン(例)

A

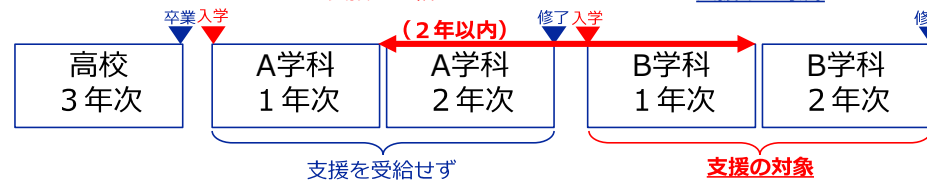
2年制のA学科で支援を受けて修了し、別の2年制のB学科の1年次に入学した場合(A学科には高校卒業の翌年度に入学)



A学科において支援を受けて修了しており(修業年限を終えている)、B学科では**支援の対象外**

B

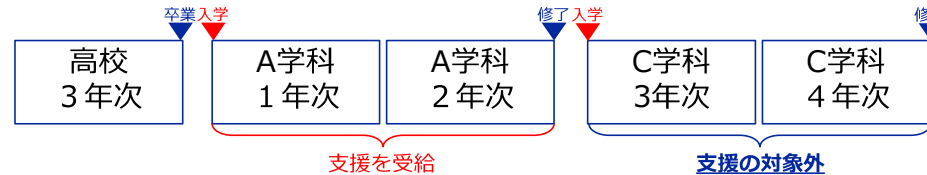
2年制のA学科で支援を受けずに修了し、高校を初めて卒業した年度の翌年度の末日から2年以内に別の2年制のB学科の1年次に入学した場合



A学科において支援を受けず、B学科に入学したのが高校を卒業した年度の翌年度の末日から2年以内であれば**支援の対象**  
(高校卒業からA学科入学までに1年以上の期間が空いている場合は、B学科では対象外)

C

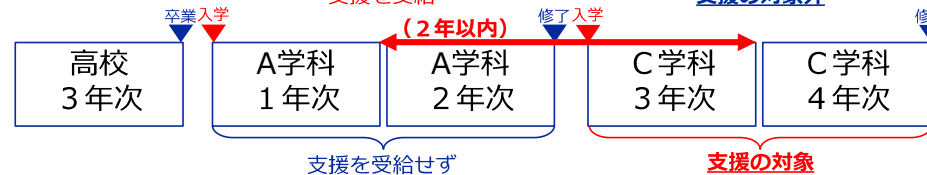
2年制のA学科で支援を受けて修了し、別の4年制のC学科の3年次に入学した場合(A学科には高校卒業の翌年度に入学)



A学科において支援を受けて修了しており(修業年限を終えている)、C学科では**支援の対象外**

D

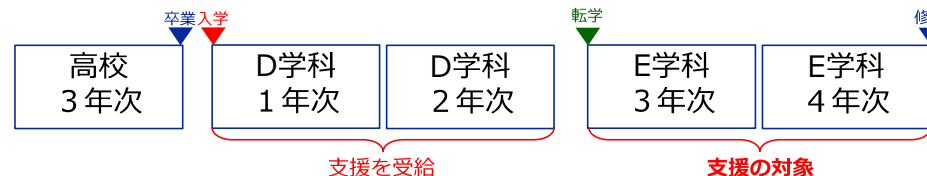
2年制のA学科で支援を受けずに修了し、高校を初めて卒業した年度の翌年度の末日から2年以内に別の4年制のC学科の3年次に入学した場合



A学科において支援を受けず、C学科に入学したのが高校を卒業した年度の翌年度の末日から2年以内であれば**支援の対象**  
(高校卒業からA学科入学までに1年以上の期間が空いている場合は、C学科では対象外)

E

3年制のD学科で2年次まで支援を受け在籍し、修了せずに、3年目から別の専修学校(専門課程)のE学科の3年次に転学した場合※



同一学校種間で転学した場合は**支援の対象**(ただし、D学科を修了した場合は、ここで言う「転学」とはならず、E学科では支援対象外となる。)

※ 同一の専修学校(専門課程)において、学科等の相互の間で転籍した場合も同様